



横田金作氏
明知町の士 大正四年歩兵第六十聯隊
第一中隊入營後補欠の爲第九中隊へ編入
五年秋季演習の爲靜岡縣下へ出張六年七
月一等卒命十一月二十三日除隊分會評議
員なり



梅村義三氏
明知町の士 大正五年十二月輜重兵第
十五大隊第二中隊入營修等の成績を以て
大正六年二月二十八日除隊



梅村營十郎氏
靜波村の士 廿六年三月輜重兵第九大
隊第二中隊へ入營廿七年七月命澤出發
月廿七日清國柳屯上陸旅順攻圍軍に參
加廿八年三月奉天附近各地の戰闘に參
り汽車行軍にて柳屯着全月二十七日出
澤若二月五日召集解隊除隊功に依り勳
八等及金貳百圓並に從軍記章下賜



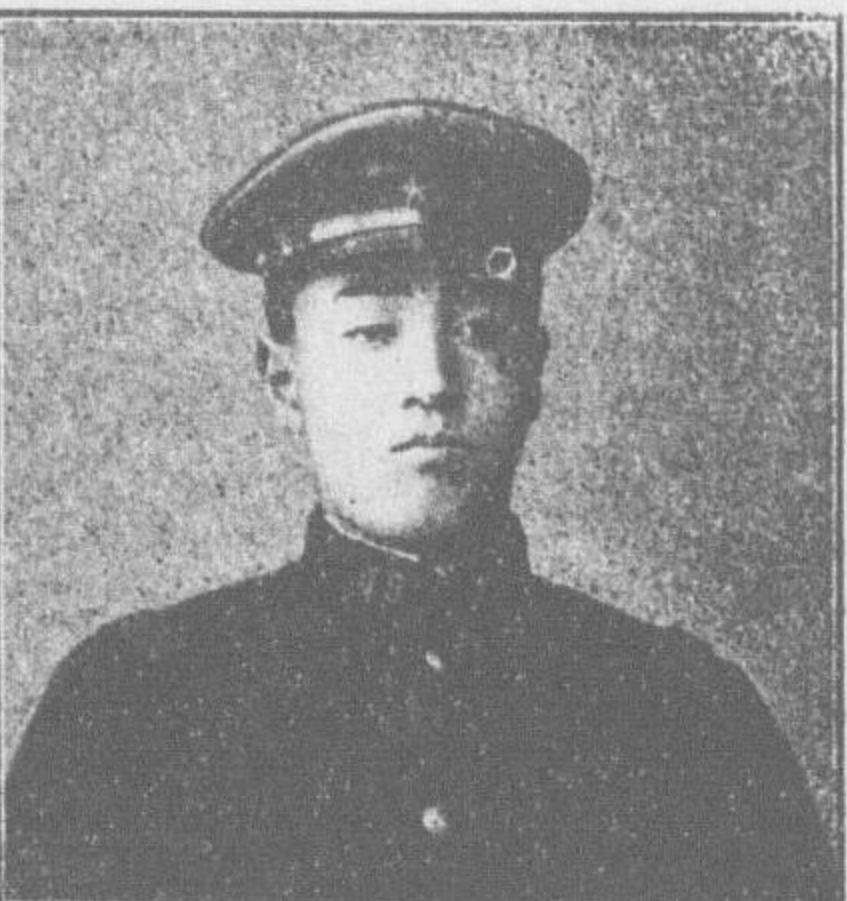
森信雄氏
坂下町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第九中隊入營十年四月滿州へ派遣柳屯
に駐劄大連方面の勤務に従事十月秋季
台演習のため金州方面へ出張歸後旅順
本隊へ歸還十一月上等兵に昇進翌十一月
十一月内地歸還除隊精勳章及褒賞休暇一
日附與せらる



小林幸一氏
坂下町の士 大正二年騎兵第十九聯隊
第一中隊入營九年十一月第二中隊へ轉出
行證書附與除隊



糸魚川林助氏
坂下町の士 大正七年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營上等兵に昇進九年十一月歸
休退營精勳章及び善行證書附與



市川又一氏
靜波村の士 廿九年歩兵第十九聯隊第
五中隊入營四年十月續丁衛卒業證書附
與十二月一等卒命四十四年十一月善行証
書證書附與除隊



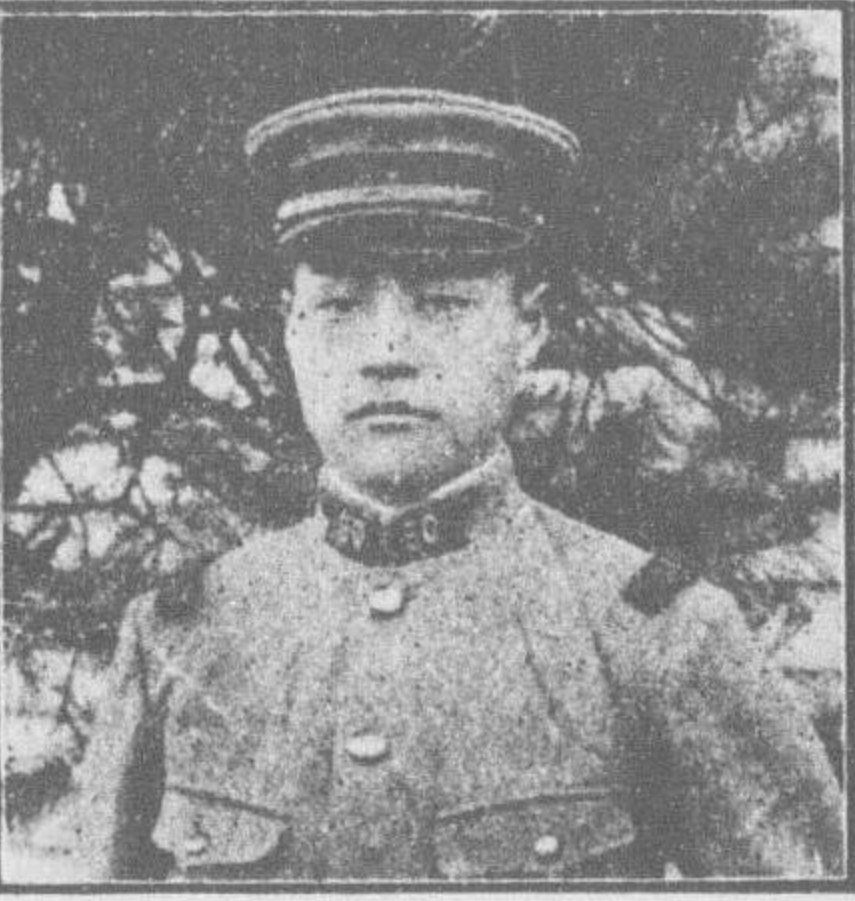
大島森一氏
靜波村の士 廿八年歩兵第十九聯隊補
充大隊第四中隊入營廿九年五月歩兵第
九聯隊第二中隊編入十一月第五中隊へ
出十二月一日一等卒命四十四年十一月二十
日除隊せらる



門野理一郎氏
靜波村の士 四十三年歩兵第六十聯隊
第一中隊入營四年四月上等兵候補者
命三月秋季演習の爲靜岡縣へ出張十一月
一等卒命大正元年十一月秋季演習の爲三
尾地方へ出張全月二十五日善行證書附與
除隊



山崎豊市氏
坂下町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
第四中隊へ入營九年秋季演習のため長野
の岐原縣下へ出張十年三月北支那派遣
再び秋季演習のため三河地方へ出張歸
後同月廿五日歸休除隊善行證書附與



糸井川勳次氏
落合村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
第四中隊入營八年三月狙撃砲修業を命ぜ
らる十年四月任軍曹同月北支那へ派遣天
津及山海關の地に守備後一日旅順本隊へ
歸還十一月内地歸還除隊分會副長に當選
二年四月十日同村分會副長に當選



堀井潔氏
落合村の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第四中隊へ入營十年四月北支那へ派遣天
津及山海關の地に守備同年十二月一日上
等兵に昇進翌十一月八月旅順本隊へ歸還
十一月内地歸還除隊精勳章善行證書及
褒賞休暇一回附與



坂本彌一氏
 落合村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
 第三中隊入營 七年三月機銃修業命
 月特別大演習のため關東地方へ出張歸營
 後木村少尉從卒拜命一等卒に命ぜらるる八
 年四月機銃初年兵教育掛命同年十一月
 歸隊除隊予精勤章及善行證書並同團大隊中
 隊各銃劍術賞狀附與せらる



山本房松氏
 落合村の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第一中隊入營 十年四月八日北支那派遣の
 爲め屯營出發大坂港經由秦皇島上陸天津
 隊上守備十一月内地歸還同月廿五日除隊
 隊上等兵に昇進精勤章附與せらる現分會
 役員たり



長瀬角吉氏
 中津町の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第九中隊へ入營 七年二月井中尉從卒拜
 命十一月縣東平野に旅行の特別演習に
 參加酒肴料下賜同月廿八日除隊精勤章二
 回及善行證書附與



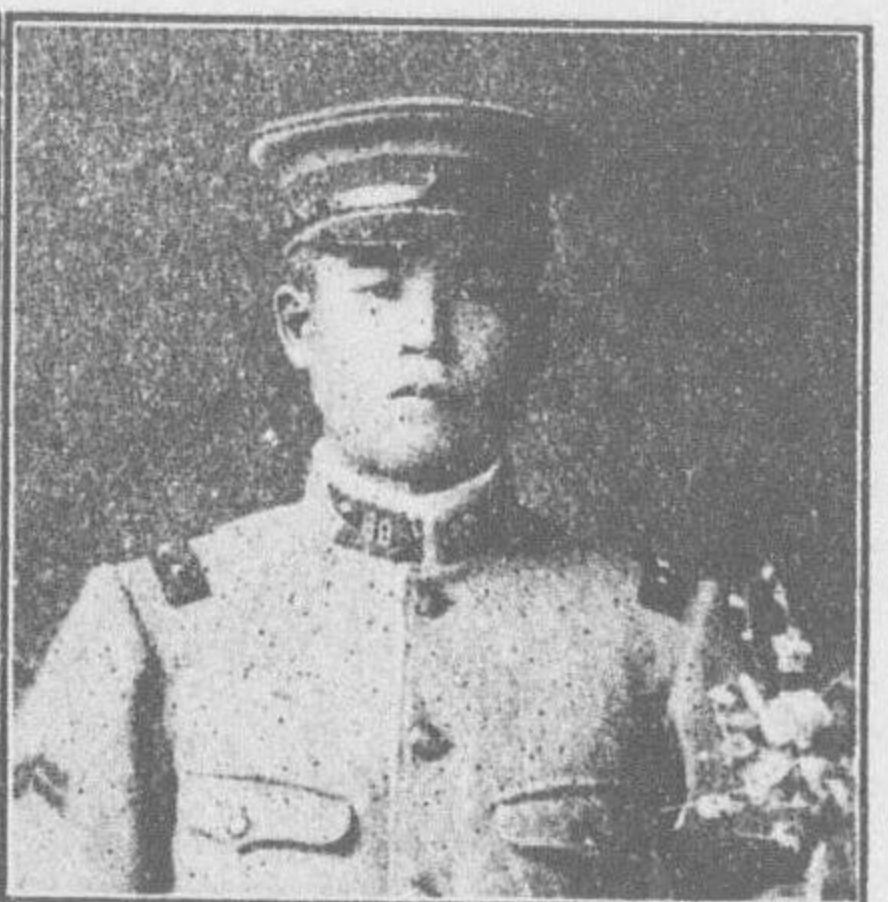
酒井朝光氏
 中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第九中隊へ入營 九年十一月一等卒命十年二
 月上屯營兵に昇進三月十五日滿洲駐劄のた
 め屯營出發神戶港出帆大連上陸割地旅
 順着十一月内地留守隊歸着同月廿五日歸
 休除隊精勤章及善行證書附與現分會評議
 員として盡力せらる



熊崎節造氏
 中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第四中隊へ入營 九年二月機銃修業命
 せられ同年十一月一等卒に命ぜらるる四
 月八日北支那派遣のため屯營出發十五日
 天津着守備に任す六月内地歸還除隊
 封を賜はる十一月内地歸還除隊



吉村濱吉氏
 中津町の士 大正八年鐵道第二聯隊第
 三中隊入營鐵道機關手を命ぜられ上等兵第
 十與大正四年八月歸隊除隊功に依り金三
 十圓下賜



林若次郎氏
 中津町の士 大正六年歩兵第六十聯隊
 第二中隊へ入營 七年九月歩兵學校へ分遣
 教導大隊第三中隊へ編入機銃修業を命
 ぜらる十一月千葉縣下に於ける特別騎兵
 演習に參加八年三月上等兵命十一月歸隊
 除隊精勤章及善行證書附與



成瀬利三郎氏
 中津町の士 歩兵第六十聯隊入營歸郷
 後分會役員として盡力せらる



岡本伯氏
 中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第五中隊入營 九年十一月上等兵に昇進十
 年四月滿洲派遣柳屯大連及旅順等の各
 地に駐屯し十一月内地へ歸還除隊精勤章
 及下士適任證書附與



原一二氏
 中津町の士 大正八年鐵道第二聯隊第
 三中隊へ入營 十年一月機銃修業のため
 鐵道省へ派遣を命ぜられ單獨機關手な
 業後上等兵に昇進翌十一月八月歸隊除
 隊精勤章及善行證書附與



額額玉吉氏
 中津町の士 大正八年鐵道第二聯隊第
 三中隊へ入營 九年十月筒手卒業十年四
 月陸軍ハル濱隊へ編入五月四日横濱港出
 帆九日露亞港上陸同日陸軍ハル濱隊第
 二中隊へ編入爾後専ら亞港及アルビンス
 コエ間の輕便鐵道工事に従事十一月内地
 歸還上等兵に命ぜられ翌十一月内地へ
 除隊功に依り金三十圓下賜



久保田兼造氏
 中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 へ入營一等卒に命ぜられ歸郷士は在營
 中銃劍術に秀でて留守第二回競技會に於
 て二百五十名中第一位の成績を挙げ留守
 長より褒賞を寄せらる又第十五師團臨時
 少將關下より等しく優等賞狀を附與せら
 る



中津町の士 大正七年歩兵第六十聯隊
 第二中隊へ入營 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ青島守備隊第一大隊第三中
 隊に編入 九月廿七日青島守備隊第一
 大隊第三中隊に編入 十一月除隊す

伊藤 興作氏



中津町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第四中隊へ入營 十一月善行證書附與 一年歸隊
 昇進 同年十一月善行證書附與 一年歸隊 休

橋 專三氏



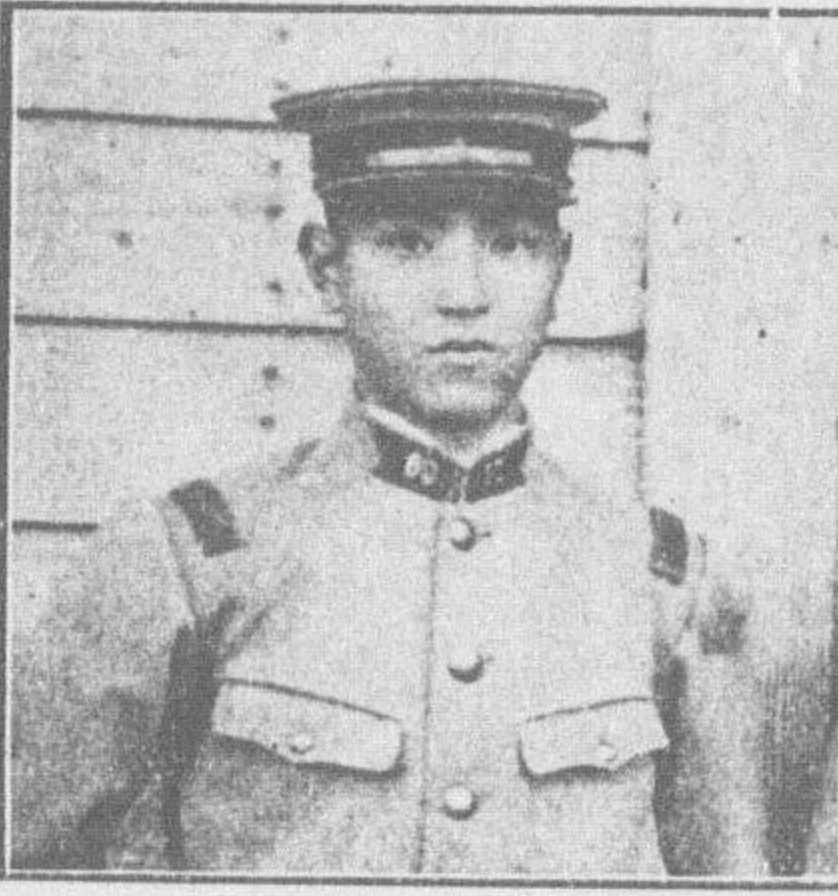
中津町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第三中隊へ入營 十月廿三日旅順上陸 同
 のため屯營 十月廿三日旅順上陸 同
 駐劄 十月廿三日旅順上陸 同
 一月内地歸還 一等卒命 翌十一月
 休除隊 勳章及善行證書附與

岡本 小助氏



中津町の士 大正九年工兵第十五大隊
 第二中隊へ入營 十月廿三日旅順上陸 同
 陽の地に派遣 同年十一月内地歸還 同
 命ぜられ 十一月内地歸還 同
 善行證書並に下士適任證書附與 勳章及
 勳章

安田 仁男氏



中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第十二中隊へ入營 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣

柘植 成雄氏



中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第一中隊へ入營 八月廿七日青島守備に派遣
 のため屯營 八月廿七日青島守備に派遣
 のため屯營 八月廿七日青島守備に派遣
 のため屯營 八月廿七日青島守備に派遣
 のため屯營 八月廿七日青島守備に派遣

水谷 信一氏



長島町の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第十中隊へ入營 七月特別大演習参加 酒肴料
 下賜 十月任曹長 大正八年八月除隊 編入
 附命 十月任曹長 大正八年八月除隊 編入
 せらる

篠原 信介氏



中津町の士 大正九年野砲第二十一聯隊
 第六中隊へ入營 十月十五日滿洲駐劄
 割のため出陣 十月十五日滿洲駐劄
 割のため出陣 十月十五日滿洲駐劄
 割のため出陣 十月十五日滿洲駐劄
 割のため出陣 十月十五日滿洲駐劄

福田 東太郎氏



中津町の士 大正七年歩兵第六十聯隊
 第五中隊へ入營 勳章及善行證書附與 上
 等兵に昇進 九年十一月除隊す

安藤 農夫氏



中津町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 編入 同年十月秋演習のため日滿江
 附近へ出張 歸營後十一月上等兵に昇進 翌
 善行證書附與 現同町分會評議員として盡
 力せらる

遠山 小四郎氏



中津町の士 大正七年歩兵第六十聯隊
 第五中隊へ入營 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣
 命ぜられ 八月廿七日青島守備に派遣

安江 藤吉氏



中津町の士 大正九年朝鮮南驛兵第
 廿七聯隊第三中隊へ入營 十一月上等兵
 命ぜられ 十一月上等兵に昇進 同年十月
 除隊す 勳章及善行證書附與 下士適任證書附
 與せらる

西尾 李右衛門氏



岩村町の士 大正三年野砲兵第二十一
 聯隊第四中隊へ入營四月八日北支那派遣
 隊のため屯守備に任ず同年十月歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上

東野村の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第五中隊へ入營九月十一日靴工卒業一等卒
 命連上陸同月十五日靴工卒業一等卒
 帆六連内地歸還の爲旅順出發大阪上陸
 十月九日留守隊着二十五日除隊精勤章附與

寺島久藏氏
 名古屋西區則武町の士 現大井町聯
 隊へ入營一等卒に命ぜられ歸郷す前途有望
 の十なり



岩村町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第四中隊へ入營九月十一日靴工卒業一等卒
 今八月二十五日長崎出發十月十日歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上

平出善次氏
 岩村町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
 第五中隊へ入營九月十一日靴工卒業一等卒
 命連上陸同月十五日靴工卒業一等卒
 帆六連内地歸還の爲旅順出發大阪上陸
 十月九日留守隊着二十五日除隊精勤章附與

成瀬甚三氏
 岩村町の士 大正五年舞鶴海兵團入關十
 一年八月十五日舞鶴出發十月十日歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上



水野昌氏
 長島町の士 大正九年野砲兵第二
 聯隊第四中隊へ入營十一月廿三日日長
 勤同日上等兵命退營す通信褒賞章二
 回及下士適任證書附與

山内庶氏
 長島町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第六中隊へ入營四月八日北支那派遣
 隊のため屯守備に任ず同年十月歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上

松澤時一氏
 長島町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第四中隊へ入營四月八日北支那派遣
 隊のため屯守備に任ず同年十月歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上



瀧善太郎氏
 長島町の士 大正十年十二月野砲兵第二
 聯隊第三中隊へ入營同月廿日滿洲駐
 割のため大津出發十月十日歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上

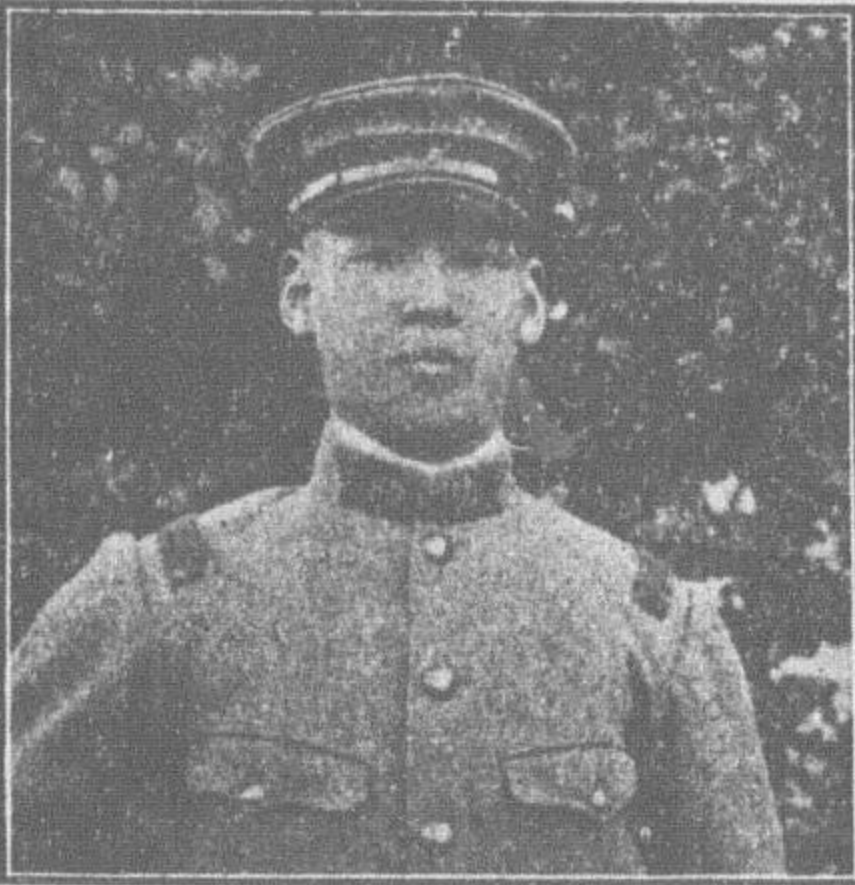
水野孝三氏
 長島町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第六中隊へ入營四月八日北支那派遣
 隊のため屯守備に任ず同年十月歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上

町野豊氏
 長島町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
 第四中隊へ入營四月八日北支那派遣
 隊のため屯守備に任ず同年十月歸隊して陸
 津着同地に駐留し十一月十九日豊橋へ歸上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上
 津に命ぜられ一月十九日歸隊して陸津着上



岩村町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營 九年八月陸軍歩兵學校教導
隊へ分遣 十年十一月編入 十一月上等
兵に昇進 十年十一月船橋へ編入 十一月近
衛に假設敵演習に參加 引續き關東の野
に於ける特別大演習に參加 同月二十五日
除隊 酒肴料金一封下賜 勲章及善行證書
附與 現分會評議員たり

安田 安吉氏



岩村町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
第七中隊へ入營 十年四月滿洲駐割のため
出發 全月二十三日駐割地旅順上陸 全年十
一月内地留守隊へ歸着 除隊

伊藤 榮藏氏



岩村町の士 大正八年歩兵第六十聯隊
第六中隊へ入營 九年十一月一等革命善行
證書附與 一年歸休除隊

西尾 政一氏



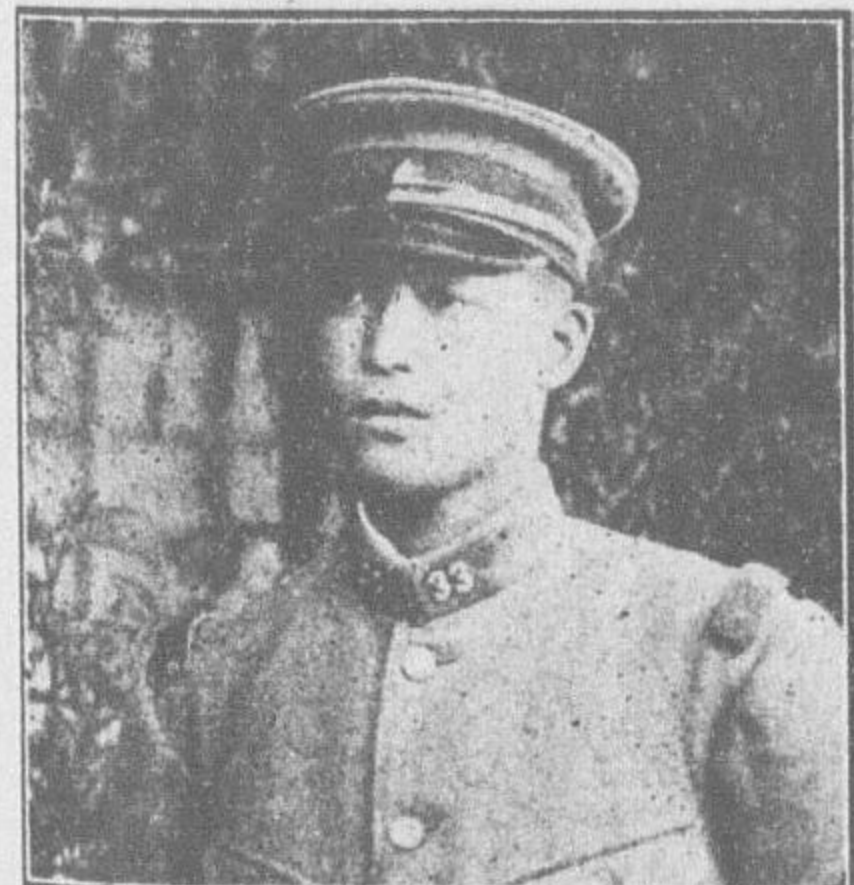
岩村町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第五中隊入營 十年四月滿洲派遣 柳屯の
地に駐割 同年七月旅順本隊へ歸還 翌十
一年九月内地留守隊へ編入 同月四日歸休
中上等兵に任命せられ 勲章及善行證書並
現分會評議員 監事及第一班長たり

鈴木 賢一氏



岩村町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第九中隊入營 十年四月滿洲派遣 旅順に駐
割 十月金州地方秋季連合演習參加 十一月
内地留守隊歸着 一等革命善行證書附與
日歸着 除隊 勲章及善行證書附與

杉本 榮一氏



三重縣大桑郡長島村の士 現岩村町轉
住 大正九年歩兵第三十三聯隊第七中隊入
營 十年度特種演習及特別大演習に參加 上
等兵に昇進 翌十一年十一月善行證書附與
除隊

伊藤 喜一氏



岩村町の士 明治四十三年輜重兵第十
五大隊へ入營 陸軍獸醫學校卒業 後一等
鐵工長に昇進 勲八等に叙せらる 大正十年
四月農務省獸醫免許試験に合格 翌十一
年十一月除隊 目下同町に在りて 畜病院
を經營しつゝあり 現分會第四班長たり

白井 林平氏



岩村町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第八中隊へ入營 十年四月十六日滿洲駐割
のため屯營 出發 大阪經由 同月廿三日駐
割地旅順着 十月秋季連合演習として 金州
地方へ出張 十二月柳屯へ派遣 翌十一年
八月内地留守隊還 九月四日歸休 除隊す

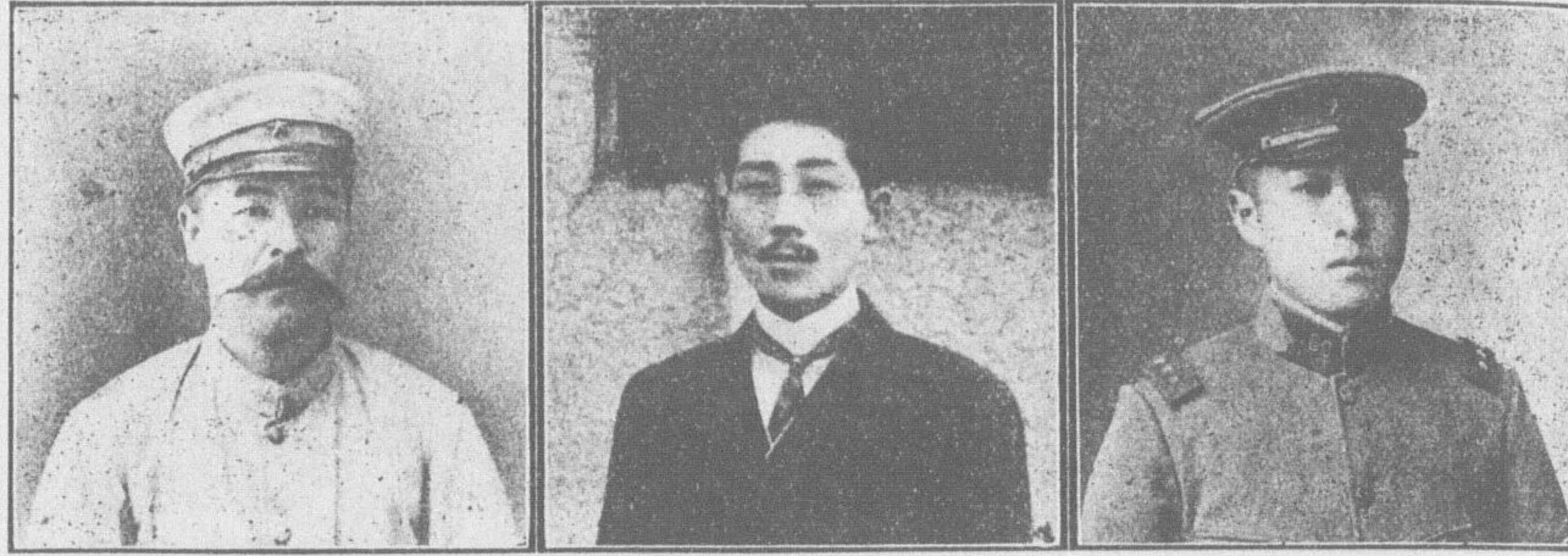
今井 清八氏



岩村町の士 大正九年歩兵第六十聯隊
第六中隊へ入營 十年四月滿洲駐割のため
旅順へ派遣 十月金州地方秋季連合演習に
參加 十一月内地留守隊還 翌十一年八月歸休
除隊 勲章及善行證書附與

塚本 喜一氏

北設樂郡之部



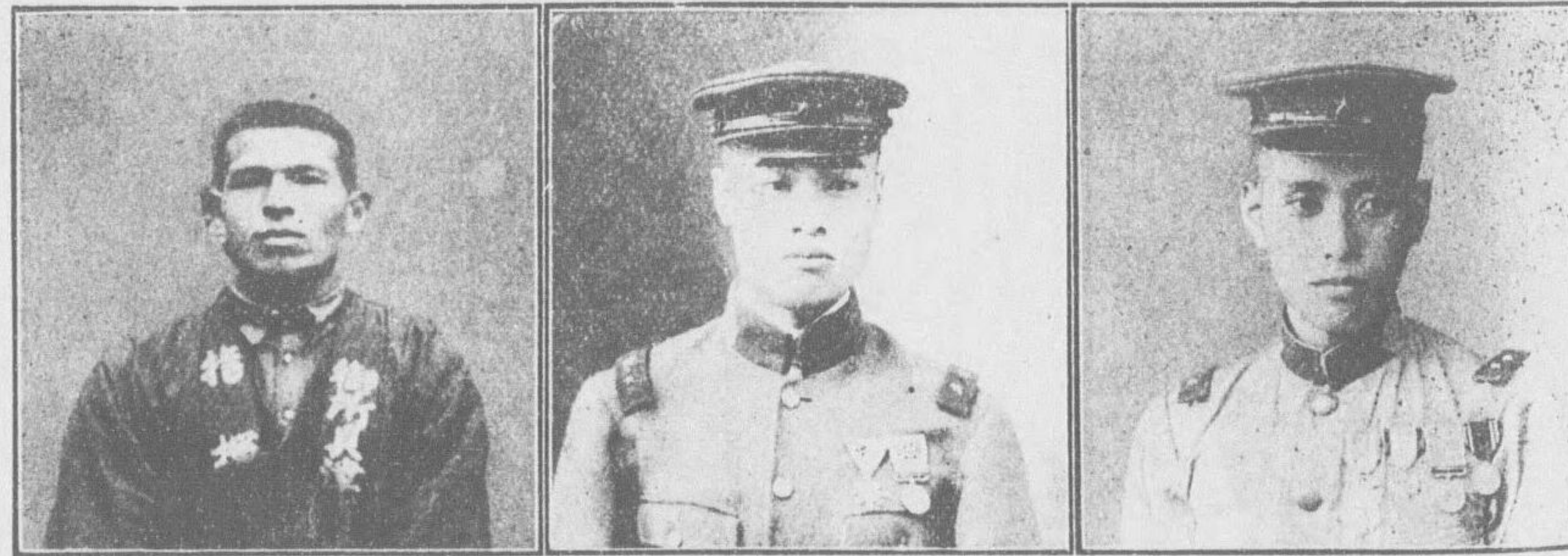
武節村の士 歩兵第六十聯隊入營上等
兵に昇進除隊現武節村稻橋村組合分會長
所の經營を爲し居れり

福田吉雄氏

早稲田縣羽島郡小敷村の士 廿九年第九
師團工兵第九大隊第二中隊入營上等
四月十二日除隊大正二年十月五日職務開
業試験に及第し四月三日北設樂郡武節町
副長に當選就任す

森川嘉馬市氏

武節村の士 廿四年輜重兵第三大隊第一
に編入朝鮮仁川より歸郷江滿洲各地に戰
に備騎兵第一中隊入營上等十月九日召集
日備上陸第六師團衛生隊へ編入七
草日露に歸隊依り勳八等金七拾圓從軍章記
ト賜



武節村の士 廿九年歩兵第十八聯隊第十
里社一等中隊編入十月第七種射擊章捕
附與一等中隊第一中隊入營上等六月充員召
集歩兵第十八聯隊第一中隊入營上等
屯營出遣陽清柳屯上陸首山堡に於て編入
沙河合進發清柳屯上陸首山堡に於て編入
復功大連出帆各所司令守備隊の功依り勳八等

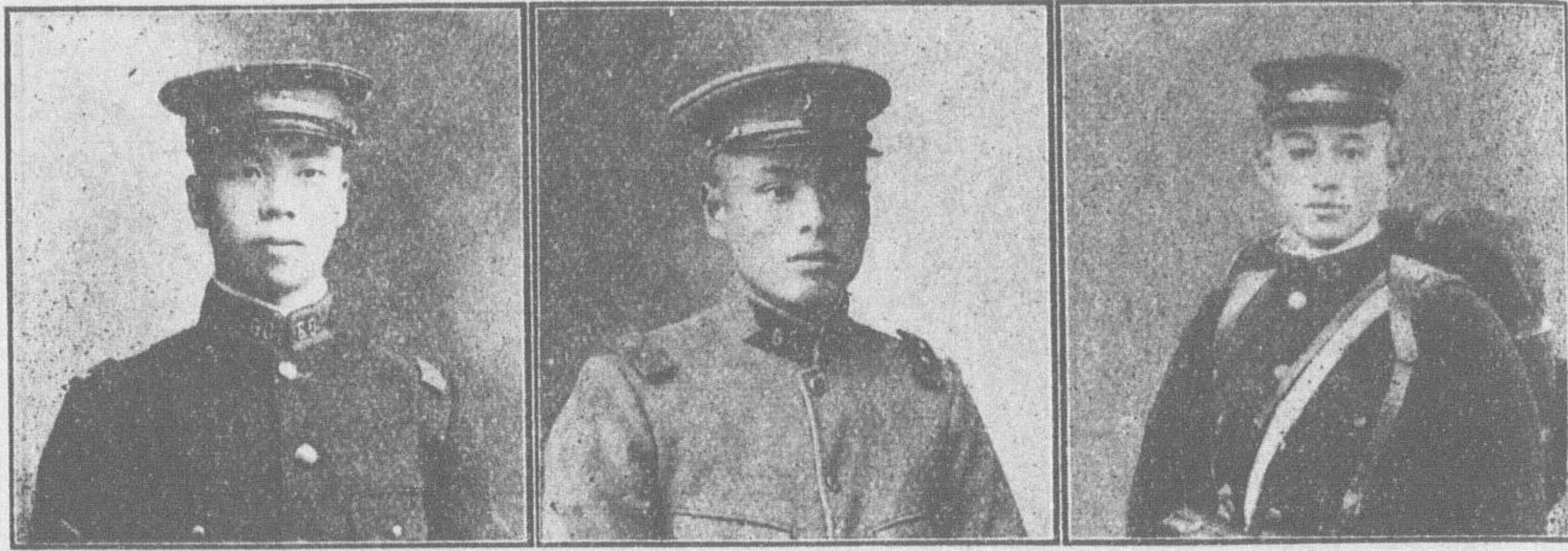
樋口善吉氏

武節村の士 廿七年歩兵第十八聯隊補充
第六中隊入營上等八月十五日一等命員とし
年四月陸清駐軍さして出發十月六日清國大
沾上月特別大演習の爲守備隊の功依り勳八等
及一月善行證書附與除隊役の功依り勳八等
金八拾圓從軍章記章下賜

安藤英三郎氏

武節村の士 廿八年騎兵第三聯隊補充
第二中隊入營上等九年十二月一等命員特別
大演習參加の爲栃木茨城縣下へ出張着
料下賜分會役員武節消防指揮長信用購買
組與前分會役員武節消防指揮長信用購買

九澤林作氏



武節村の士 大正元年歩兵第六十聯隊
第二中隊入營二月十一日特別大演習の爲
三日尾地方へ出張酒肴料下賜同日二十
月廿五日除隊精勤章善行證書附與現分會
理事評議員及消防組小頭なり

柄澤忠雄氏

武節村の士 四十年歩兵第六十聯隊第三
中隊入營四十二年十一月一等卒命十二月
新兵掛助手命四十二年四月中隊長從卒命
十一月十六日善行證書附與除隊

九澤柳太郎氏

武節村の士 四十年歩兵第六十聯隊第
六中隊入營四十二年八月早川大尉從卒命十月秋
命四十二年八月早川大尉從卒命十月秋
演習の爲西三河地方へ出張十一月二十日
除隊善行證書附與

吉原治三郎氏



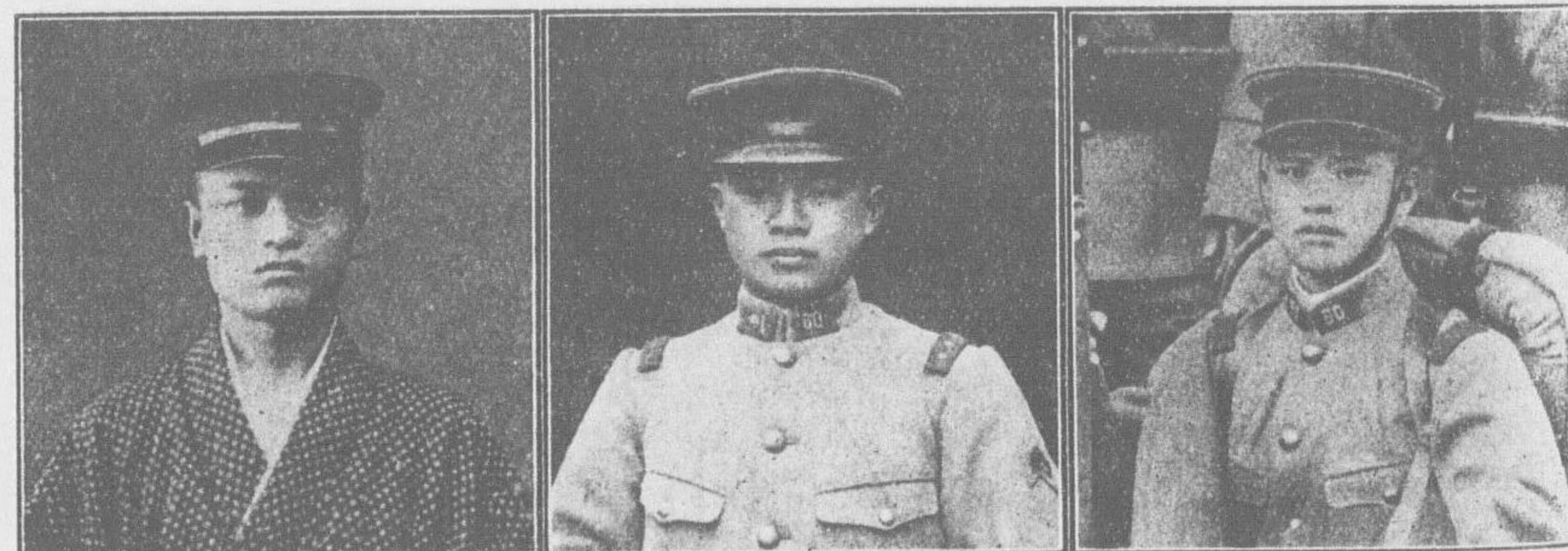
武節村の士 卅七年十月補充召集歩兵
第十八聯隊補充第二中隊入營卅八年三月
野戰隊として出發三月十九日清國柳樹屯
上陸歩兵第十八聯隊第六中隊編入十一月
五日一等卒命同日除隊復内地へ歸還卅
及從軍記章下賜

林治郎吉氏

武節村の士 歩兵第十八聯隊補助卒
樹屯入營卅八年二月古早口着兵站司令部
配屬患者搬送手命四月廿八日着兵站司令部
還全治後輻重兵第七病室の爲古早口着兵站司令部
月二十八日召集除隊功に依り勲八等に命
八拾圓從軍記章下賜在郷軍人特別會員に
して實業組合長氏子總代なり

安藤邦太郎氏

武節村の士 卅八年近衛歩兵第三聯隊補
充第一中隊入營卅九年四月十九日第二中隊編補
入卅九年四月十九日第二中隊編補
隊出字品出帆同月十九日韓國開城着第五
隊編入八月仁川出帆海州へ出張守備四十年
特別大演習の爲瑞玉茨城栃木地方へ出張
月第十四師團へ轉入四月十一日善行證書
書附與除隊分會評議員村區長の要職たり



武節村の士 大正二年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營四年二月十六日即位大饗第一日
中尉從卒命十一月二十四日除隊精勤章附
酒饌料下賜十一月二十四日除隊精勤章附
與前分會役員青年會第二部長なり

吉原清太郎氏

武節村の士 大正二年歩兵第六十聯隊第
四中隊入營三年三月臨時朝鮮派遣歩兵第一
陸隊第八江原道原川着守備四月二日釜山
同日下等兵命四年五月長勤務命一月一日
宮殿下り即位勳勞を思召され酒肴料下賜
四月十六日即位勳勞を思召され酒肴料下賜
要職に在り

青木眞氏

武節村の士 大正元年歩兵第六十聯隊
第十一中隊入營二年十一月特別大演習の
爲三遠尾地方へ出張同月一等卒命三年六
月貴田中尉從卒命一等卒命十一月二十五
日除隊

安藤辰次郎氏



武節村の士 四十年歩兵第六十聯隊第
七中隊入營四十二年十一月二十日一等卒
同日一等卒命同月山學校分遣教導大隊
津喜一中隊編入四月八月復隊長善行證書
書下士適任證書附與現分會評議員なり

太田治郎吉氏

武節村の士 四十一年歩兵第六十聯隊
第四十一中隊入營四十二年十一月廿八日卒
地方へ出張十一月二十日除隊大正三年十
月勤務召集特別大演習の爲三遠尾地方へ
出張同月十九日解散す

松島萬次郎氏

武節村の士 卅七年十二月教育召集歩
兵第十八聯隊補充第二中隊入營卅八年三
月後備歩兵第十八聯隊補充員として屯營
出發四月二日清國柳樹屯上陸八月復内地
戦に參加九月一等卒命十月和克復功に
依り勳八等及金七拾圓從軍記章下賜

尾形佐重氏



武節村の士 大正二年現役志願として
 歩兵第六十聯隊第九中隊入營四年五月一
 等奉命十月秋演習の爲長野岐阜愛知縣
 下へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正六年近衛歩兵第
 七中隊入營七年十月二十六日一等奉命
 同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下へ
 出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正六年近衛歩兵第
 七中隊入營七年十月二十六日一等奉命
 同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下へ
 出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正三年歩兵第六十聯隊
 第三中隊入營四年十一月十六日即位
 禮大饗第一日酒饌料下賜同日二十四
 日除隊精勳章第一種射擊勳章附與
 せらる



武節村の士 大正二年歩兵第六十聯隊
 第十二中隊入營四年十一月十六日即位
 禮大饗第一日酒饌料下賜同日二十四
 日除隊精勳章第一種射擊勳章附與
 せらる



武節村の士 大正二年現役志願として
 歩兵第六十聯隊第九中隊入營四年五月一
 等奉命十月秋演習の爲長野岐阜愛知縣
 下へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正二年現役志願として
 歩兵第六十聯隊第九中隊入營四年五月一
 等奉命十月秋演習の爲長野岐阜愛知縣
 下へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正六年近衛歩兵第
 七中隊入營七年十月二十六日一等奉命
 同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下へ
 出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正六年近衛歩兵第
 七中隊入營七年十月二十六日一等奉命
 同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下へ
 出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第六中隊入營六年十一月二十三日一等
 奉命同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下
 へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第六中隊入營六年十一月二十三日一等
 奉命同日秋演習の爲長野岐阜愛知縣下
 へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



武節村の士 大正二年現役志願として
 歩兵第六十聯隊第九中隊入營四年五月一
 等奉命十月秋演習の爲長野岐阜愛知縣
 下へ出張十一月十六日即位禮大饗第一日
 酒饌料下賜同日二十四日除隊



原田道雄氏
 稻橋村の士 大正五年現役志願として
 歩兵第六十聯隊 大正五年現役志願として
 二季演習の爲に除隊 勲章第二種射撃勲章
 せらる 二十八日除隊 勲章第二種射撃勲章

鈴木安治郎氏
 稻橋村の士 大正四年歩兵第六十聯隊
 同日中隊入營 五年十一月二十四日一等
 三河地方へ出張十一月二十三日除隊 勲
 章善行證書附與せらる

河澄幸作氏
 稻橋村の士 大正四年歩兵第六十聯隊
 第十中隊入營 五年八月第一中隊編入
 月青島守備歩兵第四大隊第二中隊として
 出發 九月七日青島大港上陸 屯屯四月
 濟南守備 九月一日豊橋第二中隊編入
 出發 十月一日豊橋第二中隊編入 十一月
 二十日除隊 勲章附與分會役員なり



大石麻吉氏
 稻橋村の士 廿七年十月補充召集歩兵
 第一中隊 廿七年十月補充召集歩兵
 一月宇津島出陣 廿七年十月補充召集歩兵
 近島病院に轉送 廿七年十月補充召集歩兵
 命同月二日特別大演習に參加 廿七年十月補充召集歩兵
 らに依り勲八等及金八十圓從軍記章下賜せ

小本曾吉造氏
 稻橋村の士 廿七年五月教育召集歩兵
 第十中隊 廿七年五月教育召集歩兵
 中隊として歩兵第八團第四中隊編入 廿七年五月教育召集歩兵
 功に依り勲八等及金八十圓從軍記章下賜せ
 陸軍大臣勲章 勲八等及金八十圓從軍記章
 天皇陛下より勲章下賜せ

安藤初治郎氏
 稻橋村の士 廿七年十月補充召集歩兵
 上等兵 廿七年十月補充召集歩兵
 入營 廿七年十月補充召集歩兵
 南嶺山寺等に出陣 廿七年十月補充召集歩兵
 病院へ入り 廿七年十月補充召集歩兵
 陸軍大臣勲章 勲八等及金八十圓從軍記章
 等選除隊 廿七年十月補充召集歩兵



鈴木兼三郎氏
 田口町の士 廿七年歩兵第六十聯隊
 隊第六中隊入營 廿七年歩兵第六十聯隊
 員の爲に中隊出陣 廿七年歩兵第六十聯隊
 出發 同月三十日洪州附近の戦に參加 廿七年歩兵第六十聯隊
 へ歸還 同月三十日洪州附近の戦に參加 廿七年歩兵第六十聯隊
 勲八等及金八十圓從軍記章下賜

加藤興次郎氏
 田口町の士 廿九年騎兵第三聯隊第七
 中隊入營 廿九年騎兵第三聯隊第七
 兵命 廿九年騎兵第三聯隊第七
 同月二十一日久留米屯營 廿九年騎兵第三聯隊第七
 三年十一月満期除隊 廿九年騎兵第三聯隊第七
 名譽職たるの名望家なり

山口國次郎氏
 稻橋村の士 大正八年教育召集として
 野砲兵第二十一聯隊第四中隊入營 同六年
 月三十日規定の教育を受け除隊せらる 現
 分會評議員なり



伊藤庄五郎氏
 稻橋村の士 大正二年騎兵第十九聯隊
 第三中隊入營 四年十一月より十月迄丹狀骨折
 にて入院せられたり

熊谷彌平次氏
 稻橋村の士 十四年輜重兵第十五大隊
 入營 四月十一日一等兵命 十月十日
 助手命 四月十一日一等兵命 十月十日
 命 九月十日一等兵命 十月十日
 八日計手適任證書附與除隊

安藤初治郎氏
 稻橋村の士 廿七年十月補充召集歩兵
 月宇津島出陣 廿七年十月補充召集歩兵
 戰に參加 廿七年十月補充召集歩兵
 日豊橋着除隊 廿七年十月補充召集歩兵
 拾圓從軍記章下賜せらる



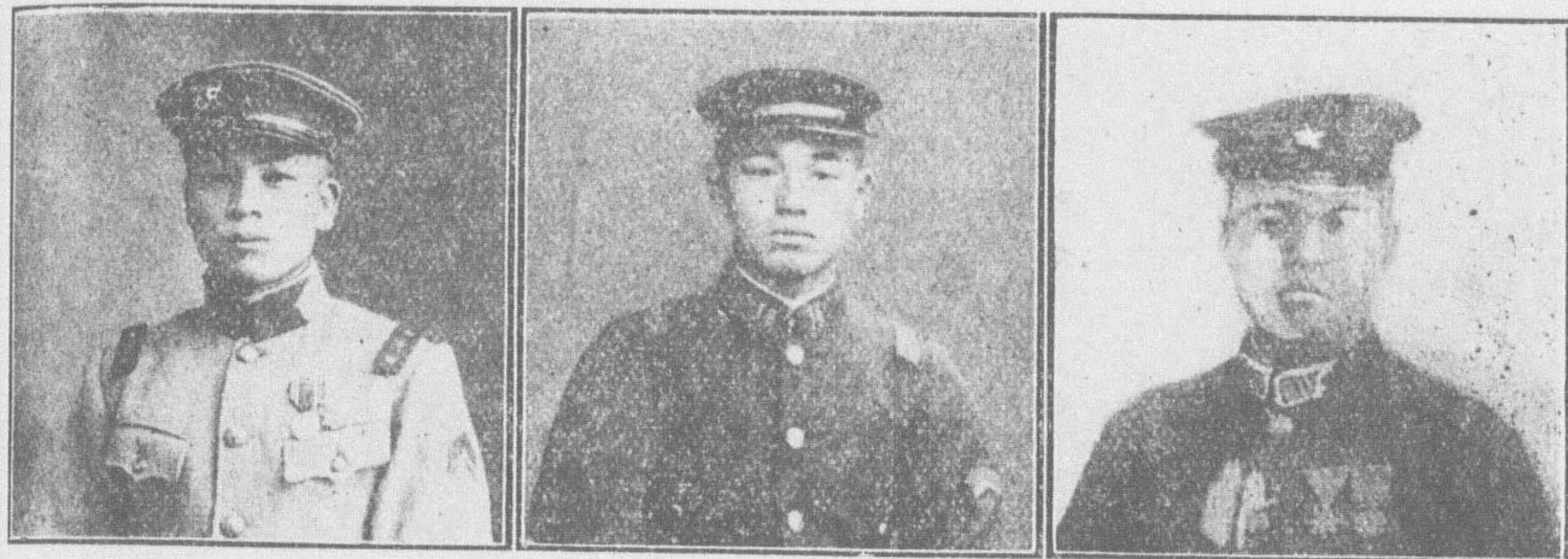
田口町の士 四十二年九月輜重兵第十
五大隊第一中隊入營 高木 亮氏

田口町の士 四十四年輜重兵第十五大
隊入營 大正元年十二月十日
隊分會幹事の要職たり

田口町の士 四十一年歩兵第六十聯隊
第四中隊入營 大正二年十月十日
卒十二月一日上等兵命四十二年
行證書附與大正三年十月十日
別大演習の爲三遠尾地方へ出張す
製造販賣を經營せらる

荒河 甲子太郎氏

金田 彦惠氏



田口町の士 卅七年歩兵第十八聯隊
充第一中隊入營 卅七年七月動員
隊第一中隊守備古屋出隊八月大連
選陽沙何鎮守備十月陸軍守備
年二月内地歸還の爲三遠尾地方
出張同年十一月十日除隊 功依り
八等及金八拾圓從軍記章下賜せらる

金田 兼吉氏

田口町の士 卅八年歩兵第十八聯隊
充第四中隊入營 卅八年一月歩兵
第八大隊中隊編入 卅九年一月歩兵
卒十月十日大演習の爲三遠尾地方
張酒肴料下賜十二月十日除隊
月分會幹事の要職たり

今泉 豊平氏

田口町の士 卅八年歩兵第十八聯隊
充第一中隊入營 卅八年一月歩兵
別大演習の爲三遠尾地方へ出張
長勤善行證書附與 卅九年十月
防衛省掛員信用購買販賣組合評
委員會役員等の要職たり

正木 一二氏



田口町の士 四十四年輜重兵第十
五大隊第一中隊入營 大正二年
隊分會幹事の要職たり

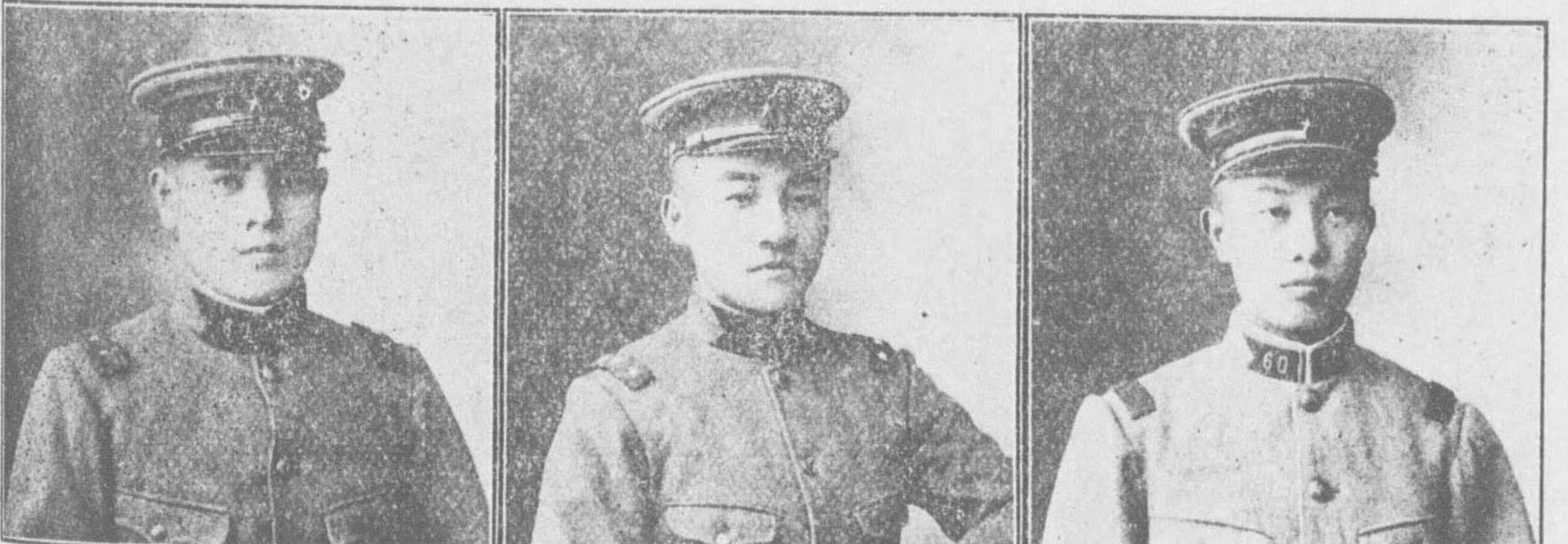
原田 正三郎氏

南設樂郡長篠町の士 現田口町に在り
四十年歩兵第十八聯隊第三中隊入營
二年十月十日除隊

大辻 市次郎氏

田口町の士 大正二年歩兵第六十聯隊
第一中隊入營 大正二年十月十日
豊橋衛戍病院へ編入 卅三年十月
院要員として關東都府に派遣
橋病院長に任ぜらる

安藤 榮氏



田口町の士 四十一年歩兵第六十聯隊
第三中隊入營 卅一年十月十日
日中等兵命四十二年十月十日
習の爲三遠尾地方へ出張 卅二年
下士適任證書附與 卅二年十月
際歩兵伍長に任ぜらる

荒河 菊五郎氏

田口町の士 四十一年歩兵第六十聯隊
第三中隊入營 卅一年十月十日
月二十日歩兵一等卒同日上等
十二月十日除隊 米穀商を經營せらる

後藤 政重氏

田口町の士 四十四年輜重兵第十
五大隊第一中隊入營 大正二年
隊分會幹事の要職たり

正木 茂氏



田口町の士
大正六年歩兵第六十聯隊
入隊
大正七年十月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正七年十月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正七年十月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

遠山廣美氏

田口町の士
大正五年歩兵第六十聯隊
入隊
大正五年十一月機銃修業の特
別大演習の出張静岡中隊入隊
大正五年十一月機銃修業の特
別大演習の出張静岡中隊入隊

伊藤安信氏

田口町の士
大正五年近衛歩兵第二聯
隊入隊
大正五年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正五年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

平松遣一郎氏



田口町の士
大正二年歩兵第六十聯隊
入隊
大正二年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正二年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

鈴木藤治郎氏

武節村の士
現田口町に在り大正元年
歩兵第六十聯隊第四中隊入隊
大正元年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正元年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

深津一久氏

田口町の士
大正元年歩兵第六十聯隊
入隊
大正元年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正元年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

藤本金平氏



田口町の士
歩兵第六十聯隊入隊
大正八年十月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正八年十月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

堀定七氏

田口町の士
大正八年六月輜重兵第十
五大隊入隊
大正八年六月輜重兵第十
五大隊入隊

今泉茂平氏

田口町の士
大正六年歩兵第六十聯隊
入隊
大正六年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正六年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

柿川彦市氏



田口町の士
大正三年歩兵第六十聯隊
入隊
大正三年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正三年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

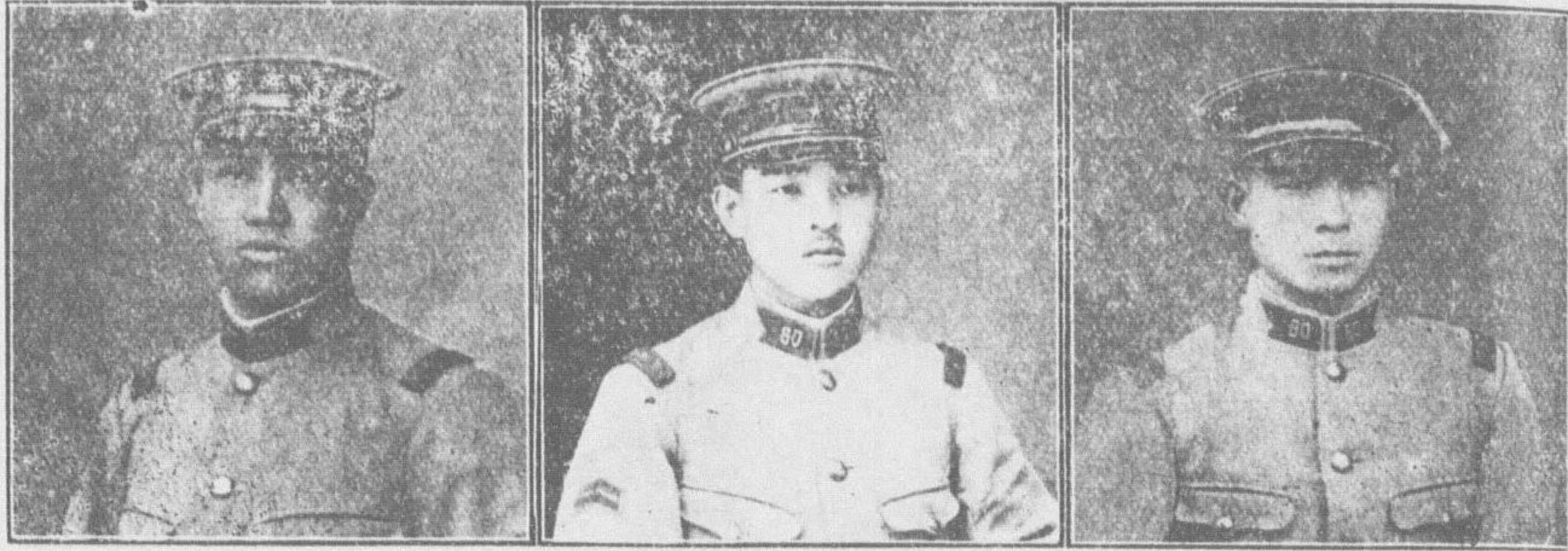
二百二

田口町の士
大正三年歩兵第六十聯隊
入隊
大正三年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正三年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

村松新氏

田口町の士
大正四年歩兵第六十聯隊
入隊
大正四年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊
大正四年十一月特別大演習の出張静
岡中隊入隊

遠山友太郎氏



名倉村の士 大正三年歩兵第六十聯隊
第九中隊入營四月十六日即位
第一等勳章五月十日除隊
善行證書附與せらる

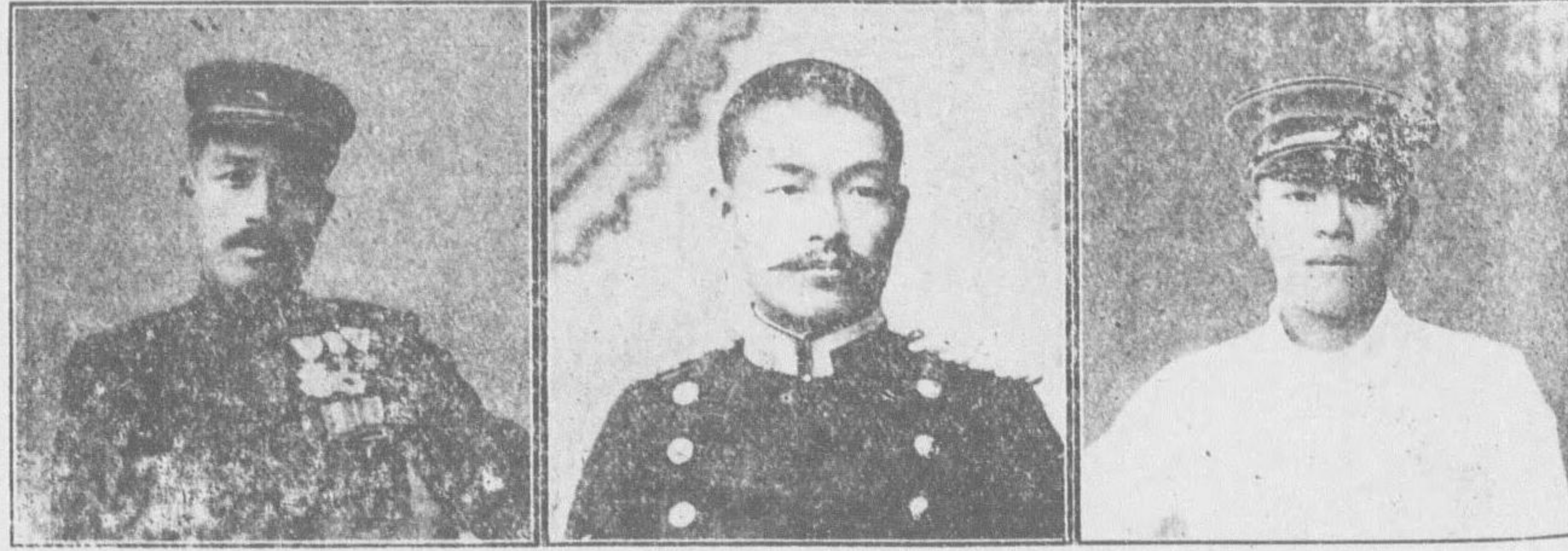
名倉村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
第五中隊入營七月二十三日即位
第一等勳章八月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
第三中隊入營七月二十三日即位
第一等勳章八月二十日除隊
善行證書附與せらる

小林勇平氏

藤澤磯吉氏

鈴木兵治氏



名倉村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營七月十五日即位
第一等勳章八月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營七月十五日即位
第一等勳章八月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
第六中隊入營七月十五日即位
第一等勳章八月二十日除隊
善行證書附與せらる

小川繁藏氏

關本國太郎氏

後藤喜佐次郎氏



名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

後藤健一氏

小林保吉氏

岡松義三郎氏



名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

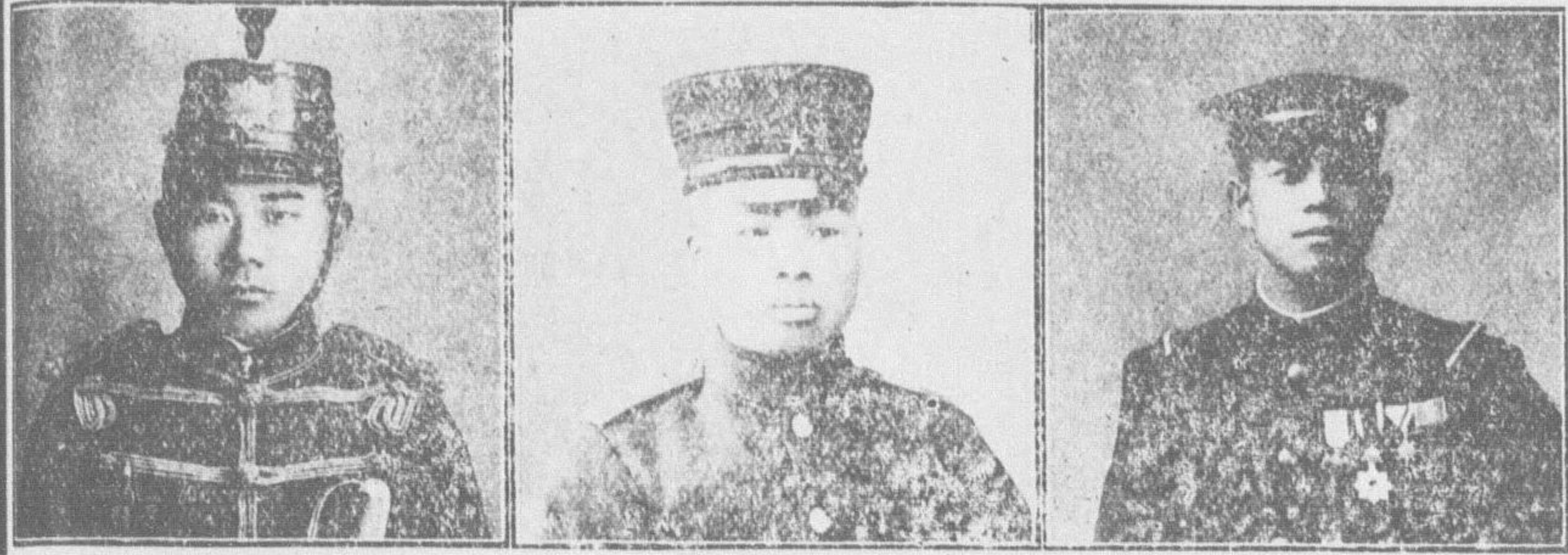
名倉村の士 大正四年野砲兵第二十一聯隊
入營五月二十日即位
第一等勳章七月二十日除隊
善行證書附與せらる

二百四

梅村銈一氏

木村英太郎氏

東加茂郡之部



本郷村の士 豊田庄平氏
八年四月廿七日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏
同月 陸軍中尉 豊田庄平氏

本郷村の士 伊藤芳平氏
六年四月廿八日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏
同月 陸軍中尉 伊藤芳平氏

本郷村の士 梅本義四郎氏
八年四月廿八日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏
同月 陸軍中尉 梅本義四郎氏



本郷村の士 鈴木金澤郎氏
大正元年十月十五日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏
同月 陸軍中尉 鈴木金澤郎氏

本郷村の士 白谷房吉氏
四年一月一日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏
同月 陸軍中尉 白谷房吉氏

本郷村の士 大竹宏正氏
四年一月一日 陸軍少尉
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏
同月 陸軍中尉 大竹宏正氏



足助町の士 宇野錠太郎氏
隊中一等兵 第四十三年十一月廿七日
同隊中一等兵 第四十三年十一月廿七日
士適任 第四十三年十一月廿七日
集長に 第四十三年十一月廿七日
會長の 第四十三年十一月廿七日
呼ぶに 第四十三年十一月廿七日
事の際 第四十三年十一月廿七日
に 第四十三年十一月廿七日
新隊分 第四十三年十一月廿七日
除隊分 第四十三年十一月廿七日
名望の 第四十三年十一月廿七日
士なり

神谷重男氏

足助町の士 神谷重男氏
六中隊入營 第四十一年十月廿九日
月一第 第四十一年十月廿九日
志野營 第四十一年十月廿九日
新隊分 第四十一年十月廿九日
除隊分 第四十一年十月廿九日
名望の 第四十一年十月廿九日
士なり

足助町の士 中根理三郎氏
十一中隊入營 第三十五年十一月廿七日
上陸南 第三十五年十一月廿七日
兵命三 第三十五年十一月廿七日
戰隊八 第三十五年十一月廿七日
書附與 第三十五年十一月廿七日
鵝勳章 第三十五年十一月廿七日
年除隊 第三十五年十一月廿七日
百圓從 第三十五年十一月廿七日
軍功章 第三十五年十一月廿七日
下賜せ 第三十五年十一月廿七日
らる



足助町の士 鹿道氏
中隊入營 第三十五年十一月廿七日
月一等 第三十五年十一月廿七日
清國天 第三十五年十一月廿七日
奉天戰 第三十五年十一月廿七日
一戰利 第三十五年十一月廿七日
近月宮 第三十五年十一月廿七日
宇都宮 第三十五年十一月廿七日
依り會 第三十五年十一月廿七日
分會役 第三十五年十一月廿七日
員なり

竹内徳次郎氏

足助町の士 竹内徳次郎氏
兵隊中 第三十八年十一月廿七日
野戰院 第三十八年十一月廿七日
團慰問 第三十八年十一月廿七日
九隊一 第三十八年十一月廿七日
着除隊 第三十八年十一月廿七日
る

足助町の士 天野金助氏
第四中 第三十二年十一月廿七日
四十四 第三十二年十一月廿七日
年度射 第三十二年十一月廿七日
擊優等 第三十二年十一月廿七日
三種徽 第三十二年十一月廿七日
章授與 第三十二年十一月廿七日
せらる



市川喜一郎氏
足助町の士 大正元年警備歩兵第二聯隊第八中隊入營二年七月警備隊討伐の爲出陣八月二十一日一等卒同日警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



清水信一氏
足助町の士 大正元年歩兵第六十聯隊入營一等卒に昇進精勤章善行證書附除隊



林 稔氏
足助町の士 大正二年歩兵第六十聯隊第九中隊入營三年十一月一等卒同日警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



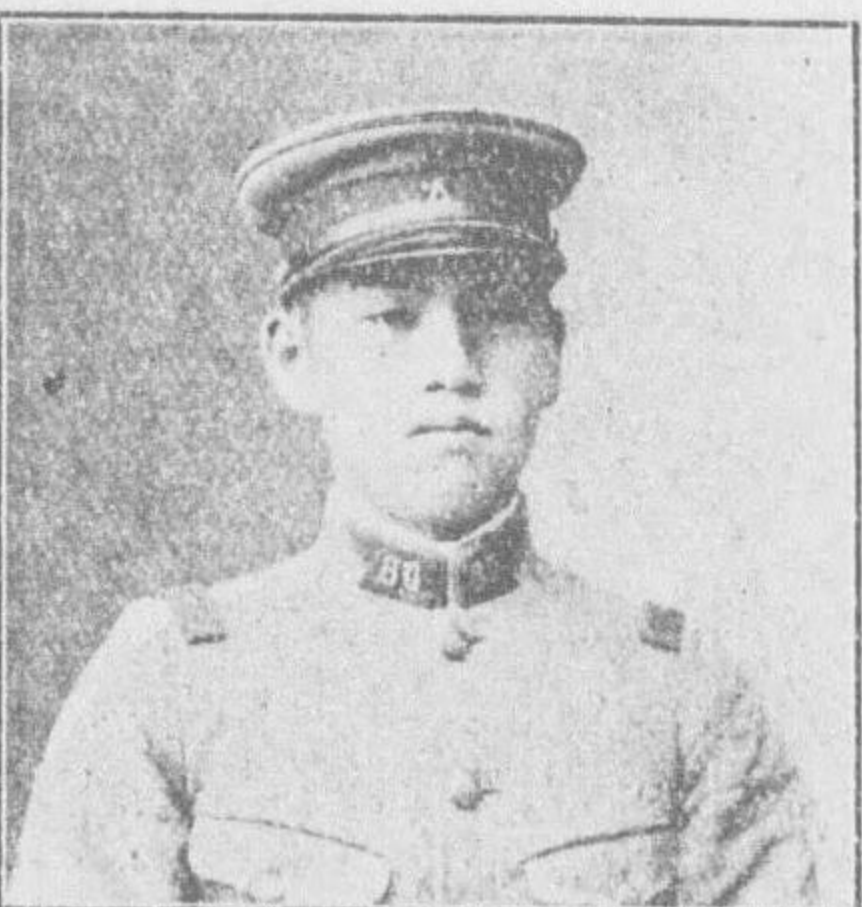
林 文五郎氏
足助町の士 大正四年歩兵第六十聯隊第十中隊入營六年三月一等卒同日警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



林 常吉氏
足助町の士 大正六年工兵第十五大隊第一中隊入營七年四月警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



鈴木宗助氏
足助町の士 大正七年近衛歩兵第三聯隊第三中隊入營八年七月警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



宇井政市氏
足助町の士 大正二年歩兵第六十聯隊第一中隊入營三年十一月二十五日除隊せらる



岡 常右衛門氏
足助町の士 大正三年歩兵第六十聯隊第六中隊入營四年十一月二十四日一等卒



水野唯一氏
足助町の士 大正四年歩兵第六十聯隊第七中隊入營五年十一月捕瀨少尉從卒八月十四日大尉從卒十一月秋季演習の爲西三河地方へ出張同月二十三日除隊精勤章附與大正九年四月勤務召集上等兵に昇進す足助町分會理事及國勢調査員たり



安藤 常吉氏
足助町の士 大正五年歩兵第六十聯隊第四中隊入營七年三月警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり



安藤 常吉氏
足助町の士 大正五年歩兵第六十聯隊第二中隊入營七年三月警備隊討伐の功依金四拾圓下賜分會評議員なり

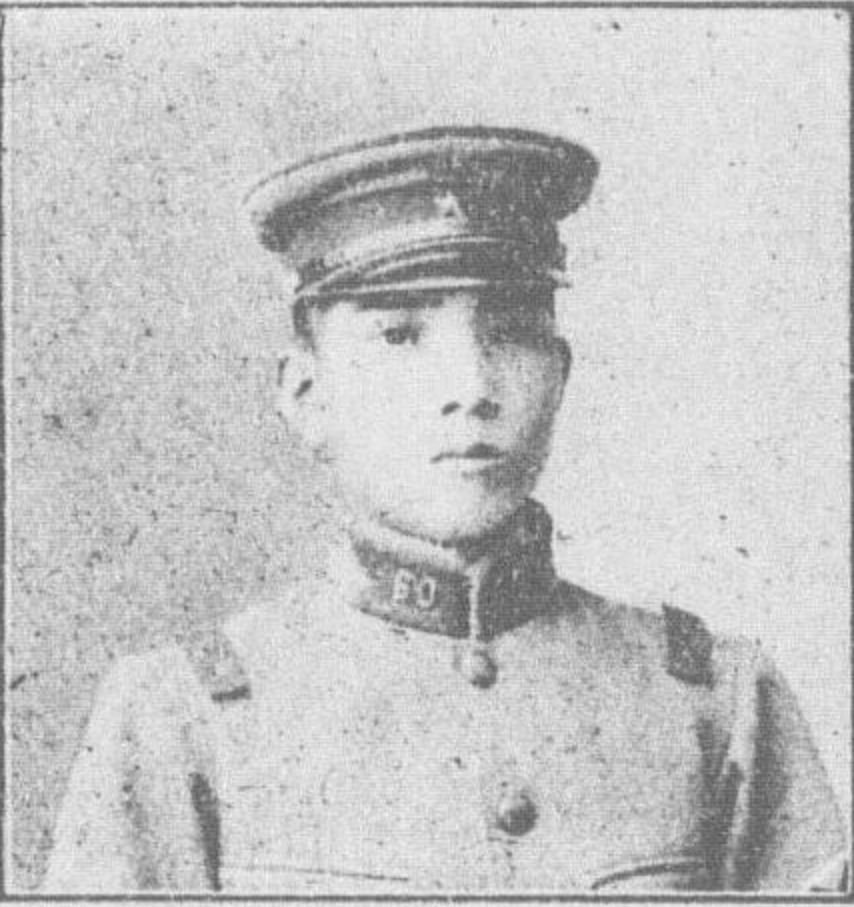


三宅 利重氏
足助町の士 大正四年歩兵第六十聯隊第一中隊入營四年十一月廿二日一等卒



賀茂村の士 大正四年歩兵第六十聯隊
第七中隊入營五年四月歩兵第七十三聯隊
第十中隊編入五月大阪出發同月十三日朝
鮮清津上陸公署灣屯營入隊一等卒命十一
月善行證書附與除隊

水野重義氏



賀茂村の士 大正元年歩兵第六十聯隊
第二中隊入營二年十一月特別大演習の爲
三遠尾地方へ出張酒肴料下賜同月一卒
命十二月二十日上等兵命三年十一月二十
一日除隊精勤章附與現分會監事なり

高山清二氏



賀茂村の士 四十四年歩兵第六十聯隊
第二中隊入營大正元年十一月一等卒命
二年三月今泉中尉從卒命同九月尾原少
佐從卒十一月特別大演習の爲三遠尾地方
へ出張十一月二十七日除隊善行證書附與
せらる

塚田和一郎氏



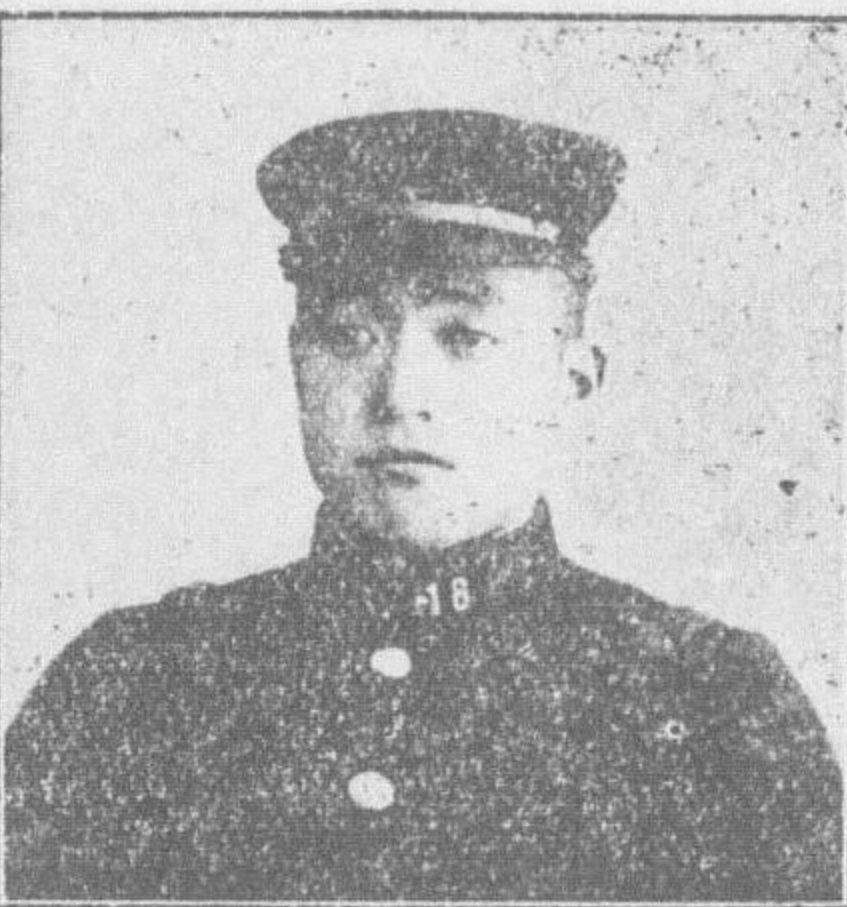
賀茂村の士 四拾一年騎兵第九聯隊
入營四拾二年七月騎兵第四旅團編成日五
月聯隊へ轉隊拾一月一等卒命十二月十五
日善行證書下士手適任證書附與除隊十
爾來先遺業の勳材並白木材木製販賣
業を經營す

安藤孝一氏



賀茂村の士 廿八年歩兵十八聯隊補充
大隊第六中隊入營廿九年一月復員歩兵八
聯隊第一中隊入營廿九年四月大觀兵式の爲
香下宇都宮地方へ出張同日上等兵命
四拾一年廿五日除隊分會理事評議員現
分會副長なり

塚田稔氏



賀茂村の士 廿八年歩兵十八聯隊補
充第十一中隊入營廿九年一月復員下歩
兵第十一中隊第八中隊編入四月大觀兵式
別大演習の爲栃木地方へ出張同十月特
廿五日除隊善行證書附與せらる三十九年
四月新山旅團善行證書附與せらる

安藤幸平氏



賀茂村の士 大正五年現役志願として
歩兵第六十聯隊第五中隊入營七年十一月
別大演習の爲静岡岡崎奈川千葉茨城東京地
方へ出張酒肴料下賜同年十一月二十八日
除隊精勤章善行證書附與せらる分會監事
班長なり

佐藤泰一氏



賀茂村の士 大正四年歩兵第六十聯隊
第二中隊入營五年十一月一等卒命六月
秋季演習の爲三遠尾地方へ出張同月二十
三日除隊精勤章善行證書附與せらる

中村廣三郎氏



賀茂村の士 大正四年歩兵第六十聯隊
第八中隊入營五年十一月第二大隊副官上
田中尉從卒命同月一等卒命六年十一月秋
季演習の爲三遠尾地方へ出張同月二十三
日除隊善行證書附與分會旗手にして評議員
なり

加納義兼氏



賀茂村の士 四拾四年歩兵第六拾聯隊
第一中隊入營大正元年四月特別大演習の
爲三遠尾地方へ出張同月廿七日除隊善行
證書附與

鈴木濱吉氏



賀茂村の士 四拾年歩兵第六拾聯隊第
五中隊入營四拾一年一月廿一日一等卒命
拾二月中尉加藤實二郎氏從卒命四拾二年
一月上等兵命加藤實二郎氏從卒命四拾二年
張拾一月廿日除隊善行證書附與第三種射
擊教授與分會評議員なり

内藤米一氏

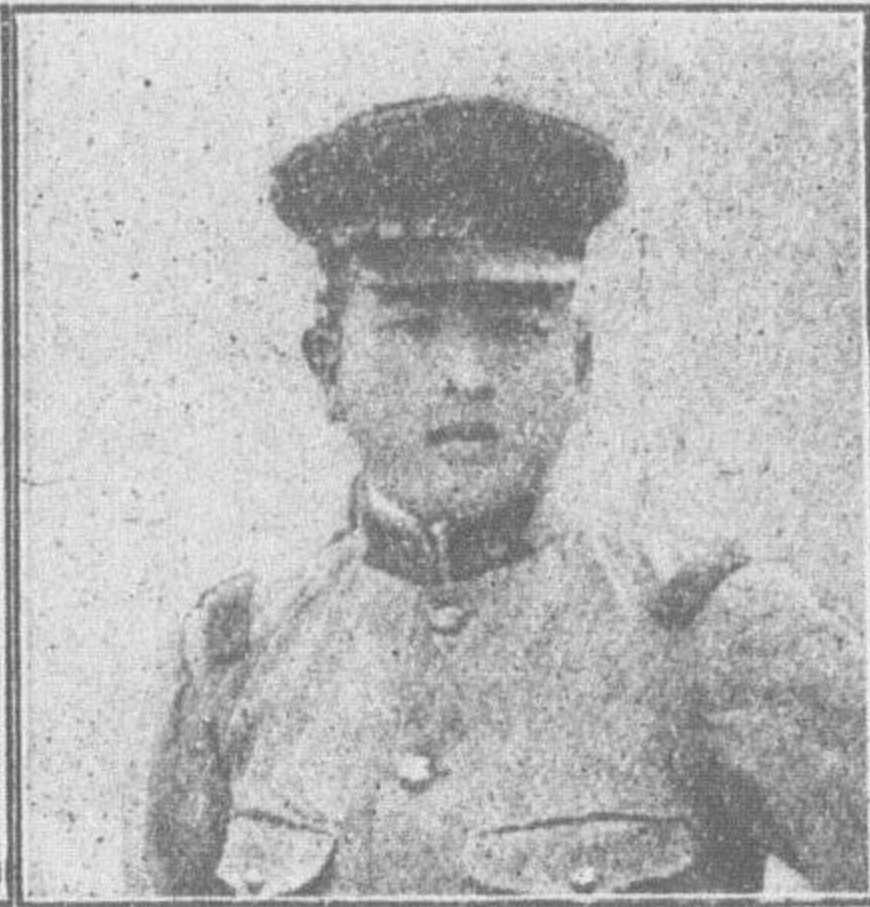


賀茂村の士 四拾一年歩兵第六拾聯隊
第三中隊入營四拾二年十一月一等卒命四
拾三年三月小林少尉從卒十月秋季演習の
爲三遠尾地方へ出張同月廿日除隊善行
證書附與せらる

原田彦重氏



安藤金三郎氏
 賀茂村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第三中隊入營六年六月彈藥庫警備修業十
 月第一中隊編入七年十月一等卒命特別大
 演習の爲静岡神奈川茨城栃木千葉東京地
 方へ出張十一月二十八日除隊



酒井寛道氏
 賀茂村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
 第四中隊入營七年六月石版術修業八年四
 月一等卒命十一月二十三日除隊



安藤清市氏
 賀茂村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
 第六中隊入營七年十一月特別大演習の爲
 静岡神奈川茨城栃木東京地方へ出張八年
 二月一等卒命十一月二十三日除隊



澤田宗四郎氏
 阿摺村の士 卅九年歩兵第十八聯隊第
 一中隊入營四十二年十月地方へ特別大演
 習の爲出張参加四十二年十一月除隊す



山田松五郎氏
 阿摺村の士 四十年歩兵第六十聯隊第
 六中隊入營四十二年十月一等卒命同月秋
 季演習の爲三河地方へ出張同月二十四日
 除隊



三宅金次郎氏
 阿摺村の士 四十一年歩兵第六十聯隊
 の爲出張入營四十二年五月臨時韓國派遣
 第六中隊入營四月一日釜山寄港上陸同月
 六日全州着守備八月全羅南道匪徒討伐
 に従事四十二年三月韓併合交代の爲江
 原道平昌着守備十二月一等卒命四十三
 年三月韓國仁川出張五月一日屯營着除
 正二年勤務召基出張特別大演習参加四
 日韓併合記念章下賜せらる



伊藤光義兵
 賀茂村の士 大正八年六月輜重兵第十
 五大隊第一中隊入營鞍工術卒業八月三十
 日除隊せらる



大山榮次郎氏
 阿摺村の士 卅八年歩兵第十八聯隊補充
 第五中隊入營卅九年一月復員歩兵第十八
 第二中隊編入四月陸軍守備として豊橋出
 隊中隊編入卅九年四月守備第五十九聯隊
 字津經仁川上陸京野着十月内陸歸還
 迄金化守備として駐屯四月十月内陸歸還
 の爲出張三月三日茨城地方へ出張特別
 習の爲出張三月三日茨城地方へ出張特別
 列一等卒命十一月二十日善行證書附與除隊



河合林平氏
 阿摺村の士 四十年歩兵第六十聯隊第
 十一中隊入營四十二年十一月習志野假
 舎出張秋季演習の爲津田沼より岡崎迄汽
 車行軍三河地方に於演習全月十四日新
 舎へ入城全月一等卒命四十二年六月少尉
 若松賢藏氏從卒命全月十一月二十日善行
 證書附與除隊



深見虎計氏
 阿摺村の士 四十二年工兵第十五大隊
 第一中隊入營四十二年三月工兵廠舎竣工
 事務整理の爲出張同月十月秋季演習の爲
 岡崎出張十一月一等卒命四十四年十一
 月除隊善行證書附與評議員班長なり



加藤健一氏
 阿摺村の士 四十二年歩兵第六十聯隊
 第十中隊入營四十二年十一月歩兵中尉
 第十四次郎氏從卒命同月二十六日一等卒命
 吉吉次郎氏從卒命同月二十六日一等卒命
 四十五年三月通信修業大正元年十月第
 十一中隊編入秋季演習の爲三河地方へ出
 張十一月二十六日除隊善行證書附與分會
 前評議員なり



川合義憲氏
 阿摺村の士 四十三年歩兵第六十聯隊
 第十中隊入營四十四年十月銃工術卒業
 十一月二十六日一等卒命大正元年十月第
 十一中隊編入十一月二十二日除隊分會役員なり

履 歷 之 部



川合信一氏
 阿摺村の士 大正元年歩兵第六十聯隊
 第四中隊入營二月十一日特別大演習の爲
 三遠尾地方へ出張同月二十七日一等卒同
 日上等兵命三月伍長勤務七月朝鮮
 歩兵第一聯隊第十中隊編入神戸出發釜山
 上陸四月八日江原道原州着守備四月
 内地歸還の爲出張同月二十二日豊橋着除
 隊精勤章善行證書附與せら
 る前分會理事現評議員なり

川合政明氏
 阿摺村の士 大正二年歩兵第六十聯隊
 第四中隊入營三月三日臨時朝鮮派遣歩兵
 第二中隊司令官當番原道原州着守備四月
 宮川主君宿舎命五月原州出發八月小
 野隊大尉附近の秋演習に參加慶尚北道尙
 州及金泉附近の秋演習に參加慶尚北道尙
 下酒料下賜五月三日豊橋着除隊精勤章二
 釜山出帆四月九日豊橋着除隊精勤章二回
 善行證書附與分書評議員なり

河合新作氏
 阿摺村の士 大正三年歩兵第六十聯隊
 第五中隊入營四月十一日即位一等兵命五
 日酒料下賜十一月二十四日一等兵命五
 年二月長野少尉十一月二十四日一等兵命五
 出從十一月二十四日除隊精勤章善行證書
 附與分會副長にして勳種製造監理者なり



鈴木磯一氏
 阿摺村の士 大正五年歩兵第六十聯隊
 第十二中隊入營六月十月秋演習の爲
 第三河地方へ出張同月聯隊本部附命三木
 中尉從命同月統工卒命一等卒命七年十
 一月二十八日除隊精勤章善行證書附與せ
 る現分會評議員なり

稲島隆市氏
 阿摺村の士 大正六年歩兵第六十聯隊
 第四中隊入營七月十一日二十三日一等
 卒命八年十一月二十一日除隊精勤章附與
 せらる

林萬五郎氏
 盛岡村の士 卅九年歩兵第十八聯隊第
 一中隊入營四月十年一月一日一等兵命
 演習に參加十一月一日除隊分會評議員青年會
 長にして名望の士なり

上伊那郡

伊那町の士 大正八年歩兵第六十聯隊第十
中隊入營 同日滿洲割の爲屯警出港旅
順上陸駐屯十月秋季演習の爲金州南山地方へ
出張十一月内地歸還の爲大阪陸軍地方へ
出張十一月内地歸還の爲大阪陸軍地方へ
守隊着十五日陸隊精勤章附與せらる

北原 甚一氏

橋爪 利雄氏

美濃町の士 大正七年歩兵第六十聯隊第十
二中队入營 八月第二中队へ編入九月十六
日青島守備歩兵第一大隊交代の爲品出帆同
月十九日青島上陸坊子着駐屯第一大隊第三
中队編入十一月三日内地歸還の爲品出帆同
酒着料下賜同日原隊歸還十月一日第十二
上陸隊精勤章附與せらる

北原 甚一氏

藤澤村の士 大正七年歩兵第六十聯隊第一
中队入營 八月十一月三日一等卒同日上等兵
出命九年十月廿日陸隊精勤章善行證書附與せら
る

伊那町の士

城倉 富藏氏
分會の爲盡力せらる

手更村の士 大正八年一年志願兵として歩
兵第六十聯隊入營 大正九年十月滿洲除隊十年
八月甲種勤務演習に應召見習士官として勤務
せらる 前途有望の士たり現赤穂小學校に奉職
す

長藤村の士 大正七年歩兵第六十聯隊第四
中队入營 八月十一月秋季演習の爲愛知縣岡
與へ出張九年四月一等卒命十一月除隊精勤章附
與せらる

伊那町の士

森 房藏氏
分會役員たり

手更村の士 大正四年騎兵第二十五聯隊第
五中队入營 十一月一等卒命六月陸隊第
五中队入營 十一月一等卒命六月陸隊第
爲子葉木坊玉茨城縣下へ出張十一月廿八日
除隊精勤章附與分會班長たり

長藤村の士 大正八年十二月輜重兵第十五
大隊第二中队入營 陸軍第十一年十一月特別
六演習の爲東地方へ出張酒着料下賜精勤章
附與十一月廿日陸隊除隊

東箕輪村の士 大正九年一年志願兵として
歩兵第三十三聯隊第二中队入營 十月特別大演
習に參加 酒着料下賜十一月廿日歩兵軍曹に任
せられ現役満期十二月一日より四ヶ月間甲種
勤務演習に復す

高遠町の士 大正五年歩兵第六十聯隊第五
中队入營 十月少尉從卒 十一月廿三日
上等兵命 十月特別大演習の爲静岡縣下へ出
地方へ出張酒着料下賜十一月廿八日除隊精勤
章善行證書附與

三巻村の士 大正元年騎兵第二十五聯隊第
五中队入營 二年十月看護卒 十一月第十五
師團秋季特別大演習の爲静岡縣下へ出
十月秋季演習の爲岡崎地方へ出張十一月廿五
日除隊精勤章善行證書衛生部下士適任證書附
與現三巻村分會長の要職たり

河南村の士 大正四年歩兵第六十聯隊第十
中隊入營五月四月第七中隊編入十一月秋演
習の爲静岡縣下へ出張一等命副手命六年
三月擔架術卒業十一月廿三日除隊

山岸 隆 齋氏

西春近村の士 大正六年の徴兵にして補充
たり現分會下牧班長にして青年會長なり

北原 巖氏

赤穂村の士 大正四年歩兵第六十聯隊第九
中隊入營大正五年十月第十中隊編入十月九
津駐屯歩兵第二中隊要員として神戸出帆大
津の爲出帆同月一等命副手命二年十月歸還
演習の爲遠尾地方へ出張十一月除隊善行證
書附與せらる分會班長にして消防新街頭演
習調査員産業統計調査員たり

二百二十

富縣村の士 大正八年歩兵第六十聯隊第九
中隊入營九月十月第二中隊へ編入十月一
等命副手命四月北支那派遣の爲屯營大阪港出
帆秦皇島港上陸天津着六月酒肴料下賜十月
内歸還の爲出張大阪港上陸同月廿五日除隊
精勤章附與

山崎 茂氏

宮田村の士 分會副會長にして蠶種製造業
を經營し地方有名の専業家たり

中原 重氏

赤穂村の士 大正四年歩兵第六十聯隊第十
中隊入營四月三十二年歩兵一等命副手命十
二月杉浦桂次郎中尉奉命三月担架術卒業十
月除隊精勤章附與分會班長たり

伊井島 源次郎氏

西春近村の士 廿九年入營騎兵伍長にして
名望の士たり

滋野 信氏

宮田村の士 大正元年歩兵第六十聯隊第九
中隊入營二年十一月特別大演習の爲三遠尾地
方へ出張酒肴料下賜副手命同月一等命副手
年十一月除隊精勤章善行證書附與せらる

清水 榮 八氏

赤穂村の士 大正元年歩兵第六十聯隊第九
中隊入營二年特別大演習の爲三遠尾地方へ出
張酒肴料下賜副手命同月一等命副手命四月上
命同年十一月附隊精勤章二年四月上等兵
せらる分會班長理事計議員たり

松崎 和 市氏

西春近村の士 明治廿九年入營砲兵上等兵
にして製絲事業を經營す

平澤 泰 壽氏

宮田村の士 大正八年一年志願兵として歩
兵第六十聯隊入營九月十一月廿日滿期除隊十
年八月甲種勤務演習に應召第六十聯隊へ見習
士官として勤務十年十一月解隊大正十
一年一月より天龍蠶業株式會社事務取締役と
して出勤す

伊藤 孫 武氏

赤穂村の士 大正四年工兵第十五大隊第三
中隊入營五年六月工兵修業六年三月一等卒
命十月秋季演習の爲愛知縣下へ出張大正六
六月より七年十月迄工兵隊附與せらる分會
組長青年會副會長分會理事なり

肥野 鐵 次氏

下伊那郡

飯田町の士 明治廿四年一年志願として
入營大正三年任丁兵少尉叙八位現肥料問屋を
經營す

原 恒 氏

飯田町の士 大正七年一年志願兵として入
營八月十一月廿日現役終了大正十一年三月任
陸軍歩兵少尉正八位に叙せらる歸郷後同町分
會聯合班長にして事業として米穀倉庫並に賣
捌鬼足袋伊那郡一手販賣等經營せらる

佐々木 清 司氏

飯田町の士 大正七年航空隊第二大隊第一中
隊入營八年四月春航空隊として屯營出發持
別大演習参加酒肴料下賜十二月第二中隊編入
抗演習参加の爲大正九年秋航空隊として屯營出
行證十月廿日歸隊九年十一月除隊精勤章二回善
行證書衛生部下士適任證書附與分會班長なり

村松 文 市氏

飯田町の士 大正二年一年志願兵として入
營かられ歩兵少尉にして正八位に叙せらる飯
田町分會副會長にして文房具商を經營す

黒河内 新 助氏

飯田町病院長にして陸軍々醫たり

原 耕 太郎氏

飯田町の士 陸軍歩兵にして分會班長とし
て盡力せらる實業として苗木栽培販賣を經營
し大面積の苗圃を有せらる

岩下 雲 兵氏

飯田町の士 大正三年一年志願兵として歩
兵第六十聯隊第十二中隊入營大正七年三月任
陸軍歩兵少尉叙正八位現國産元結水引製造販
買業を經營す

岡田 一 郎氏

上飯田村の士 大正十四年一年志願兵として
軍三等軍醫叙正八位現飯田吾妻町に醫師たり

杉下 郁 造氏

飯田町の士 分會役員として盡力せらる現
在伊那電車株式會社飯田支社として勤務せら
る

杉本 直 氏

飯田町の士 大正六年一年志願兵として歩
兵第六十聯隊第二中隊入營大正十年三月任陸
軍歩兵少尉叙正八位現砂糖荒物卸商を經營す

沖村 茂 一氏

飯田町の士 大正三年歩兵第六十聯隊第七
中隊入營四年十一月即位禮人譽酒肴料下賜五
年三月小田切少尉奉命四月歩兵第七十三聯
隊第十中隊編入同月大正出陣朝鮮清津上聯
章附與現第五聯合副組長にして元結卸商を營

塚田 半 市氏

飯田町の士 大正四年十二月一日入營大正
五年十月廿四日上等兵命精勤章附與酒類醸
造及製絲業たり

田口 英 一氏

北澤壽人氏
上飯田村の士 大正九年一年志願兵として
三島野戦重砲兵第二聯隊第四中隊入營大正十
年十一月廿日任伍長在營間病氣の爲三
島衛戍病院附へ二ヶ月入院修末試験不受たり

福島 淡氏
松尾村の士 大正六年一年志願兵として歩兵
第六十聯隊入營大正十年二月任歩兵少尉正八
位に叙せらる現同村役場書記を兼職す

三村 信司氏
分會役員たり
摩光寺村の士

酒井恭一氏
上飯田町の士 歩兵上等兵にして現同村役
場書記を兼職す

佐々木六市氏
那村の士 四十三年歩兵第六十聯隊第七中
隊入營四十四年十一月一等卒命四十五年二月
中隊長三宅大尉從卒命大正元年十月秋季演習
の爲尾地方へ出張十一月廿六日除隊善行證
書附與

市之瀨 繁氏
伊賀良村の士 大正五年陸軍騎兵少尉に任
せられ正八位に叙せらる現分會長たり

征又 太郎氏
上飯田村の士 歩兵上等兵にして分會役員
及役場書記を兼職せらる

伊澤 一氏
松尾村の士 明治廿五年入營にして騎兵伍
長に任せられ日露戰役に従軍勳功に依り勳八
等白色桐葉章從軍記章下賜歸郷後分會の爲盡
力せらる

矢澤 滿吉氏
伊賀良村の士 四十二年輜重兵第十五大隊
第二中隊入營上等兵に昇進除隊下殿岡第一
班長及理事にして同村々々會議員學區調査員學
校財産調査員山林保護委員國勢調査員等の要
職たり

松島 董氏
那村の士 陸軍歩兵少尉正八位にして同村
分會役員と盡力せらる

竹内 兵治氏
座光寺村の士 大正七年騎兵第二十五聯隊
第二中隊入營八年八月陸軍騎兵學校教導隊上
等兵命十年八月除隊復歸十一月秋季演習の爲
愛知靜岡縣下へ出張同月二十五日除隊善行證
書及憲兵上等兵適任證書附與せらる

木下 義雄氏
伊賀良村の士 大正二年輜重兵第十五大隊
第五中隊入營三年十一月廿三日一等卒同日
等兵命精勤章附與せらる

伊賀良村の士 大正四年歩兵第六十聯隊第
六中隊入營五年八月第一中隊入營九月青島駐
備歩兵第四大隊第二中隊として派遣の爲屯營
出發品出帆青島大港上陸支那山東省青島駐
屯十一月一等卒命銃工奉命六年四月濟南守備
七十月酒肴料下賜九月内地歸還の爲出發品上
陸屯營着十一月秋季演習の爲西三河地方へ出
張十一月二十三日除隊第二種射擊徽章精勤章
善行證書附與

竹村 小吉氏
山木村の士 大正六年歩兵第一聯隊第
四中隊入營七年十一月二十二日一等卒同日
等兵命八年十一月除隊第二種射擊徽章精勤章
善行證書附與せらる

櫻井 武兵衛氏
清内路村の士 大正五年歩兵第六十聯隊第
八中隊入營六年十二月銃工奉命七年十月特
別大演習の爲靜岡縣東方面へ出張酒肴
料下賜十一月二十八日除隊精勤章附與せらる

鈴木 外士夫氏
伊賀良村の士 大正八年一年志願兵として
野砲兵第二聯隊第二中隊入營大正九年十月
一月三十日現役滿期大正十年八月二日甲種勳
務演習の爲召集十一月三十日除隊す

羽場 崎種雄氏
伍和村の士 大正八年歩兵第六十聯隊第九
中隊入營九年十一月一等卒同日上等兵命通信
術修業十年四月滿洲駐劄の爲屯營出發旅順上
陸入隊十月秋季演習の爲金洲地方へ出張十一
月二十日内地歸還の爲出發品上陸同月二十
五日一等橋着除隊精勤章善行證書附與

櫻井 喜雀氏
清内路村の士 大正七年十二月輜重兵第十
五大隊第一中隊入營慶等の成績を得て大正八
年二月二十八日除隊

岩崎 茂逸氏
伊賀良村の士 分會役員として盡力せらる

櫻井 五郎藏氏
清内路村の士 大正元年歩兵第六十聯隊第
六中隊入營二年特別大演習の爲三尾地方へ出
張酒肴料下賜一等卒命三年十一月二十五日除
隊精勤章附與現分會役員たり

大平 知氏
龍丘村の士 大正六年歩兵第六十聯隊第十
二中隊入營七年十一月二十八日一等卒同日
現役免除となる精勤章附與せらる

久保田 源吾氏
山本村の士 大正五年歩兵第六十聯隊第二
中隊入營六年六月銃工奉命十一月銃工奉命
業等卒命七年十月特別演習の爲關東地方
へ出張酒肴料下賜十一月二十八日除隊

櫻井 傳氏
清内路村の士 大正二年歩兵第六十聯隊第
十二中隊入營三年十一月銃工奉命一等卒命
四年十月秋季演習の爲長野岐阜等縣知縣
下へ出張十一月十六日即位大演習一日酒肴
料下賜十一月二十四日除隊

鹽澤 定次郎氏
龍江村の士 陸軍歩兵少尉正八位勳六等に
して村名譽家たり

龍江村の士 大正七年歩兵第六十聯隊第十
二中隊へ出張十一月秋演習の爲愛知靜岡
兩縣下へ出張十一月二十一日一等卒命九年九
月中隊長遠藤大尉從卒命十一月二十日除隊精
勤章善行證書附與せらる

木下政雄氏
千代村の士 分會役員なり

三尾貫三氏
新聞村の士 大正七年志願兵として歩
兵第六十聯隊入營大正十一年三月歩兵少尉に
任じ正八位に叙せらる現分會長及青年會長の
要職たり

千代村の士 大正七年歩兵第六十聯隊第四
中隊へ入營八月九日青島守備の爲出陣中隊
由青島坊子上陸駐屯歩兵第一大隊第三中隊編
入十一月二十三日一等卒命九年六月聖旨傳達
の際酒肴料下賜九月交代の爲出發字品上陸建
橋原着十一月二十四日除隊精勤章善行證書
附與せらる

北澤才一氏
吉川順逸氏
喬木村の士 四十二年舞鶴海軍へ入陣編
送艦艇各方面へ航海す一等機關兵に昇進歸
郷す同村分會の爲盡力せらる

西筑摩郡 市岡甲子藏氏
福島町の士 大正九年四月教育召集として
電信聯隊第四中隊に編入同年六月三十日召集
解除となる

千代村の士 分會役員たり
清水直夫氏

松尾珍臣氏
神稻村の士 同村分會長の要職にあり舊名
門家にして徳望の士なり

田中武雄氏
上伊那郡小野村の士 現福島町に轉住大正
元年歩兵第六十聯隊第四中隊入營三年三月
八日朝鮮派遺歩兵第一大隊第十中隊へ編入四月
八日江原道原州守備隊第十中隊へ編入四月
證書附與現福島町にて製板村木商を經營す

千代村の士 大正三年歩兵第六十聯隊第三
中隊入營四年十一月十六日即位禮大饗第一日
酒肴料下賜一等卒命五年十一月秋演習の爲
靜岡縣下へ出張十一月二十四日除隊

原義徳氏
神稻村の士 大正五年歩兵第六十聯隊第四
中隊入營六年十一月一等卒命七年四月軍旗衛
兵隊十月十等兵特別演習の爲關東地方へ
出張酒肴料下賜十一月二十八日除隊精勤章附
與歸郷後喬木第一小學校に修職す

高橋徳望氏
宮城縣桃生郡小野村の士 現福島町に轉住大
正二年志願兵として歩兵第六十聯隊入營五
年歩兵少尉に任官正八位に叙せらる現西筑摩
郡聯合分會副會長及福島町分會長の要職にして
西筑摩郡役所産業主事たり

高野薰見氏
更級郡共和村の士 現木曾福島町に轉住大
正四年志願兵として歩兵第六十聯隊入營
歸郷後常陸野管理局木曾支局上松連輸出張
所に勤務同所技手たり

竹腰由松氏
讀書村の士 大正九年歩兵第六十聯隊第四
中隊入營十年四月北支那へ派遣の爲出發同月
十五日天津着守備六月酒肴料下賜十月海關
守備に轉す十一月内地歸還の爲奉皇島出發同
月十九日豊橋留守隊へ着第一中隊編入同月二
十六日一等卒命十一年八月軍備整理の爲歸休
除隊せらる

原尚道氏
上松町の士 大正五年歩兵第六十聯隊第一
中隊入營六年十一月一等卒命七年十月特別大
演習の爲關東地方へ出張酒肴料下賜十一月除
隊射擊勳章精勤章善行證書附與せらる分會班
長たり

小木曾茂氏
中津町の士 大正八年歩兵第六十聯隊第十
一中隊へ入營一等卒に命ぜられ歸郷善行證書
及精勤章附與目下米穀商を經營しつつあり

山本直一氏
大森村の士 大正八年歩兵第六十聯隊第五
中隊入營九年十一月統工卒命十年三月滿洲駐
割の爲留守第一中隊へ編入五月一等卒命十一
月二十五日除隊

成瀬秀夫氏
長島町の士 大正八年歩兵第六十聯隊第一
中隊へ入營九年四月七日屯營出發同月十六日
朝鮮江原道原州守備隊に着同地守備に任ず同
年十二月上等兵命十年七月羅南歩兵第七十六
聯隊へ編入十一月除隊精勤章附與

西尾金次郎氏
讀書村の士 大正元年歩兵第六十聯隊第十
一中隊入營二年十月第十中隊編入十一月特別
大演習の爲三遠尾地方へ出張酒肴料下賜二年
十一月二十五日除隊射擊優等賞狀授與せらる

○勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ゐる中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しらしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ぬ給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸次弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事ども起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝明天皇皇考孝天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ恭くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御

遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝職等軍人か其を盡すと盡さざるに由るをかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀かさは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭をへき事ことをあれいてや之を左に述べむ

一軍人は忠節を盡を本分とせへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なるべき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏

合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らる只々一途に已か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破り不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くせへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬走るのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従せへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ已か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の已より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人かるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんものは武勇なくて叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義

理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず已か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくしては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは已か言を踐行ひ義とは已か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はは始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆども其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はどても守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とせし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一

たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し畧此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるをかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にきへからきさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれば何事も成るものをかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名 御璽

○勅諭

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ忠節、禮儀、武勇、信義、質素、貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ

朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕カ股肱ト頼メハナリ
爾來治平十有餘年客歲清國ト釁ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ隆暑ニ耐ヘ祁
寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古未タ有ラサルノ偉勳
ヲ奏シ能ク交戰ノ目的ヲ達シテ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セ
ス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾
病ニ死シ然ラサルモ病癘トナリタルモノニ至テハ朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マ
ザルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ媾シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラントス顧フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光
榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ム
ト雖モ邦家ノ前程ハ尙遼遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモ
ノト散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ確守シ一誠以テ
他日ノ報效ヲ期セヨ

明治二十八年五月十三日

御名 御璽

○勅語

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ
深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スル所アリ爾來十閱年

朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經校大ニ其歩ヲ進メタリ不幸ニシテ客歲露國ト釁ヲ
啓キシヨリ汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ籌畫宜キヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ
大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇内ニ宣揚シ以テ朕カ望ニ副ヘリ

朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ

祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ懌ヒ深ク其戰ニ死シ病ニ斃レ
又ハ癘瘡ト爲リタル者ヲ悼ム

朕今露國ト和ヲ媾ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責務ヲ重カラ
シメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍
隊ニ在ル者ト散シテ鄉閭ニ歸ル者トチ問ハス常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タル
ノ本分ヲ守リ益々勵精以テ報効ヲ期セヨ

明治三十八年十月十六日

御名 御璽

○詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自疆息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ服ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

○勅諭

朕爰ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カニ効躬シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月二十日

御名 御璽

奉答文

畏クモ優渥ナル勅諭ヲ拜シ感激ノ至リニ堪ヘス臣等益々鞠躬盡瘁誓テ叡旨ニ副ヘ奉ランコトヲ期ス

大正元年七月三十一日

陸軍大臣男爵 上原 勇 作 花印

勅諭傳宣ノ際各部團隊長ニ與フル訓示

曩ニ先帝陛下御違例ノ報ニ接スルヤ全國將卒每朝沐浴シ御平癒ヲ祈願シ奉リタルニ遂ニ其甲斐無カリシハ痛惜措ク能ハサル所ナリ
恭シク惟ルニ先帝陛下鴻業偉蹟ハ昭々トシテ日月ト其光ヲ爭ヒ中外ノ齊シク欽仰シ奉ル所殊ニ深く大御心ヲ

軍事ニ用ヒサセ給ヒ我等軍人ヲ愛撫シ給ヒタル盛徳鴻恩ハ詳々トシテ河海ト其深ヲ競ミ將卒ノ常ニ感泣シ長ク仁慈ナル大蠶ノ下ニ於テ王事ニ勤勞スルコトヲ樂ミタルニ忽然御登遐ノ悲ニ接ス働天哭地何ソ極リ罔ケンヤ本職去ル三十一日朝見ノ際親シク今上陛下ニ咫尺シ奉リ大統領承ノ詔勅ヲ拜承シ今又優渥ナル勅諭ヲ奉戴ス今上陛下ハ幼ニシテ學習院ニ御就學遊サレ又陸軍歩兵少尉ヨリ歷進中將ノ官ニ進マセラレ軍事ノ造詣殊ニ深ク天資聰明 父君陛下ニ酷似シ乾德無量ナリ我等軍人ハ新ニ斯允父允武ナル今上陛下ノ御統率下ニ立チ皇基擁護ノ大任ニ服スルヲ得タルコトヲ思ヘハ悲喜ノ情交至リ唯泣クアルノ抑々今回下賞セラレタル勅諭ハ新帝陛下カ我等軍人ニ信倚シ給フ大御心ニ出テタルモノ誰カ復 聖恩ノ優渥ナルニ感泣セサルモノアラシヤ苟モ身ヲ軍籍ニ置ク者其旗下ニ在ルト郷閭ニ在ルトヲ問ハス厚ク 聖諭奉體シ一層忠節ヲ勵ミ開國進取ノ 皇謨ヲ翼贊シ以テ 先帝陛下ノ殊遇ニ酬ヒ奉リ 今上陛下ノ聖旨ニ副ヒ奉ラサルヘカラス各部團隊長ハ聖旨貫徹ニ付毫末ノ遺漏ナキコトヲ期スヘシ 右訓示ス

大正元年八月三日

陸軍中將 長岡外史

帝國在郷軍人會摘要

總裁宮殿下令旨

帝國在郷軍人會組織成リ茲ニ 天長ノ佳節ヲトシテ本部ノ發會式ヲ舉ク。惟フニ在郷軍人ハ國民ノ精華ニシテ軍ノ編成之ニ頼ルモノ頗ル重大ナリ。是ニ於テカ統一指導ノ下ニ其團體ヲ組織シ、以テ在郷軍人ノ本分ヲ淬勵スルノ必要極メテ切ナリトス。是レ即チ本會ノ組織ヲ見ルニ至レル所以ナリ。自今各員相助ケテ益々軍人ノ精神ヲ發揮シ、其技能ヲ修養シ、以テ本會設立ノ趣旨ヲ貫徹センコトヲ望ム。

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會總裁陸軍大將大勳位功二級

貞

愛親

王

帝國在郷軍人會設立ノ趣意

必任義務兵役ノ法實施以來、在郷軍人ヲ主腦トスル尙武團體漸ク其ノ數ヲ加ヘ現時各市區町村殆ンド其ノ設立ヲ見サルナキノ盛況ヲ呈スルニ至リタリ。而シテ此等ノ團體ハ主トシテ在郷軍人ノ品位ヲ高メ國民ノ軍事思想ヲ啓發スルニ努メ、以テ過去數回ノ戰役ニ以テ貢獻スル所尠少ナラストス。然リト雖モ其設立及經營ハ從來全ク各郷箇々ノモノニ屬シ、其ノ目的及行動ニ關シ、連繫統一以テ之ヲ指導シ。之ヲ振作スルノ機關ナシ。加之將來軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精銳ヲ必要トスルコト愈々切實ナルヲ以テ復々之ヲ現時ノ狀態ニ放任スルヲ許サ、ルニ至レリ。依テ茲ニ各市區町村ニ於ケル在郷軍人ノ既設團體ヲ糾合シ、其ノ目的ヲ定一ニシ、其ノ行動ヲ整齊ニシ、尙ホ未タ其ノ備ヲ見サル地方ニ於テハ其ノ創立ヲ獎勵シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛練ト、軍事智識ノ増進トヲ圖リ併セテ會員ノ相互扶助慰籍ノ方法ヲ講セシメントス是レ帝國在郷軍人會ヲ設立スル所以ナリ。

會長ノ宣言

帝國臣民ノ武士的精神ニ富ムハ一國ノ精華トシテ宇内ノ稱揚措カサル所ナリ。最近戰役ノ大捷亦首トシテ之ニ因由スルヤ論ヲ俟タス。而シテ國軍ノ要素タル在郷軍人ニ在リテハ一層此ノ精神ヲ發揚シ軍事ノ知識ヲ増進シ砥勵淬磨、以テ皇室ノ屏翰タリ國家ノ干城タル負荷ニ堪フルコトヲ期スルハ蓋シ當然ノ義務也近時各地ニ勃興セル在郷軍人ノ團體ハ概シテ上述ノ目的ヲ有スト雖モ統一、指導其機關ヲ缺キ、隨テ其ノ効果顯著ナルヲ得ス時ニ或ハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハス。仍テ本官等相圖リテ帝國在郷軍人會ヲ設立シ、總裁貞愛親王殿

下ノ旨ヲ奉シテ、之カ糾合指導ノ任ニ膺ラントス。其目的他ナシ。在郷軍人ヲシテ善ク軍人タルノ本分ヲ盡サシメントスルニアリ。即チ明治十五年軍人ニ賜ハリタル勅諭ノ精神ヲ奉體シテ軍事能力ヲ増進シ、相互ノ親睦ヲ悖フシ、其ノ品位ヲ高メ各自ノ業務ニ精勵シ、以テ國民ノ最良模範タラシメン事是ナリ。本會々員ハ一意専心此ノ趣旨ヲ遵奉シ規約ノ定ムル所ニ從ヒ、至誠以テ本會ノ發達ヲ期セサルヘカラス。萬一本會々員ニシテ此ノ團結力ヲ利用シ政治ニ干與スルカ如キ事アラン乎、當ニ軍人會設立ノ本旨ニ乖戾スルノミナラス。弊害ノ及フ所實ニ測ルヘカラサルモノアラントス、是レ最モ慎戒ヲ要スル一事ナリ。茲ニ本部ノ發會ニ臨ミ各員ノ努力ヲ前途ニ切望スト云爾

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々長

陸軍大將正三位勳一等功一級子爵 寺 内 正 毅

會老ノ式辭

總裁殿下ノ令旨ヲ拜シ感激措ク能ハス。今ヤ國運益々皇張シ、干城ノ任務愈々重ヲ加ヘタリ。吾人軍人タルモノハ、上下ヲ問ハス、出張ヲ論セス、鞠躬士道ヲ修メ、夜々技能ヲ磨キ、事ニ戎軒ニ從テハ、國軍ノ柱礎タリ退テ郷黨ニ處シテハ後進ヲ薰化シ以テ、國民ノ儀表タリ。陛下ノ股肱タルニ愧チサル事ヲ期セサル可ラス吾人會員相率キテ令旨ヲ奉體シ、能ク本會ノ主旨ヲ全フスルヲ得ハ庶幾ハ國民皆兵ノ實ヲ擧ケ、我軍ノ基礎ヲ固フスルヲ得ン是獨リ。至尊覆載ノ恩ニ奉對スル所以ナルノミナラス、抑モ又國家ノ福祉ニシテ予ノ諸君ト與ニ行カント欲スル所ノ道ナリ茲ニ發會ニ方リ聊カ一言ヲ述ヘテ會員ニ告ク

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々老元帥

陸軍大將正二位大勳位功一級公爵 山 縣 有 朋

帝國在郷軍人會規約

第一款 總 則

- 第一條 本會ハ帝國在郷軍人會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ東京市麴町區飯田町二丁目五十番地(偕行社)ニ、支部ヲ聯隊區警備隊區、司令部所在地ニ、分會ヲ各市區町村ニ置ク。但シ一市ニ數箇ノ分會ヲ置キ、又ハ數區町村ヲ合シテ一分會ヲ置キ、又ハ數箇ノ分會ヲ合シ聯合分會ヲ置キ、其他要スルハ海外樞要ノ地ニ支部分會ヲ置クコトアルヘシ
- 支部ノ區域ハ聯隊區又ハ警備隊區ノ管轄區域ニ依ル、海外樞要ノ地ニ支部ヲ置ク場合ニ在リテハ其ノ管轄區域ハ別ニ之ヲ定ム
- 支部以下ノ稱號ハ支部ニ在リテハ所在地ノ名稱、分會ニ在リテハ所在地郡市區町村ノ名稱ニ從ヒ帝國在郷軍人會何支部又ハ帝國在郷軍人會何(市)區(町)村(郡)市(市)聯合(分會)ト稱ス
- 第三條 本會ハ總裁トシテ皇族ヲ推戴シ、又顧問トシテ會老二名ヲ置キ、陸軍ノ高級將官ニ之ヲ囑托ス
- 第四條 本會ハ陸軍大臣ノ監督ヲ受ク
- 第五條 本部ハ師管内ニ在リテハ所管師團長、臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太守備隊司令官、朝鮮ニ在リテハ朝鮮駐劄軍司令官、滿州ニ在リテハ關東都督ノ監視ヲ受ク
- 第六條 本規約ハ本部評議員ノ決議ヲ經タル後陸軍大臣ノ認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第一款 目的及事業
- 第七條 本會ハ軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉體シ、在郷軍人ノ品位ヲ進メ、親睦ヲ醇フシ、相互扶助シ、軍人精神ヲ振作シ、體軀ヲ練リ、軍事知識ヲ増進スルヲ目的トス
- 第八條 前條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ。但シ分會ノ狀況ニ依リ第二號以下ノ一若ハ數號ノ實施ヲ延期セントスルトキハ、支部評議會ノ承認ヲ經ヘキモノトス

- 一、本部ニ於テ雜誌ヲ發行スルコト
 - 二、毎年三大節ニ於テ遙拜式及勅諭捧讀式ヲ行フコト
 - 三、陸軍記念日(三月十日)ニハ最寄地方ニ於テ祝典ヲ行フコト
 - 四、毎年少クモ一回最寄地方ニ於テ戰役死亡者ノ祭典ヲ行フコト
 - 五、廢兵及戰死者遺族ヲ優遇スルコト
 - 六、最寄地方ニ於テ軍事ニ關スル懇話會ヲ開キ擊劍會、射擊會等ヲ開クコト
 - 七、有勳者ノ名譽ヲ保持セシメ之ヲ優遇スルコト
 - 八、會員ニシテ傷痍若ハ疾病ニ罹リ自活シ能ハサル者、又ハ災厄ニ罹リタル者アルトキハ之ヲ救助スルコト
 - 九、會員ニシテ死亡シタルトキハ會葬シ、時宜ニ依リ其ノ遺族ニ吊慰金ヲ贈リ、又ハ其ノ葬祭ヲ行フコト
 - 十、在營兵卒ノ家族ニシテ救護ノ必要アル者ヲ救助スルコト
 - 十一、會員タリシ者ノ寡婦、孤兒ニシテ救護ノ必要アル者ヲ救助スルコト
- 前項第二號以下ノ施行方法ハ分會ニ於テ之ヲ定ム。但シ各支部ヲ通シ一定ヲ要スルモノハ本部評議會ノ決議ニ依リ、各分會ヲ通シテ實施シ、若ハ一定ヲ要スルモノハ支部評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
- 第三款 會 員
- 第九條 本會ノ會員ヲ左ノ三種トス
- 一、正會員
 - 二、特別會員
 - 三、名譽會員
- 待命、休職、豫備役、後備役、退役將校同相當官准士官及在郷下士兵卒、但シ第一國民兵役者ヲ含ミ、未教育補充兵役者ヲ含マス
- 在郷軍人ニ非スシテ特ニ本會ニ功勞アリ本部支部又ハ分會ノ推薦ニ係ル者

- 三、名譽會員
- 現役陸軍將校同相當官ニシテ本部、支部又ハ分會ノ推薦ニ係ル者
- 第十條 將校同相當官及特別會員ハ第八條ノ救助及弔慰金ヲ受ケサルヲ本則トス。又特別會員ハ本會ノ役員トナルコトナシ
- 第十一條 正會員ハ分會ノ定ムル規定ニ從ヒ會費ヲ納ムルモノトス
- 第十二條 本會々員ハ總テ其居住地ノ分會ニ入會スルモノトス
- 第四款 資 産
- 第十三條 本會ノ資産ハ左ノ如シ
- 一、本部ノ所有ニ屬スル財産、本部ノ事業及財産ヨリ生スル收入金並本部ヘノ寄附金ハ本部ニ屬ス
 - 二、支部ノ所有ニ屬スル財産及財産ヨリ生スル收入金並支部ヘノ寄附金ハ支部ニ屬ス
 - 三、分會ノ所有ニ屬スル財産、分會ノ事業及財産ヨリ生スル收入金、分會ヘノ寄附金並會員ノ會費ハ分會ニ屬ス
- 第十四條 會費額會費ノ免除及財産ノ管理ニ關スル規則ハ各評議員ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ、支部ノモノニ在リテハ本部、分會ノ者ニ在リテハ支部ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第五款 本會ノ機關
- 第十五條 本會ニ會長一名、副會長一名ヲ置ク
- 第十六條 本部ニ理事十名以内、監事二名、評議員二十名以内ヲ置ク
- 第十七條 會長、副會長及本部ニ屬スル理事、監事、評議員ハ東京市及其ノ附近在住ノ會員中ヨリ會老ノ諮詢ヲ經テ總裁之ヲ囑托ス
- 第十八條 會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ兼テ、本部ノ事務ヲ統轄シ、其ノ屬員ヲ任命ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

本部理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

本部監事ハ會長ノ命ヲ承ケ經理ノ整否ヲ監督ス

第十九條 支部ニ支部長、支部副長各一名、理事、監事及評議員若干名ヲ置キ、會老ノ諮詢ヲ經テ總裁之ヲ囑トス

第二十條 分會ニ分會長、分會副長各一名、理事、監事及評議員若干名ヲ置キ、評議員ハ分會ノ總會ニ於テ選舉シ、分會長、分會副長、理事及監事ハ評議員之ヲ互選ス、但シ分會長及分會副長ハ支部ヲ經由シテ本部ニ報告シ、會老ノ諮詢ヲ經テ總裁之ヲ囑トス

第二十一條 會長、副會長、支部長、支部副長、並本部、支部、分會ノ理事、監事及評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス。但シ重任ヲ妨ケス。又補缺員ノ任期前任期ノ任期ニ依ル

理事、監事及評議員ハ毎年四月各其ノ半數ヲ改選ス

第二十二條 本部、支部及分會ニ係ル重要ノ事件ヲ決議スル爲本部、支部及分會ニ評議員ヲ置ク

第二十三條 本部評議會ハ會長、副會長、本部理事及本部評議員ヲ以テ組織シ、支部評議員ハ支部長、支部副長、支部理事及支部評議員、分會評議員ハ分會長、分會副長、分會理事及分會評議員ヲ以テ組織ス

評議員ノ議長ハ本部ノモノニ在リテハ會長、支部ノモノニ在リテハ支部長、分會ノモノニ在リテハ分會長之ニ充ツ

第二十四條 本部評議會ハ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ會長之ヲ召集ス

第二十五條 本部評議會ハ議長ノ外定員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ決議ヲナスコトヲ得ス

第二十六條 本部評議會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十七條 第十八條、第二十四條乃至第二十六條ノ規定ハ之ヲ支部及分會ニ準用ス

第六款 戰時ノ特例

第二十八條 戰時ニ在リテハ本部評議會ノ決議ニ依リ第八條事業ノ一部ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十九條 戰時ニ在リテハ本部評議會ノ決議ニ依リ第十五條乃至二十七條ノ規定ニ關シ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第七款 徽章及會旗

第三十條 本會會員ハ一定ノ徽章ヲ佩用スルモノトス。但シ時宜ニ依リ之ヲ佩用セサルモ妨ケナシ

第三十一條 分會ニハ各一個ノ會旗ヲ設ケ、奉迎送、集會及會葬等ノ場合ニ之ヲ用フ

第三十二條 會員徽章及會旗ノ制式ハ本部評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

雜則

第三十三條 支部及分會ニ於テハ各其ノ部内ノ規約ヲ定メ之ヲ支部ハ會長ニ分會ハ支部長ニ報告スヘシ

第三十四條 本部、支部及分會ニ於テ名譽會員ヲ推薦セムトスルトキハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ推薦狀ヲ贈與ス

但シ支部及分會ニ於テ推薦シタル者ハ其ノ人名ヲ本部ニ(分會ニ在リテハ支部ヲ經由)申報スヘシ

第三十五條 毎年四月ニ於テ各其ノ部内ノ景況ヲ支部ハ會長ニ、分會ハ支部長ニ報告スヘシ

第三十六條 本會ノ發行スル雜誌ハ支部及分會ニ於テハ必ス一部ヲ購讀スルノ義務アルモノトス。而シテ會員

ニハ其希望ニヨリ定價ヲ以テ之ヲ頒ツ。但シ機關雜誌ヲ指定シタルトキモ亦之ニ準ス

附則

一、各市町村ニ於ケル既設尙武團體ノ會規ニシテ本規約ニ據リ難キモノト雖モ支部長ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ繼續スルコトヲ得

二、既ニ各市區町村ニ於テ成立セル尙武團體ニ於テ制定シタル會旗ハ其制式如何ニ關セス當分ノ内之ヲ分會ニ應用スルコトヲ得

三、未教育補充兵ハ當分ノ内本會會員ト爲スコトヲ得

帝國在郷軍人に訓示す

明治四十四年十一月三日

陸軍中將 長岡外史

一八

辱くも 天皇陛下より種々の恩遇を賜はり 伏見大將宮殿下を總裁に仰き奉りて 帝國在郷軍人會の設けられたるは、昨年の今月今日である、此一年間に於て我か第十三師團に於ては總ての分會の設立を終り、着々其の基礎を固めつゝあり、又能く支部の事務を擧げつゝあるは我か師團の爲に私かに誇りとする所であつて其の將來に於ける成績も亦逆しめ賭るべきであるか、能く其の始を慎むは終を完ふする次第であるから、第一週年の記念日に於て本職の考を腹臆なく述べて諸子を訓示せんとす、諸子願くは、時々披讀し、實行して以て在郷軍人の名譽と責任とを全うすべし、特に分會長並在郷將校諸君に望む、諸君は會員集會の都度此の趣旨を敷衍して説開せられたし、又會員各々相勵みて實行する様指導監督せられたし

一、本會は何の爲に必要なりや

戰爭に勝つと云ふ一點より云へば、戰時に必要なりと考ふる數丈の軍隊を平前より麾下に集めて、訓練し諸種の準備をなし置くか一番の上策である、昔の士族の制度は此の式に属す、然れども何れの邦と雖も何百萬と云ふ大多數の軍隊を、平時より集め置きて之を養ふ所の金かない、假し金がありとするも、此の如き不經濟をするものではない、是に於て徵兵法が出来た、即ち現役と名けて壯丁を三年間徵集し軍事教育を卒業せしめて豫備と名け、郷里に還し、農なり、工なり、將た尚なり、各々其の固有の職業に従はしめ、而して有事の日尺一の符を下して之を召集し、現役兵と合して野戰隊、守備隊を編成して戰地に繰り出すなり、倍此の編成に於て一人に對して、豫後備兵何人の割合なるやと云ふに、各國共一定の極りはないが、三倍四倍位の間在郷後備兵を以て編成すると云ふて宜いのである乃ち軍の整否、戰爭の勝敗は主として在郷軍人の精銳如何に依るものである、戰時國家の運命は重もに在郷軍人か負擔せねばならぬ

二、在郷軍人の覺悟

右の次第を能く考ふれば、在郷軍人か如何に自覺せねばならぬかと云ふことが能くわかる、世には三年の現役を終へ家に歸れば總ての兵役を済し、重荷を卸した様に安心するものあれども決してそうでない、護國の大臣は、前述へた通り此の時から益々重くなつて來るのであるから豫後備役中と雖矢張現役同様兵營にある時の心得を以て、心を磨き躬を修めて行かねばならぬ、兵營生活の間は、多數の上官より、監視監督を受け居るを以て、大なる過ちは起らぬか、諸子か郷里に歸ると其の周圍の事情は之に反し、奢侈淫逸遊惰不規則等種々の誘惑物か、眼の前にちら附くのであるから、一層戒心し、益々精神を堅固にせざれば、知らず識らずの間に、軍人氣質を失ひ、遂に身下の人となり易きものなれば、諸子は常に、豫後備兵の、國家に對する責任の重く且大なる事を考へ

三、軍人精神鍛練

を忘れてはならぬ、之か爲には、勅諭の條々を、肝に銘する爲め、毎月一日の朝には必ず軍隊手牒を取出し、御先祖の位牌の前に端座し、勅諭を拜讀すべし、決して之を怠りてはならぬ、併し只暗誦するのみにては、何の益にも立たぬ、言行必す
勅諭の御趣意に副ふや否やを考へ、少しにても心に濟まざることあれば、直に之を改むることに躊躇してはならぬ

四、能く法令規則を守るへし

法律命令規則、其の他、町村組合等の中合に至るまで、國の安寧秩序を保ち民衆の幸福を進め權利を保護するか爲に、必要のものであるから其事柄の大体を承知し、並に堅く之を守るは、文明國民の義務であり、又徳義である、然るに田舎にては之を承知せず之に頓着せざるを以て、何とも思はぬ風あれども以ての外の心得違ふ云はねばならぬ、世界の一等國民は、一等國民たるの資格が無くてはならぬ、况や軍人は命令に服従するを以て、其の生命とするものなるか故に、諸子は卒先法規を守りて、活模範を郷黨に示し、以て其の町村の後進者を善化し、紀律能く行はるゝの民たらしむべし、特に在郷軍人の心得は除隊の際、諸子か暗誦する迄に、教へ

られたるものなれば、時々之を復習し、又之を實行して諸子自から不都合の人たらざるのみならず、諸子の怠慢に依り市町村役場聯隊區司令部等に手數と迷惑を掛けざることに注意せざるべからず、本年の簡閱點呼に於て、無届不參者當師管を通し、三百三十名の如きに至りたるは、誠に遺憾の次第である、止むを得ざる事故あれば、必ず相當の手續をしなければならぬ無斷に放任するか如きは法規を嚴守するを以て第二の天性とする軍人の深く戒めねばならぬことである

五、品行を慎み公德を重んずへし

軍服を着た時のみか郷軍人では無か、諸子は、如何なる場合に於ても、帝國の軍人である、在郷の武士である、諸子は常に軍人たり、武士たるの體面を保つことに付ては、絶對の注意を拂はなければならぬ立居振舞は常に活潑にすへし輕卒なるべからず、卑猥なる言葉を用ひ、猥褻の歌など歌ふは其の人の無教育を表するものなれば、軍人は最も茲に注意しなければならぬ

凡て服装は大切なるものとす、就業中は決して襤褸を厭ふべからずと雖、祝日大祭冠婚葬祭簡閱點呼其他廉立ちたる日には相應の晴着を用ひ、正しく帯を締め、羽織を着し袴の用意あるものは、之を着くべし、着流しは、懦弱に見ゆるものなれば、或るべく袴を用意することを望む、諸子が兵營に在ると同様の心得を以て働くときは、羽織、袴の一二枚出來さる筈はない、諸子は常に羽織、袴を着る丈の位置に進むべし、而して之を着たときは羽織、袴に耻しからぬ體面を保つべし、諸子は實に在郷の武士である武士の相當服装を用意するは贅澤ではない、一等國民としても亦必要の用意である、但し品物はどこ迄も、質素にして堅實なるものを用ゆるかよい、況して絹物には及はない。近來世が懦弱になり男子にして襟巻を用うるものか少く無いか病人にあらずして、男子か襟巻を用ひ、外套の襟を立つると云ふことは、他の強國に於て決して見ない所の風である、蝙蝠傘を日傘として用ゆることも亦同様である、在郷軍人は是等のことに迄能く注意して風儀を矯め又能く身体を鍛へなければならぬ

暴飲暴食の衛生に大害あることは勿論のことであるか、殊に酒に酔ひ潰れて他人に迷惑を掛くるか如きことは

軍人として絶對に慎まなければならぬ

凡て長上に敬禮を盡し、秩序を重んずるは、軍人の名譽である在郷間は其の分に應じ地方の官公吏教員其他長老先輩には相當の敬禮をなすを望む、若し將校に逢ふときは諸子は假令如何なる粗服を着し或は重荷を負ふと雖相當の敬禮を表すかよい、是れ一旦動員令あるときは其の指揮を受け之と死生を共にせねばならぬ、人であるからである。戦役忠死者の石碑が街道の傍に建てあるのに逢ふときは之れに對して敬禮をするかよい陛下の爲め國の爲め忠死したる、我々の战友の英魂が髣髴する所であるから素通りをするのは宜しくない

外出の時には必ず先づ服装を正すべし人通り繁き土地に於ては三人以上並んで行くべからず、道の左側を通行すべし、老幼婦女に席を譲るべし、他人の感情を害するか如き言行あるべからず、官物公共物は我物よりも大切に取扱ふべし、傳染病患者あるときは速かに届出て他人に迷惑を掛くるべからず

時間の嚴守は軍人の命脈であるに拘らず今年簡閱點呼にて當師管に七百〇二名の遅刻參會者ありしは甚だしき失態にして將來大に戒飾せねばならぬ、是れ單に軍人同志の會合のみならず、一般の場合に嚴守し軍人の謹値を表するを望む

右等私徳を進め公德を重んずることは諸子が在營間に於て第二の天性となる迄に教へられたものである諸子が家庭にある時と雖、兵營のそれの如くに嚴に之を履行すべし、庶幾くは、諸子は郷黨の愛敬を受けん、是れ營に諸子の幸福なるのみならず諸子の子弟を善化して永く一門の繁榮を得るの道である

六、家業に勉強し家産を興すべし

諸子は在營間遺憾無く筋骨を練りたり、進取の氣象を養ひたり、朝尚暗き時に起きて終日殆と間斷なく働きたり、一日十二三里の行軍を爲し引續き戦闘したる經驗を有せり、願くは諸子此の慣習を繼續し規則正しく家業に勇に邁進すべし、而して入營前より毎日少くも一時間餘計に働くの習慣を養ひ、必ず之を實行すべし、家庭に對する諸子の兵營十産之れか第一等である、若し總ての在郷軍人か右の如く一時間丈餘計働くときは全國にては何百萬時間と云ふ莫大の數に上り、大にしては帝國の富を増し、小にしては各人一家の幸福となるべし、

諸子除隊歸郷せは必ず従前の職業に従ふへし、僅か計り都會生活に馴れたりして、商賣替へをするは斷して宜くない、而して諸子は是非共副業を持たねはならぬ、日本の如き天候の障害を受け易き國に於て一業と云ふことは甚だ心細い、例へば漁師にして農業を兼ね、農家にして養蠶を營むと云ふか如くして一家の繁榮を増さねはならぬ、特に信州の北部越後全國は一年の四分の一前後を雪中に暮さなければならぬから、是非共副業として家庭にて出來得る仕事を求めて雪と對抗せねはならぬ、碌々として雪中に埋るは軍人の耻辱である、偶々田舎又は港の場末に住居する在郷軍人の家を見るに、如何にも粗末乱雑にして臍甲斐無き生活をするものか無いては無い人に負けぬは軍人の意氣地である、我も人なり彼も人なり、世帯不如意の諸子は日夜其職業に勉強して人に勝れた生活をするに常に心掛けねはならぬ之か平時に於ける諸子の攻撃精神である

七、體力を鍛ふへし

諸子か在营間は肥へ太りて皮膚の光澤甚だ宜しかりしか、在郷久しきに從ひ肉瘦せ頬落ちて又昔の面影を留めざるもの多く當師團の統計に於て平均體重を現役兵に較るに豫備兵は三百六十四匁少く、後備兵は六百十二匁少しと云ふ、是れ諸子か漸次世帯染みたる結果にして止むを得ざることは云へ食物の粗末なる起居運動の不規則なることも大なる原因を爲すと思はるゝは最近の統計に於て、諸子か演習の爲に入營し僅の間兵營生活をなすときは平坊二百六十四匁の體重を増すを以ても明かである、食物を急に改むることは經濟上の關係から急に出來ざるは勿論たか、暴飲暴食を慎み時間正しく寢起として適當の運動をなし體の各部の發育を萬遍なく圖るへし

總て不潔は甚だしく衛生を害するものなれば、兵營的に家の内外を掃除すへし、素より糞桶を擔かすんは善農となる能はすである、然れとも便所又は塵溜場か臺所又は寢間に近きは頗る衛生に良くない、况や家の入口に便所の在るは體裁甚だ宜しからされは成るべく家の裏口に置き其の出入か他人の眼に觸れざる様に漸次に改むるかよい、軍人の住居としてもそうなければならぬ

右の如くにして家の周圍の不用地には果樹なり四季折々の花を植へ、小奇麗に住居するときは、一層田園の趣味を増し、愛郷の念を深くし、精神上の慰安となり、健康を保つ上に於ても甚だ好都合である、貧乏と不潔とは全く別物である、諸君の中不運にして生計不如意のものありとも兵營的に簡素清潔に住居し軍人の意氣を消耗してはならぬ。碁將碁花合せ等室内の遊戯に耽るは健康を進むる道にあらず、諸子は青年子弟を勵まし、休み日には山登り、遠足、スキー競技、石持、角力、擊劍等室外運動を奨め活潑有爲の氣象を養ふことに注意すへし。花柳病に罹り「トラホーム」を病む者の多少は分會の榮辱に關するものなれば互に相戒め嚴に根絶を要す總て何等の事業にても強健なる五體か第一の好資本であることを忘れてはならぬ、特に未來の戦争を想像するときは一層其の必要を感じる

八、以下諸子か帝國在郷軍人會員

として行ふべき事柄に付き細部の注意を示さんとす、固より諸子一個人としては程立自尊人を干さず人に依頼せずして毅然中正を踏んで濶歩せねはならぬ、然れとも分會員としては協同一致足並を揃へて前進するを要す兎角青年の時は大なる利害も無きと云ふを人物と心得る者あれとも諸子は軍隊教練に於て特に實戰に於て衆心一致すれば假令多少其方か悪くとも能く其の目的を達するものなることを實驗せり、人間萬事皆同様である諸子は分會の爲には協力一致相互扶け全力を傾け盡して有終の美を濟さるへからす

九、政治に干渉すへからす

諸子か市町村民としては自治體との關係議員選舉被選舉權の行使其の他政治一般に付て何等拘束を受けざるは勿論本業の餘暇には前にも述べたる通り法令規則を研究し實踐して穩健なる公民となるは頗ぶる必要である、而して未だ選舉權なきものは刻苦經營以て其の家道を興し其の權利を獲んことを勉むることも亦勿論である、然れども諸子は在郷軍人としては決して世論に惑ふへからす、政治に拘るへからす茲に其の例を擧げんに議員選舉其の他苟くも政治に關することに付き訪問する等の時は決して軍人の官記ある名刺を用うへからす、素より又軍服を着すへからす、在郷軍人會の會合其の他軍人の資格を以て集りたるときは政治に關することは勿論町村の自治に影響することも談論すへからす、召集中に於ては政治に關する事柄を手紙其の他に往復する

ことは直接自身の利害に關する外は嚴禁とす、留守宅よりも成るべく此等の通信を避くへし、議員選舉競争の劇しき時に於ては種々の手段の行はるゝ様なれば一層注意して軍人の不偏不黨なることを表明せねばならぬ、總て軍人の位地又威權を笠に着て地方官吏に對して尊敬の念を薄ふし或は其の行爲を批評するか如きは絶対に之を避け以て帝國軍人の崇高なる體面を保つことに注意すへし

十、東京の本部に於て發行する雜誌 「戰友」

は勉めて購讀を望む、諸子は此に依り軍事の改良進歩を技知し在郷軍人の守るべき規則を知り得るのみならず其の載する所のもの忠孝義烈の事柄にして子供の教育用としても甚た便利なり、而して代價は極めて廉く、殆ど紙代に過ぎず、其の購讀の手續は除隊の際中隊に出づるもよし、又一部代價六錢の割を以て前金を振替口座番號東京一二四四に依るか、又は郵便爲替に依り、己の縣郡市町村番地姓名を記し戰友第何號より何號迄として、東京九段偕行社内帝國在郷軍人會本部雜誌係に申込むもよし而して只購ふ許りでなく、是非讀まねばならぬ讀んたら必ず之を實行せねばならぬ

十一、遙拜式及勅諭捧讀式其の他葬祭

には何れも晴着を着し簡闊點呼の時の如くに最規則正しく、莊嚴に其の式を施行し軍人の會合は如何にも秩序正しきものなることを事實に於て證明するを要すれども、普通の會合には金持は、金持程質素なる綿服を着し若くは軍服にて集り、軍人の質素なる風を示すを要す是れ多數人を容易に集合せしめんが爲にも必要なり、總て如何なる場合と雖も在郷軍人としての宴會には妓を聘することを止むへし、戰時の記念に握飯を持參するか一番宜しけれとも、料理屋等に仕出しを命ずるときは成るべく、一汁一菜とするかよい、而して其の席順は必ず軍秩の順序に依り在郷間にありては同級同年次なれば後備、豫備、歸休、歩、騎、砲、工、輜重、輸卒の順序に依るへし、此の如くするときは小作人か地主の上に座り、番頭が旦那の上司になること多からん、そこか軍秩の面白味にして軍紀の花とも云ふべきものなれば地主旦那又社會の中流以上者は自ら卒先手本を示し、如何にも軍人の會合は、秩序整然禮儀に篤きことを重黨に示すへし、尙一言すへきは此の如き會合には金持及中流

以上の諸子は成るべく軍服を着せん事はなり、家計裕かならざる者は却て先づ羽織袴を作るか便利ならんか中流以上の者には羽織一枚の代價を以て殆ど軍服一揃を新調せらるゝが故に何等の苦痛を懐することなく、而してピラ／＼する絹物よりも餘程活潑に見え又便利なるか故に軍服の名譽を普及する手段として社會指導の義務として之を着用せんことを切望す

十二、戰役死亡者の祭典は

陛下の爲め、國の爲め殞れたる者の英魂を吊崇ふ尊き戰友の儀式にして又未來の忠死者を獎勵する所以であるから、毎年少くも一回之を行ふは勿論であるか之か爲め多くの費用を掛けぬ工風を爲し之を永續することを圖らねばならぬ、尙尙武會、青年會等と聯合して之を行ふことを得ば費用節減の助けにもなり、又此際に於て軍人の規則正しき習慣を後進者に薰陶する助けともなり一舉兩得なるへし、廢兵及戰死者の遺族の優遇は只此の祭典等に於てするのみならず、各人不斷注意し町村の集合等には其兩親及未亡人は之を上司に据ゆることにすへし、又門前を過ぐる等の時は妨げにならざる程度に於て屢々之を訪問し、又は佛壇に焼香し其他出來合の野菜物、味噌、醬油を贈るか屋根の葺替へ田植の際手傳ふとか少し金のあるものは何かの場合に米、麥、金錢を寄すると云ふ風に折に觸れ優遇の實を擧ぐるときは諸子の費は甚だ少くして塵も積れば山となり常人等の幸福は此上なかるへし、會員にして疾病に罹り自活し能はざるもの、又は災害に罹りたる者あるとき之を救助するにも在營兵卒の家族にして救護の心ある者を救ふにも唯一時金錢を贈るよりも、以上の如くに生活の補助をなすがよい、特に之に相當の職業を與へ、永久自活の道を得獨立の働きをなさしむる如く指導するか上策である、戰死者の墓が雜草に埋れて掃除の行届かざるものあるは如何にも残念のことである、若し然るものあるときは分會に於て宜しく方法を設け掃除及香花手向けの手續きを定むることを望む

三月十日の陸軍記念日は從軍各人に付て細別すれば必ずしも此の日か第一の記念でないかも知れぬ併し多くの從軍者の最後の輸贏を決する爲に奮闘したる日にして日本帝國開闢以來の大戦役を記念する爲めに定められたる日なれば諸子は成るべく不斷に於て餘計に働き置き此日は三大節同様萬障を繰り合せて聖壽を祝し奉り萬國

無比の團體のこと又は忠臣義士の事など談し合せて戦役當時を回顧し如何にせば未來の戦争も又過去の如くに連戦連捷を得らるべきかを研究すべし

總て此等の會合日には必ず出席名簿を備へ置き此に附點し置き永久に備へ置くを要す其の出席の多少に依りても分會の大略の景況は分り得ればなり

十三、如何にして有功者の名譽を保持せしめ之を優遇すべきか

は諸子に於て最も注意せねばならぬ、何となれば戦争は毎度あるべきものではない、勳章は容易に戴かれるものにあらず、所謂千載一遇の恩典にして辱くも、陛下か戦功者を旌表せらるゝ最も名譽の表章であるから勳章を有する人の多きは町村の誇りとし名譽とする所のものである故に軍人會の會合に於ては勿論普通の會合に於ても、勉めて帶動者を上席に据えるが宜しい、同等の帶動者中には金鵄勳章を佩ふるものを上席に置くは勿論である、併し帶動者中には貧乏の者もあらん、社會の位置の低き者もあらんか之を上座に請して尊敬するは軍人の名譽であるのみならず之を見るものは知らず識らずの間に奮發心を起し奉公の念を深からしむるものなれば、中流以上者の務めとしては是非實行しなければならぬ。紋付の羽織並に袴を着くる者には勳章を佩ふることを許されたれば廉ある場合には必ず勳章記章を佩ふることにせねばならぬ、是れ又郷黨に善憤化を興へんか爲なり、勿論中流以上の人にして低き勳章を佩ふる者もあらん、又は單に從軍記章のみ賜はりし者もあらんか夫れ等に頓着せず後進者獎勵の手段としても佩用を怠りてはならぬ、簡閱點呼の時等に見るに諸子特に中流以上の者にして勳章記章を佩はさる者がある、是等は軍人氣質を失ひ掛けた證左と云はれても仕方かない諸子は將來大に注意せねばならぬ

十四、從來豫習會

と稱し新兵入營前之を集め在郷軍人の篤志者相謀り入營後の心得を言ひ聞せ又は初步の軍事教育を授くる所少なからず、併し從來の經驗に依れば各個教練體操等を澤田教ゆるも入營後の効能著しからざれば之を少くし主として左の件々に付注意を興へ及實行を監督することにせられたし、即ち入營前は特に身體を清潔にすること花柳病、トラホームに罹らざること、若し罹りたる者あるときは早速之を全治せしむこと、不斷よりも一層餘計に働き根氣を養ひ兼て規則正しく起居し兵營生活の用意をなすこと、入營の際は金一圓以上所持せざること右の外町村の當事者と能く協議し時弊を矯め度きは、壯丁入營の際附添人一人の外は屯營迄送り來らざること旗幟など押立て入退退者を送迎する虚飾は、入營後の教育主義と全く反對なるを以て之を止めること入營前後酒食を饗し又は物品を贈ること團體としては別なれとも個人として之を廢止すること入營中父兄親戚より小遣錢を送らざること、但し自償其他にて軍隊支給額にて不足するときは中隊より家庭に通知すべきを以て其の以外に於て送金するときは却て子弟を遊蕩に導き又は買喰の僻を起さしむるのみなるを以て先づ金持ちの人より送金せぬ事に改め分會の首唱にて一町村舉りて決議實行することを望む、目下各隊の情況に於て各人が酒保に拂ふ金高は日給の半額に上らざるを以て他の半額を以て外出日の費用に供すれば十分なり。兵卒除隊の際手拭盃等の土産物を買入れて入營前後世話になりたる人に贈る習慣あれども是又斷然避らぬ、貫はぬことに定めたし、此は中流以上者にありては單に無駄と云ふに過ぎざれども貧困者にありては容易ならざる苦痛なればなり總て地方に於て良き手本は中流以上者から示さねばならぬ、子弟除隊の際内祝をなすにも歸郷數日後目立たぬ方法に於て内宴を張ると云ふか如く自己を抑制することは頗る必要の事である、併し右等は従前よりの仕來りにて種々の義理合容易に止まぬかも知れぬ併し在郷軍人會成立の此の際諸子は十二分の決心を以て無駄な流弊を根絶することに全力を盡さなければならぬ。而して右等を止める代りに入營兵中其の留守宅に家計不如意の者あれば時々助力を興ふること、一年數度入營兵に郷里の狀況を書き送りて慰安獎勵し専心軍務に勉強せしむること、入營兵中褒賞等を受くる者あることを知りたるとき、又在郷軍人中旌表すべき者あるときは、此等を小學校青年團員等に彼此通報し地方並に中隊に於ける風教の作興に盡力せねばならぬ、此等か實に在郷軍人會の崇高なる仕事である

十五、動物虐待

は文明博愛と相容れざるものにて有て野蠻人民の所業である特に馬は無言の戦士と稱し之れ無くては戦争の出來

ぬものてあり又其の良否は戦鬪の勝敗に大なる關係を及ぼすものてある、而して民間に在る總ての馬は豫後備馬とも云ふべきものにして其の大部分は戦時徴發せられ諸子と共に戰場に行かねばならぬものてあるから、我々の戦友として其の飼方を良くし其の取扱を親切にし適當の勞働過分の重荷を課する爲に其保續年限を短くし或は惡僻を出す等のこと無き様注意せねばならぬ、此の趣意を能く民間に鼓吹するは諸子特に乘馬本分たりし者の義務である、之と關聯して行はねばならぬことは、秣の改良である、秣の改良とは漸次に荆棘毒草不用草等を根絶し馬糧に良さものとみを蕃殖せしむることにして田圃の往來に少し意を用ひて之を行へば費用を要せずして數年の後には草の改良が出来る而して之を適時に刈取り乾燥するを云ふのである。總て馬の改良並に善状態に之を保續することは強兵の爲のみの必要では無い運輸交通上富國の爲めにも是非行はねばならぬ緊要の事件である

十六、分會の基本金並に特別事業

に付尙ほ一ツの注意を述べんに以上説述したるか如く分會の仕事は要するに武士道の礎礎であるから必ずしも基本金を積むにも及ばない、基本金か無いから分會の事業が出来ぬと云ふ等はない、併し在郷軍人は其の年齢に於て其の體格に於て實に地方實力の中心點である故に各方面に向つて着實なる大發展を角盡せねばならぬ、即ち模範森林を作る、耕地整理をなす、漁具改良を行ふ、夜學校を開く、特に企望すべきは擊劍道場を設け時々之に會合し一般國民に進取主義を鼓吹して體力の鍛練を圖る是は六ヶしけれども銃を買ひ入れ射撃を行ふ等地方の教化實益を増進せんとするには是非相當の資金を要するに付先づ在郷軍人が勤儉力行一日一錢にても餘計に働かこれ積んで分會相當の金を集むることは必要なるのみならず右は何も國家必要の事業に付村費を以てする補助を受くるも可なり、地方有志者の寄附金を貰ふもよい、金があればある程便利なるか故に先づ自ら働いて作り次に其の誠實熱心に憤して有志者の意志より成る義捐金を集むるかよい、何れにしても茲に最肝要なるは其の金の確實に且つ有利に使用することである、兎角青年は血氣にはやり易く軍人は算盤は下手であるから其の基本金の使用に就ては分會の決議を経、支部長の許可を受くるにあらざれば出来ぬとか、多額の寄附

金をなしたる者又は都市町村長等より成る特別會員に能く相談し其の賛同を求めたる上着手すると云ふか如く極めて確實なる手續をなすことに定むるを要す尙注意すべきは假令基本金か澤山あるにもせよ會員會合の酒食料を其の利子中より支拂ふと云ふか如きは、軍人の面目に於て相濟まざることなれば會員の飲食代は、會員必ず其都度持寄ることにせざるべからず

願届ニ關スル心得

- 一、在郷軍人ヨリ差出ス願届書ハ總テ市町村長ヲ經由スルモノトス
- 二、寄留(滞在)地ヨリ本籍地聯隊區司令官ニ差出ス願届書ニハ寄留地及滞在名ヲ併記シ又々寄留地聯隊區司令官ニ差出スモノニハ本籍地名ヲ併記スヘシ
- 三、願届書ノ用紙ハ總テ牛紙白紙(特ニ規定アルモノヲ除ク)トス
但シ止ムヲ得サル場合ニ在リテハ半紙罫紙ヲ用ユルコトヲ得
- 四、記載方ニ關シテハ半紙白紙ナルトキハ右方ニ約一寸ノ餘白ヲ存スル如クスヘシ
尙指令ヲ受クヘキ願届ニ在リテハ左方ニ充分ノ餘白ヲ存スルヲ要ス
- 五、總テ願届書ニ用ユル字體ハ楷書ニシテ正確明瞭ニ記載シ誤字脱字等ナカラシメ殊ニ氏名年齢本籍地等ハ戸籍簿ニ記載シアルモノト全ク同一ナラサルハカラス氏名中齋藤、齊藤、治郎、二郎、或ハ嶋、島、左工門、左衛門、鐵、鋳、鐵、藏、造、三等ノ誤リ易キモノハ最モ注意ヲ要ス
- 六、總テ願届書ニハ徵集年ノ上ニ現役又ハ教育ヲ終リタル師團名ヲ(第十三師團、近衛師團、第七師團、及重砲兵ハ「重」鐵道隊兵ハ「鐵」電信隊兵ハ「電」等)記載スルモノトス
- 七、未教育補充兵(輜重輸卒ヲ除ク)一婚姻届、妻離婚(妻死亡)届、戸主異動届、家督相續届ヲ届出ヲ要セス

陸軍々人服役令施行規則 罰則 拔萃
陸軍召集令施行細則

違 反 事 項 罰 則

- 一、除隊又ハ轉役者ニシテ十四日以内ニ歸郷セサル者ノ届出ヲ怠ル者
- 二、將校下士卒ニシテ本籍地外ニ寄留、旅行、滞在者ニシテ届出ヲ怠ル者
- 三、召集通報人ノ死亡其他ニヨル變更届出ヲ怠ル者
- 四、將校ニシテ十四日以上本籍外ニ寄留、旅行スル者ニシテ其地司令官ニ届出ヲ怠ル者
- 五、將校以下寄留地勤務演習ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ他ニ旅行滞在ノ届出ヲ怠ル者
- 六、歸休兵ニシテ旅行、在留ヲ許サレサル（關東洲滿洲以外）外國ニ在留又ハ旅行滞在スル者
- 七、外國ニ旅行、在留スル將校以下ニシテ十四日以内ニ内地ヲ離レサルトキ又ハ復歸シアルニ之レカ届出ヲ怠ル者
- 八、將校以下旅行、在留、滞在者ニシテ本籍地ニ復歸シ又ハ寄留換セル者カ十四日以内ニ届出ヲ怠ル者
- 九、將校ニシテ本籍地外ノ聯隊區ニ寄留、旅行滞在スル者又ハ退去スル者ニシテ十四日以内ニ其地司令官ニ届出ヲ怠ル者
- 十、寄留地勤務演習簡閱點呼許可者ニシテ其地外ニ旅行滞在スル者又ハ復歸ノ場合ニ於テ其届出ヲ怠リタル者

五十圓以下ノ罰金又ハ十五日以上ノ拘留若シクハ五圓以上ノ科料ニ處セラル

一、五十圓以下ノ罰金十日以上ノ拘留五圓以上

ノ科料ニ處セラル
二、拘留又ハ一圓以上ノ科料ニ處セラル

戰時事變ノ爲召集セラレ五日過キタル者二年以下ノ禁錮其他ノ場合十日過キタル者一年以下ノ禁錮ニ處ス

三年以下ノ懲役ニ處ス
三年以下ノ懲役ニ處ス

二日以上ノ拘留ニ二圓以上ノ科料ニ處ス

二ヶ月以下ノ懲役五十圓以下罰金ニ處ス

- 十一、氏名ノ變更届出ヲ怠リタル者
- 十二、死亡又ハ所在不明者ハ戸主又ハ家事擔當者ニシテ届出ヲ怠リタル者
- 十三、轉籍届出ヲ怠リタル者
- 十四、勤務演習簡閱點呼免除者ニシテ事故止届出ヲ怠リタル者
- 十五、就職又ハ免職者ニシテ其届出ヲ怠リタル者
- 十六、在郷軍人故ナク召集ノ期ニ遅レタル者
- 十七、兵役ヲ免ル、目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀損シ其他詐僞ノ行爲シタル者
- 十八、在郷軍人召集ヲ免ル、目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦タ同シ
- 十九、應召員ニ代リ合狀ヲ受領シタル者ニシテ之カ通報ヲ怠リタル者
- 二十、應召員ニシテ傷痍疾病其他ノ事故ニ依リ到着地ニ到ル能ハサル届出ヲ怠リタル者
- 二十一、前項ニ對スル事故止届出ヲ怠リタル者
- 二十二、應召員途中ニ於テ事故ノ爲到着地ニ到ル能ハサル届出ヲ怠リタル者
- 二十三、應召員非常事變ニ因リ交通斷絶ノ爲到着地ニ到ル能ハサル届出ヲ怠リタル者

二十四、應召員事故ノ爲本人ニ代リ令狀受領セル者ヨリ通報ヲ受ケ 之カ届出ヲ怠リタル者	二日以上ノ拘留又ハ 科料ニ處ス
二十五、前項事故止届出ヲ怠リタル者	
二十六、令狀又ハ參會ノ通報ヲ受ケタル者事故ノ爲參會シ得サル者 ノ届出ヲ怠リタル者	
二十七、正當ノ理由ナク點呼ニ參會セサル者	三日以上ノ拘留又ハ三圓 以上ノ科料ニ處ス
二十八、召集解除又ハ歸郷ヲ命セラレタル者ニシテ十四日以内本籍 地ニ歸郷セサル時ノ届出ヲ怠リタル者	十日以上ノ拘留又ハ五圓 以上ノ科料ニ處ス

目次

諸表ノ部	
第一表 下士、兵卒、豫後備役並ニ補充兵役服役年計算早見表	
第二表 豫後備役上長官士官准士官下士丙種勤務演習召集年次及日數表	
第三表 豫後備役補充兵役兵卒勤務演習召集年次及日數表	
第四表 未教育補充兵役役間簡閱點呼該當年次表	
召集ノ部	
第一樣式 寄留地ニ於テ勤務演習(丙種)應召(簡閱點呼)願	將校下士卒准士官
第二樣式 勤務演習應召(簡閱點呼參會)許可取消願	將校下士卒准士官
第三樣式 召集不應届	將校准士官下士卒

第四樣式 演習(教育)召集到着期日延期願	同
第五樣式 勤務演習召集猶豫(簡閱點呼免除)願	同
第六樣式 召集不應召事故止届	同
第七樣式 簡閱點呼不參届	下士卒
服役ノ部	
第八樣式 寄留(旅行滞在)届	將校准士官下士卒
第九樣式 寄留換届	同
第十樣式 本籍地復歸届	同
第十一樣式 歸休除隊(何々役編入)後歸郷セサルニ付届	同
第十二樣式 外國旅行(在留)願	將校准士官
第十三樣式 召集通報入變更届	將校准士官下士卒
第十四樣式 所在不明(發見)届	同
第十五樣式 改氏名届	同
第十六樣式 死亡届	同
第十七樣式 妻死亡届	同
第十八樣式 轉籍(分家)届	同
第十九樣式 戶主異動届	同
第二十樣式 養子縁組(離縁)届	將校准士官下士卒
第二十一樣式 養子縁組(入夫婚姻)届	同
第二十二樣式 婚姻(離婚)届	同
第二十三樣式 退役願	准士官以上

同	三年	六月十一日	十一月十一日	十二月十一日	卒	三月十六日
同	四年	七月十二日	十二月十二日	一月十二日		三月十七日
同	五年	八月十三日	一月十三日	二月十三日		三月十八日
同	六年	九月十四日	二月十四日	三月十四日		三月十九日
同	七年	十月十五日	三月十五日	四月十五日	同	三月二十日
同	八年	十一月十六日	四月十六日	五月十六日		三月二十一日
同	九年	十二月十七日	五月十七日	六月十七日		三月二十二日

備 考
 一、志願ニ依リ下士ニ任セラレタル者ハ任官ノ年ヲ以テ徵集年トシテ計算ス
 二、償勤者ノ豫備役終期ハ現役ヲ終リタル年ヨリ起算シ六年目ノ三月三十一日迄トス

第二表

豫備役 後備役 上長官 准士官 下士 内種勤務演習召集年次並日數表

種	類	召集年次		日數
		召	集	
各兵科上長官 准士官 下士 (一年志願兵出身者ヲ除ク)	上長官	第二年	五年	三週
	准士官	第二年ニ召集シ之ヨリ二年置キ	五年	三週
一年志願出身ノ各兵科士官	後備役	第四年第六	五年	三週
	豫備役	第一第三第五	五年	五週
各部ノ士官 (一年志願出身者ヲ除ク)	後備役	第二年	三年	三週
	豫備役	第四第六	六年	三週
一年志願兵出身ノ各兵科士官	後備役	第二第五	年	三週
	豫備役	第二年ニ召集シ二年置キ	五年	三週
各兵科特務曹長	後備役	該役間一回	五年	三週
	豫備役	該役間一回	五年	五週
各兵科下士 (一年志願兵出身者ヲ除ク)	後備役	第二年ニ召集シ之ヨリ豫備役後備役ヲ通シテ二年置キ	四年	三週
	豫備役	第二第四第六	年	四週
一年志願兵出身ノ各兵科下士	後備役	第一第四第七	年	三週
	豫備役	第二第四第六	年	四週
各部准士官 下士 (一年志願兵出身者ヲ除ク)	後備役	各役間一回	二年	二週
	豫備役	各役間一回	二年	三週

備
一、召集年次ハ其役ニ入りタル年ノ翌年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス
二、豫後備准士官下士ニシテ士官勤務適任證書ヲ有スル者ノ召集年次及日表ハ本表准士官下士ノ爲ニ定マル所ニ依ル
三、豫後備役兵卒ニシテ計中適任證書又ハ獸醫部下士適任證書ヲ所持スル者ノ召集年次及日數ト本表各部下士ノ爲ニ定マル所ニ依ル

第三表

豫備役後備役兵卒補充兵 兵卒勤務演習召集年次及日數表

兵種	區分		豫備役	後備役	補充兵
	年次	日數			
步兵	第二第四年	三週間	第二第五年	三週間	第二第四年 三週間
騎兵	第三年	右同	右同	右同	右同
野(山)砲兵	右同	右同	右同	右同	第二第四年 三週間
重砲兵	右同	右同	右同	右同	右同
工兵	右同	右同	右同	右同	第二第四年 三週間
輜重兵	右同	右同	右同	右同	右同

衛
看護卒
磨工卒
補助看護卒
右同
右同
右同
第三第六年
二週間
第二第四年
三週間

備
一、召集年次ハ其會ニ入ラサル年ノ翌年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス
二、豫備後備兵卒ニシテ計中適任證書又ハ獸醫部下士適任證書ヲ所持スル者ノ召集年次ハ各部下士ノ爲ニ定マル所ニ依ル

第四表

未教育補充兵 服役間簡點呼該當年次表

徵集年	點呼該當年	點呼該當年	點呼該當年	點呼該當年
四十四年	元年	四年	七年	十年
元	二年	五年	八年	十一年
二	三年	六年	九年	十二年
三	四年	七年	十年	十三年
四	五年	八年	十一年	十四年
五	六年	九年	十二年	十五年
六	七年	十年	十三年	十六年
七	八年	十一年	十四年	十七年
八	九年	十二年	十五年	十八年

九年十月三十日 十三年十月十六日 十九年

備考 一、傷疾疾病其他ノ事故ニ依リ簡閱點呼ニ參會セサル者ハ翌年次ニ於テ參會ヲ命セラル

(第一様式)

寄留地ニ於テ勤務演習(兩種)應召(簡閱點)願
演習ハ前年十一月三十日點呼ハ三月三十一日迄ニ(服役令施行第六條)

寄留ノ時 大正何年何月何日

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何 何番地

寄留地 何縣何郡(市)何町(村)大字何 何番地

右大正何年度寄留地ニ於テ勤務演習應召(簡閱點呼參會)ノ儀許可被成下度奉願候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名印

聯隊區司令官氏名殿

注意 一、寄留地所官ノ聯隊區司令官ニ届出ルモノトス
二、將官佐官ニ在リテハ師團長宛トス

(第二様式)

勤務演習應召(簡閱點呼參會)許可取消願(其都度服役令施行規則第六條ノ六)

本籍地復歸又ハ寄留換ノ時 大正何年何月何日

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々 何番地

舊寄留地 右 同

右本籍地ニ復歸(又ハ何々ノ事由ニ依)取消許可被成下度奉願候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名印

聯隊區司令官氏名殿

注意 一、寄留地所官ノ聯隊區司令官ニ願出ルモノトス
二、將校佐官ハ師團長宛トス
三、願出期日ハ本籍地聯隊區ノ勤務演習召集簡閱點呼開始前ニ限ル

(第三様式)

召集不應届

(充員、臨時、國民兵召集ハ令狀又ハ通報受領後二十四時間内ニ、召集令施行細則第二十九條 演習教育召集ニ在リテハ七日以内ニ、召集令施行細則第七十六條)

令狀受領ノ時 大正何年何月何日

到着期日及 大正何年何月何日 何兵第何聯(大)隊

召集部隊 何縣何郡何村(町)字何々 何番地

本籍地 傷疾、疾病、犯罪、所在不明、傳染病豫防ノ爲交通遮斷等ノ事由ヲ詳記スヘシ

到着地ニ到ルコト能ハサル理由

右及御届候也 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名印

(又ハ令狀及受領者)

名印

聯隊區司令官殿

注意 一、寄留地ニ於テ勤務演習應召許可ニ在リテハ寄留地ノ市町村長ニ提出スヘシ
二、傷疾疾病ニ係ハル者ハ醫師ノ診斷書其他ニ在リテハ憲兵警察官吏等ノ證明書添付ヲ要ス

(第四様式)

演習教育召集到着期日延期願 (其郡度 召集令施行細則第七十八條)

召集年月日及部隊 大正何年何月何日 何日間何隊へ召集

延期期間 自大正何年何月何日 何日間
至 何年何月何日

出願ノ事由 父母妻子ノ疾病危篤又ハ死亡シ本人ヲ要スル事由ヲ詳記スヘシ

本籍地 何縣何郡何村(町)字何々 何番地

右演習(教育)召集延期ノ儀御許可被成下度奉願候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

注意

- 一、本願書ハ父母妻子ノ疾病危篤ニ係ハルトキハ醫師ノ診斷書死亡ノトキハ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ
- 二、寄留地應召許可者ニ在リテハ寄留地司令官宛ニテ寄留地市町村長ニ提出スヘシ
- 三、佐官以上ハ師團長宛トス
- 四、到着期日ノ延期ヲ出願シタル後ト雖モ別ニ指令ナケレバ指定ノ日時ニ應召スヘシ

(第五様式)

勤務演習召集猶豫(簡閱點呼免除)願 (令狀受領前(服服令施行規)則第十六條第一第三項)

本籍地 何縣何郡何村(町)字何々 何番地

出願ノ事由 家事上、又ハ官廳ノ關係、船舶乗組等已ムヲ得サル事由ヲ詳記スヘシ

右勤務演習召集猶豫(簡閱點呼免除)ノ儀御許可被成下度奉願候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

願之趣相違無之候也

大正何年何月何日 何縣何郡(市)町村長 氏 名

注意

- 一、佐官以上ニ在リテハ師團長宛トス
- 二、下士以下ハ町村長ノ與書證明ヲ要ス
- 三、已ヲ得サル事由ヲ證明スヘキ書類ヲ添付スヘシ
- 四、本願書ハ令狀ヲ受領セサル以前ニ限ル

(第六様式)

召集不應召事故止届 (事故止後直ニ(召集令施行細)則第三十六條第七十七條)

到着期日、召集部隊 大正何年何月何日 何兵何隊、何々召集

不應ノ事故 傷疾疾病、犯罪所在不明ノ事由

事故止ノ年月日 大正何年何月何日全治(又ハ何々)等

本籍地 何縣何郡何村(町)字何々 何番地

右及御届候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

何市(町村)長氏名殿

注意 一、寄留地勤務演習應召許可者ハ寄留地市町村長ニ届出ヘシ
二、本届出ヲ受ケタルトキハ市長ハ之ヲ聯隊區司令官ニ通報シ、町村長ハ郡長ニ報告ス

(第七様式)

簡閱點呼不參届 (參會當日、召集令 施行規則第一百十條)

令狀ヲ受ケタル時 大正何年何月何日

參會スヘキ年月日場所 大正何年何月何日 何市(町村)小學校

事由 疾病所在不明其他不參ノ事由ヲ記載スヘシ

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々 何番地

右及御届候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

又ハ令狀受領者 氏 名

簡閱點呼執行官氏名殿

注意

- 一、本屆書ハ本人又ハ本人ニ代リ令狀ヲ受領シタルモノヨリ參會日時迄ニ市町村長ニ届出ヘシ
- 二、傷疾疾病ニヨルモノハ醫師ノ診斷書犯罪、所在不明ニ係ルモノハ憲兵警察官吏ノ證明書ヲ添付スヘシ
- 三、寄留地ニ於テ參會ノ許可ヲ受ケタルモノハ寄留地市町村長ニ差出スヘシ

(第八様式)

寄留(旅行滞在)届 (出發前(服役令施行規則第二條))

寄留(旅行滞在)ノ時 大正何年何月何日

寄留(旅行滞在)ノ時 何縣何郡(市)何町(村)何番地(何某方)

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)

通報人 何縣何郡(市)何町(村)字何々

氏 何年何月何日生

右及届出候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

注意

- 一、召集通報人ハ本籍地町村ニ居住スル成年者ニ限ル
- 二、外國へ旅行又ハ在留スル者ニシテ本届出ヲ爲シタル日ヨリ十四日以内ニ内地ヲ離レサルトキハ其旨本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ヘシ
- 三、寄留地ニ於テ勤務演習應召簡閱點呼參會許可者其地ヨリ更ニ旅行滞在中ハ本様式ニ依リ寄留地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヘシ

(第九様式)

寄留換届 (十四日以内(服役令施行規則第四條))

寄留換ノ時 大正何年何月何日 何縣何郡何市何町(村)字何々何番地(某方)

新寄留地 何縣何郡(市)何町(村)何番地

舊寄留地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

通報人 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

氏 名

生年月日

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

注意 一、舊寄留地ニ於テ勤務演習應召簡閱熟呼參會ノ許可ヲ受タル者ハ其旨記載スヘシ
二、召集通報人ハ成年者ニ限ル

(第十樣式)

本籍地復歸届 (十四日以内(服役令) 施行規則第四條)

復歸ノ時 大正何年何月何日

寄留旅行滞在地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

(第十一樣式)

歸除隊(何々編入)後歸郷セサルニ付届 (十四日以内(服役令) 施行規則第一條)

歸休(又ハ豫備役編入)ノ時 大正何年何月何日

元所屬部隊 何兵第何聯(大)隊

滞在(又ハ寄留)地 南滿洲何地(又ハ何縣)何郡(市)町村番地
召集通報人 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地 氏 名
本籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

(第十二樣式)

外國旅行(在留)願 (其都度(服役第二十) 三條第二十九條)

何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

大正何年何月何日

役種 兵科 官等級 氏 名

陸軍大臣(爵)氏名殿

右ハ何々ノ目的ヲ以テ、何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル何箇年間何々國(左記)ニ旅行(在留)致度候間御許可相成度奉願候也

注意 一、本願ハ准士官以上ニ限リ出願スルモノトス
二、許可ヲ受ケタルモノハ第五樣式ニ依リ届出ヘシ
三、旅行(在留)地ハ成ルヘク詳細ニ記入スルヲ可トス

(第十三樣式)

召集通報人變更届

(十四日以内(服役) 施行規則第十條)

舊通報人 何 何郡(市)何町(村)字何々何番地 氏 名 名 名 名
 新通報人 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地 氏 名 名 名 名
 生年月日

變更ノ時事由 大正何年何月何日死亡又ハ何々ノ事由ニ依リ變更
 本人本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地
 右及御届候也

大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 聯隊區司令官殿

注意 一、寄留地ニ於テ勤務演習應召簡閱點呼參會ノ許可者ニシテ十四以上施行又ハ歸在スルモノハ本様式ニ準シ寄留地所管ノ司令官ニ届出ヘシ

(第十四様式)

所在不明(發見)届 (十四日以内ニ(服役令)施行規則第十三條)
 所在不明(發見)ノ時 大正何年何月何日
 所在不明(發見)者 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 事 由 無斷家出ノ儘歸宅セス、何地ヨリ何地へ航海中行衛不明等(何々ニヨリ發見)
 本籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正何年何月何日 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 戶主(家事擔當者) 氏 名

聯隊區司令官殿

注意 一、所在不明者ニ在リテハ憲兵警察官吏ノ證明ヲ添付スヘシ
 二、家族ナキモノニ在リテハ本籍地ノ市區町村長ヨリ聯隊區司令官へ通報スルモノトス

(第十五様式)

改氏名届 (十四日以内(服役令)施行規則第十二條)
 改氏名ノ時 大正何年何月何日
 舊氏名 何ノ某
 本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地
 右及御届候也
 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 聯隊區司令官殿

(第十六様式)

死亡届 (十四日以内(服役令)施行規則第十三條)
 死亡ノ時 大正何年何月何日
 死亡ノ地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地
 死亡者 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

右及御届候也

大正何年何月何日

何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

戸主(家事擔當者) 氏

名印

聯隊區司令官殿

注意一、家族ナキモノハ本籍地ノ市町村長ヨリ聯隊區司令官ニ通報スルモノトス

(第十七様式)

妻死亡届 (一ヶ月以内ニ)

死亡ノ時 大正何年何月何日

妻ノ名 某

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏

名印

聯隊區司令官殿

注意一、本人犯罪所在不明等ニ在リテハ家事擔當者ヨリ届出ヘシ

(第十八様式)

轉籍(分家)届 (十四日以内(服役令)施行規則第十四條)

轉籍(分家)ノ時 大正何年何月何日

舊籍地

何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

新籍地

何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

戸主トノ續柄

戸主(又ハ戸主何某何男等)

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏

名印

聯隊區司令官殿

注意一、本届ハ新籍地ノ市町村長ヲ經テ新籍地ノ司令官ニ届出ヘシ

注意二、所在不明中轉籍シタルトキハ戸主ヨリ届出ヘシ

注意三、所在不明中轉籍シタルトキハ戸主ヨリ届出ヘシ

(第十九様式)

戸主異動届 (一ヶ月以内(兵)籍規則第八條)

異動年月日 大正何年何月何日

異動事項 前戸主死亡ニヨリ(又ハ隠居ニ依リ兄某相續ニ依リ某弟トナル)

本籍地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地

右及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏

名印

聯隊區司令官殿

(第二十様式)

(十四日以内(服役令施行規則)第十四條兵籍規則第八條)

養子縁組(離縁)届
 縁組(離縁)ノ時 大正何年何月何日
 縁組ノ續柄 戸主某養子(又ハ何々)
 新籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 舊籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地 氏名
 右及御届候也
 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏名
 聯隊區司令官殿
 注意一、新籍地市町村長ヲ經テ新籍地司令官ニ届出ヘシ

(第二十一様式)

智養子縁組(入夫婚姻)届 (十四日以内(兵籍規則第八條))
 縁組(婚姻)ノ時 大正何年何月何日
 妻ノ名及續柄 何某何女(姉妹)某
 舊籍地、氏名 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地 舊氏名
 新籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏名
 聯隊區司令官殿
 注意一、本屆書ハ戶籍抄本添付ヲ要ス

(第二十二様式)

婚姻(離婚)ノ時 大正何年何月何日 (一ヶ月以内兵籍規則第八條)
 婚姻(離婚)ノ時 大正何年何月何日
 妻ノ續柄及名 何某何女(姉妹)某
 本籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏名
 聯隊區司令官殿
 注意一、本屆書ニハ戶籍抄本添付ヲ要ス

(第二十三様式)

退役願 (其都度(服役令施行規則第二十六條))
 大正何年何月何日 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 階軍大臣(第十二師團長)爵氏名殿 服役師團 役種 兵科 官等級 氏名
 傷病名 何病
 發病年月日 大正何年何月何日
 別紙診斷書(病况書)ノ通りニ付退役被仰付度奉願候也
 注意 一、像後備後將校同相當官准士官ニシテ傷病又ハ疾病ニ依リ永久服役ニ堪ヘサルトキハ在職陸軍々醫ノ診斷書若シクハ醫師ノ病况書ヲ添付スヘシ
 二、特務曹長ニ在リテハ師團長宛トス
 三、病况書ニハ、一病名、二原因、三經過、四現症、五療法及豫後ヲ用紙罫紙ニ認ムルモノトス

(第二十四様式)

傷 瘻 (疾病) 届

(其都度) (服役令施行規則第四十一條第四十六條第五十六條第五十七條)

發病ノ年月日 大正何年何月何日

病 名 何々病

本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

右別紙診斷書(病況書)相添及御届候也

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官殿

注意

- 一、在郷中傷瘻又ハ疾病ニ依リ永久服役ニ堪サルトキハ在職陸軍軍醫ノ診斷書若シクハ醫師ノ病況書ヲ添付スヘシ
- 二、原因
- 三、經過
- 四、現症
- 五、療法及豫後ヲ用紙野紙ニ認メ添付スルモノトス

(第二十三様式)

傷 瘻 (疾病) 全癒 届

(其都度) (服役令規則第二十七條)

何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

大正何年何月何日

休職陸軍何兵何官 氏 名

陸軍大臣(第十三師團長)爵氏名殿

休職トナリタル年月日 何年何月何日

傷 (病) 名 何々病

右者傷瘻(疾病)ノ故ヲ以テ休職被仰付候處今般全癒仕候ニ付別紙診斷書(病況書)相添へ及御届候也

- 注意
- 一、本屆書ハ將校同相當官准士官ニシテ全癒ノ際提出スルモノトス
 - 二、特務曹長ハ師團長宛トス
 - 三、病況書ニハ一、病名 二、原因 三、經過 四、現症 五、療法及豫後ヲ用納野紙ニ認メ添付スルモノトス

(第二十六様式)

服 役 繼 續 願

(滿期一ヶ月前迄ニ) (服役令施行規則第二十八條第四十條、第五十五條)

何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

大正何年何月何日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

陸軍大臣(師團長又ハ聯隊區司令官)氏名殿

服役滿期ノ時 大正何年何月何日後備役滿期

繼續服役年數 自大正何年何月何日 何 年

右服役繼續ノ儀御許可相成度奉願候也

- 注意
- 一、將校同相當官ニ在リテハ陸軍大臣ニ、准士官ハ師團長ニ下士卒ニ在リテハ聯隊區司令官宛ニテ願出ヘシ

(第二十七様式)

現役下士志願ニ付願

(其都度)

(服役令施行規則第三十七條、第三十八條)

何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

大正 年 月 日

服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

服役 望部隊長氏名
 原所 屬部 隊 何兵第何聯(大)隊
 現官 任命ノ時 大正 年 月 日
 現役 滿期ノ年月日 大正 年 月 日
 現 役 年 數 自大正 年 月 日
 至大正 年 月 日
 現役滿期後ノ職業 何々
 服役希望部 隊 何兵第何聯(大)隊
 右現役志願ニ付御採用相成度奉願候也
 前書ノ通相違無之候也
 大正 年 月 日
 注意一、軍曹、伍長、適任證所持上等兵ニシテ退營後二年以内現役下士ヲ志願スルコト得
 何縣何郡何町(村)長 氏 名

(第二十八樣式)

就(退)職ノ時 大正 年 月 日 (十四日以内) (服役令施行規則第十八條)
 職 名 何官何市町村長(助役、收入役何議員何技師)
 本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正 年 月 日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名

聯隊區司令官氏名殿

注意一、議員ハ帝國議會府縣會郡市町村會其他之二準スヘキモノ

(第二十九樣式)

船員(船員退職、雇止)届 (十四日以内)
 就職又ハ雇入ノ日 大正 年 月 日
 (退職又ハ雇止ノ日)
 船 名 何々丸
 職 名 運轉士、事務長、水夫長、水夫、船夫、火夫、火夫長、油差、賄方
 本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正 年 月 日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 聯隊區司令官殿
 注意 一、船舶國籍證書ヲ有スル船員トシテ乗組タルモノハ願ニ依リ簡閱點呼ヲ免除ノ取扱ヲ受クルコトヲ得
 二、船員トナリ又ハ退職雇止トナリタルトキハ本籍地聯隊區司令官ヘ届出ヘシ

(第三十樣式)

受 恩 給 届 (證書受領後一ヶ月以内兵籍規則第八條)
 種 類 退職(免除給助金)

金 額 年額金何圓
 事 由 大正 年 月 日 現役滿期(何々)ニ依リ
 證書ノ年月日及番號 大正 年 月 日 第何々號
 本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正 年 月 日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 聯隊區司令官殿
 注意 一、將官同相當官ハ師團長宛ニ其他ハ聯隊區司令官ニ届出ヘシ
 二、給與金ニ在リテハ辭令書ノ日付ヲ記入スヘシ

(第三十一様式)

叙位(叙勳)届 (一ヶ月以内)
 叙位(叙勳)ノ時 大正 年 月 日
 (勳) 正何位(勳何等何々章)
 事 由 何々奉職ニ依リ(定期)又ハ何々戰役ノ功ニ依リ
 本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地
 右及御届候也
 大正 年 月 日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 聯隊區司令官殿
 注意 一、特旨ナルトキハ其旨記入ノコト

(第三十二様式)

軍隊手牒再下附願 (其都度)
 紛失(何々)ノ時 大正 年 月 日
 事 由 再下附ヲ請フヘキ事實ヲ詳記スヘシ
 本 籍 地 何縣何郡(市)何町(村)字何々何番地
 右再下附被成下度奉願候也
 大正何年何月何日 服役師團 徵集年 役種 兵科 官等級 氏 名
 願ノ趣相違無之候也 何縣何郡(市)何町(村)長 氏 名
 年 月 日
 聯隊區司令官殿
 注意 一、代價ハ不可抗力ニ基因シタルモノヲ除クノ外本人ヲシテ辨償セシム
 但當分ノ内一冊金參拾錢トシ郵便切手ヲ願書ニ添ヘテ提出スヘシ

(第三十三様式)

軍人傷痍記章授與願 (其都度)
 元何兵第何聯隊第何中隊 氏 名
 元陸軍何兵何々勳何等功何級 氏 名
 年月日生
 症狀ノ基因及現狀 何戰役ニ於テ第何軍ニ屬シ何年何月何日何地攻撃ニ於テ
 右脛部ニ骨折銃創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ何年何月何日兵役免除目下義足ヲ歩行ニ支障ナシ云々等

右ハ別紙恩給證書寫ノ通り軍人恩給法ニ依リ增加恩給受領致居候間軍人傷痍記章授與相成度奉願候等

住 所

大正何年何月何日

氏 名

師團長爵氏名殿
右相違無之候也

何縣何郡(市)何村長 氏

名

年 月 日

注意
一、本記章ハ將校以下ノ該當者ニ授與セララル
二、本證書ハ恩給證書寫ヲ添ヘ市町村長ヲ經テ提出スヘシ
三、本記章ヲ紛失シタルトキハ市長町長又ハ警察官吏ノ證明ヲ添ヘ前同様ノ手續ニ依リ再下附ヲ願出スヘシ

(第三十四様式)

現役兵(補充兵)證書再下附願

- 一、兵種體格等位 (甲種歩兵)
 - 二、抽籤番號 (一九五)
 - 一、戸主トノ續柄 (五郎吉貳男)
 - 一、徵集年 (大正八年)
- 右補充兵(現役兵)證書再下附相成度奉願候也

本籍地何縣何郡(市)何町(村)

何兵 何 某

大正 年 月 日

聯隊區司令官殿

(參 考)

處刑者通報

大正何年何月何日

何縣何郡(市)何町(村)長 氏

名

聯隊區司令官殿

處刑者本籍地 何縣何郡(市)何町(村)大字何々何番地

役種官等級氏名 徵集年役種兵科官等級 氏 名

處刑年月日 何年何月何日

罪名刑名刑期 竊盜(召集令違反)、懲役(禁錮)何年何ヶ月(拘留何日)

刑ノ執行猶豫 何年何ヶ月間執行猶豫

右及通報候也

注意
一、處刑者アリタル時ハ可成速ニ通報セラレタシ
二、勳章記章褫奪者ハ本人ヨリ届出ル規定ナルモ便宜上並記セラレタシ

(參 考)

届

届出年月日	及事由	添付書類

本籍地	右及御届候也
大正年月日	
服役師團	徴集年役
種兵科官等級	氏名
聯隊區司令官殿	

注意 一、本様式ニ準シ町村役場又ハ分會等ニ於テ用紙ヲ準備シ置キ所要ノ事項ヲ記入シ提出ス
ルモ亦タ便法ナリ

徴兵及入營の心得

第一章 徴兵適齡者の心得

第一節 兵役の解説

- 一 日本帝國の臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子は徴兵令の規則に依つて總て兵役に服する義務がある而して其兵役は常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役の四種に區別される
- 二 常備兵役は更に現役、豫備役の二種に區別される

現役は滿二十歳に達した者が服するので其期限は陸軍では三年、海軍では四年である但し陸軍歩兵隊の兵卒は服役二年の終に歸休を命ぜられるから入營して居るのは二年間である

豫備役は現役を終つた者が服するので其期限は陸軍では四年四箇月、海軍では三年である

豫備役は戦時若くは事變の時に召集せられる平時には毎年一度六十日以内勤務演習の爲に召集せられ又毎年一度簡閱點呼を受ける

- 三 後備兵役は常備兵役を終つた者が服するので其期限は陸軍では十年、海軍では五年である後備兵は戦時若くは事變の時に召集せられ又毎年一度六十日以内勤務演習の爲に召集せられ又毎年一度簡閱點呼を受ける

四 補充兵役は其年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員が服するので其期限は陸軍では十二年四箇月海軍では一年である補充兵は現役兵の補缺に充てられ又戦時若くは事變の時に召集せられる但し陸軍補充兵を現役兵の補缺に充てられるのは最初の一年間だけである

陸軍補充兵は平時には百五十日以内教育の爲に召集せられる其外毎年一度六十日以内勤務演習の爲に召集せられ又毎年一度簡閱點呼を受けることは豫備兵と同じである

- 五 國民兵役には第一國民兵役、第二國民兵役の二種がある第一國民兵役は陸軍では豫備兵役を終つた者と召集せられた補充兵の其役を終つた者とが服し海軍では後備兵役を終つた者が服するのである

第二國民兵役は常備兵役、後備兵役、補充兵役第一國民兵役の何れにも服して居ぬ者が服するのである國民兵は戦時若くは事變の時に後備兵を召集し尙兵員が不足する場合に限り召集せられる

- 六 陸軍現役兵及補充兵は毎年所要の人員に應じて壯丁の身材、藝能職業に従ひ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、職工、雜卒に區別し抽籤の法に依つて當籤の者を之に充てられる但警備隊を置かれた島嶼の壯丁は總て警備隊に充てられ其地で服役せしめられる

七 海軍現役兵及補充兵は毎年所要の人員に應じて沿海地方と島嶼との壯丁を調査せられ海軍に適する職業に従ひ水兵、機關兵、職工、雜卒に區別し抽籤の法に依つて當籤の者を之に充てられる

八 抽籤番號順序に依つて其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服せしめられる

九 各兵役の期限が既に満ちても戦時或は事變の時若くは臨時に演習或は觀兵を行はれるとき若くは航海中或は外國に駐劄中は其期を延べることがある

一〇 現役中殊に勤務に熟し品行方正の者は歸休を命ぜられることがある之を歸休兵と云ふ但し第二條に掲げた歩兵隊の兵卒服役二年の終に歸休を命ぜられる者は別種である

第二節 徴兵 區

一 徴兵區は師管及聯隊區の區域（卷末に附載する陸軍管區表を參照せられよ）と同一で此聯隊區を更に分つて徴募區とする而して徴募は凡て本籍所在地の徴募區で行はれるものである

二 徴募區は一郡、一市又は一島廳の管轄區域を以て一區とする但し北海道では支廳の管轄區域又は區を以て一區とし沖繩縣の區では區を以て一區とする又一市で二箇の聯隊區に分屬して居るものは各別に一區とする

三 歩兵隊の兵員は聯隊毎に其師管の一聯隊區から徴集せられ其他の兵員は其師管の各聯隊區から徴集せられる但し第七師團の兵員は第一、第二、第七、第八、第十三、第十四師管から徴集せられる又第六、第十二、第十八師團の兵員は沖繩警備隊區からも徴集せられる

徴集區を有たぬ團隊の兵員は各師管又は數師管から徴集せられる即ち左の通りである

近衛の歩兵隊及騎兵隊の兵員は各師管
其他の近衛兵員は第一師管
騎兵第一旅團及野砲第一旅團の兵員（近衛兵員を除く）は第十四師管
騎兵第三旅團（騎兵第八聯隊を除く）の兵員は第二、第八、第十三師管

騎兵第四旅團（騎兵第十九聯隊を除く）の兵員は第三、第九、第十五師管
鐵道隊及電信隊の兵員は各師管

氣球隊の兵員は第一、第十四師管

縫工卒及靴工卒は第一、第二、第三、第四、第五、第九、第十、第十一、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七師管

臺灣歩兵隊の兵員は第三、第四、第五、第六、第九、第十、第十一、第十二、第十五、第十六、第十七、第十八師管

臺灣山砲隊の兵員第十七、第十八師管

基隆及澎湖島重砲兵隊の兵員は第四、第五、第十二、第十八師管

旅順及鎮海灣重砲兵隊の兵員は第四、第五師管

警備隊の兵員は其警備隊區から徴集せられる

海軍の兵員は各師管内で沿海地方及島嶼を含む聯隊區と沖繩警備隊區とから徴集せられる

第三節 徴兵 官

一 徴兵事務を行ふ者を徴兵官と云ひ總理徴兵官、師管徴兵官、聯隊區徴兵官、警備隊區徴兵官、聯隊區聯合徴兵署徴兵官の五種がある

二 總理徴兵官は内務大臣と陸軍大臣とを以て之に充てられ全國徴兵の事を統轄する

三 師管徴兵官は師管内の府縣毎に師團長と府縣知事（北海道では北海道廳長官）とを以て之に充てられ師團長を主座として其管内徴兵の事を統轄する

四 聯隊區徴兵官は聯隊區内の徴募區毎に聯隊區司令官と島司若くは郡市長（北海道の區では區長）とを以て之に充てられ警備隊區徴兵官は警備隊司令官と島司若くは郡長とを以て之に充てられ聯隊區司令官を首座として其区内徴募事務を執行する

六六
東京市、京都市、大阪市、名古屋市では検査區毎に聯隊區司令官と區長とを以て聯隊區司令官に充てられ、
聯隊區司令官を首座として抽籤事務を除くの外其區内徵募事務を執行する

五 聯隊區聯合徵兵署徵兵官は東京市、京都市、大阪市、名古屋市で募集區毎に聯隊區司令官と各區長を以て
之に充てられ聯隊區司令官を首座として其區内抽籤事務を執行する

第四節 徵兵適齡

一 前年十二月一日から其年十一月三十日まで満二十歳となる者は其年の一月中に左の書式に據り戸主から
本籍地の市町村長に届出ねばならぬ但し戸主が不在のときは家族若くは親族から届出ても差支ない

徵兵適齡届

府縣都市區町村番地族籍及職業

氏

名

年 月 日

日生

右私(私何男(弟)(孫)(甥)ニ儀本年何月何日二十歳ニ相成候間及御届候也

年 月 日

右 戸 主

氏

名

市町村長氏名殿

(備考) 職業に兼業ある者は兼業も記載せねばならぬ又教育の程度直接國稅納入の金高、家屋を有するや
否や處刑を受けたることの有無等は適齡届出のとき書面て届出ねばならぬ

二 身體検査は本籍地で受くべきものであるが都合に依り寄留地で之を受けんと欲する者は本籍地、寄留地共
検査開始の三十日前までに左の甲書式に據り寄留地の郡市長に願出で尙乙書式に據り本籍地の市町村長に届

出ねばならぬ

(甲書式)

寄留地ニ於テ徵兵身體検査願

府縣都市區町村番地族籍及職業

氏

名

年 月 日

日生

右ハ本年徵兵適齡ニ有之候處肩書ノ地ニ寄留罷在候間徵兵身體検査被成下度寄留地戸主連署此段
奉願候也

右 本 人

右 氏

名

右 戸 主

氏

名

郡市長氏名殿

前書ノ通相違無之候也

年 月 日

町村長 氏

名

(備考) 頭書に教育の程度を記載せねばならぬ

(乙書式)

御 届

府縣郡市區町村番地

戸主(氏名何男)(氏名弟)

府縣郡市區町村番地氏名方寄留

氏

名

年 月 日生

右私儀本年徴兵適齡ニ有之候處現今肩書ノ地ニ寄留罷在候ニ付同所ニ於テ徴兵身體檢査出願仕候間及御届候也

右

年 月 日

氏

名

市町村長氏名殿

三 身體檢査は毎年四月十六日から八月下旬までの間に行はれるもので其期日と場所とは郡市長から指命せられる

四 朝鮮、臺灣、樺太、露國領沿海州、露國領薩哈噠、清國、香港、澳門に在る者が其地で身體檢査を受けんと欲するときは左の書式に據り次の區分に從つて願出ねばならぬ

朝鮮及其附近に在る者は二月九日までに到着する様朝鮮駐劄隊に

臺灣に在る者は二月九日までに到着する様臺灣守備隊に

樺太に在る者は三月十一日までに到着する様樺太守備隊に

清國、香港、澳門に在る者は二月九日(上海帝國領事館宛のものに限り三月一日)までに到着する様關東

州若くは其附近に在る軍隊、清國駐屯軍又は芝罘、上海、廈門の帝國領事館に

露國領薩哈噠、露國領沿海州及其附近に在る者は二月九日(樺太守備隊宛のものに限り三月十一日)迄に

到着する様樺太守備隊又は朝鮮清國に在る軍隊に

徴兵身體檢査願

本籍地

府縣郡市區町村番地族籍及職業

寄留地

何々々番地

氏

名

年 月 日生

右ハ明治何年徴兵適齡ニ相當候ニ就テハ明治三十九年勅令第三百十八號ニ依リ(何地ニ於テ)身體檢査相受度候間此段相願候也

右

年 月 日

氏

名

何隊(帝國領事館)御中

(備考) 南滿洲では便宜の爲概ね旅順、奉天、鐵嶺、公主嶺、安東縣で身體檢査を執行せられるから願出のとき願書に受檢地を記入するが宜しい

五 疾病、傷疾、犯罪、所在不明等で身體檢査に出場することの出來ぬ者は本人若くは家事擔當者から檢査當日までに郡市長に届出(傷疾、疾病は醫師の診斷書を添へ)ねばならぬ

此届出をした者が其事故止むときは直に其旨郡市長に届出ねばならぬ

第五節 徴集延期及徴集猶豫

一 徴集に應ずるときは其家族が自活することの出來ぬ確證ある者は本人の願に便つて徴集を延期せられる三年以内に其事故止むときは其旨届出で身體檢査を受くべきものであるが若し三年を過ぎても其事故が尙止まぬ者は國民兵役に服さしめられる但し分家をしたり絶家、廢家を再興したり其外自活することの出來ぬ事故

を作為した者は固より其願を許可せられぬ

二 左の學校に在學する者は本人の願に依つて滿二十八歳まで徵集を猶豫せられる其事故が滿二十八歳までに止み又は二十八歳を過ぎても尙止まぬ者は抽籤の法に依らないて徵集せられる但し一年志願兵を志願するか若くは六週間現役に服する者は此限でない

一 官立學校（小學校及撰科等の別科を除く）

二 府縣立師範學校

三 府縣立中學校

四 文部大臣が中學校の學科程度と同等以上と認められた學校

五 文部大臣の認可を経た學則に依つて法律學、政治學、理財學を教授する私立學校

三 露國領沿海州、露國領薩哈噠、清國、香港、澳門を除き其他の外國に在る者は本人の願に依つて徵集を猶豫せられる滿三十二歳までに歸朝する者は抽籤の法に依らないで徵集せられるが三十二歳を過ぎる者は國民兵役に服せしめられる但し一年志願兵を志願する者は此限でない

四 前二條の事故に故つて徵集猶豫を願出するには左の書式に據り學校長若くは大使、公使、領事等の證明書を添へて四月十五日までに聯隊區徵兵官に願出ねばならぬ但し事故が止まぬ間は毎年同一の手續をするものである

徵兵猶豫願

府縣市區町村番地族籍

氏

名

年 月 日 生

右ハ本年徵兵適齡ニ有之候處別紙在學證明書（大使（公使（領事館）證明書）ノ通ニ候間徵集猶豫相

成度奉願候也

年 月 日

右

氏

名

何聯隊區徵兵官御中

前書ノ通相違無之候也

年 月 日

市町村長 氏

名

五 第二條に依つて徵兵猶豫中の者が滿二十八歳までに事故止むとき又第三條に依つて徵集猶豫中の者が滿三十二歳までに歸朝したときは十四日以内に戸主から其旨を本籍地の市町村長に届出ねばならぬ

第六節 志願現役兵

一 年齢が二十歳に達せずとも滿十七歳以上の者は志願に依つて現役に服することが出来る

二 滿十七歳以上徵兵適齡以前の者で陸軍現役に服さんことを志願するには左の書式に據り戸主及親權者連署し身元證書を添へて徵兵署の開設中任意の聯隊區司令官に願出て身體検査を受くべきものである
茲に任意の聯隊區と云ふは志願現役兵は本人希望の師管部隊に入營することが出来るものであるから其希望地の聯隊區へ願書を差出すべしとの意味である例へば鹿見島に在籍する者でも東京で服役せんと希望するときは麻布若くは本郷聯隊區司令官に願出て差支ないのである

現役志願書

私儀徵兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度候間服役ノ儀御許可相成度別紙身元證書相添へ戸主及親權者連署ヲ以テ此段奉願候也

府縣郡市區町村番地族籍及職業

第一何兵何隊
第二何兵何隊

年 月 日

(寄留ノ者ハ寄留地ヲ併記スヘシ)

本人 氏

府縣都市區町村番地

年 月

名 日生

戶主 氏

府縣都市區町村番地

年 月

名 日生

親權者 氏

年 月

名 日生

何聯隊區司令官氏名殿

身元證書の書式は左の通りである

身元證書

府縣都市區町村番地族籍

戶主(氏名何男)氏名弟

氏 年 月 日生 名

一 戶籍内ノ者

氏名長(二)女
年月日婚姻

長(二)男名
年月日生

妻名

母名

父名

祖母名

兄名
年月日生

妹名
年月日生

何々

一 戶主(家族)直技國稅何圓何錢ヲ納ム

一 戶主(家族)家屋ヲ有ス(家屋ヲ有セス)

一 尋常(高等)小學校卒業(何年級迄修業)

一 何學校(塾)ニ於テ何學卒業(何學修業)

一 現今何ノ職業ニ従事ス

一 年月日何ノ賞トシテ何々ヲ受ク

一 刑罰ヲ受ケタルコトナシ(年月日何ノ科ニ依リ何罰ニ處セラル)

一 種痘何回(天然痘)

右ノ通相違無之候也

年 月 日

本人

氏

名 印

戶主(後見人)

氏

名 印

前書ノ通相違無之候也

年 月 日

市町村長 氏

名 印

三 滿十七歲以上徵兵適齡以前の者て海軍現役に服さんことを志願するには左の書式に據り戶主及親權者連署し身元證書を添へて九月一日までに鎮守府へ願出べきものである

現役志願書

私儀徴兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度候間服役ノ儀御許可相成度別紙身元證書相添へ戸主及親權者連署ヲ以テ此段奉願候也

第一何兵何隊
第二何兵何隊

府縣都市區町村番地族籍及職業
(寄留ノ者ハ寄留地ヲ併記スヘシ)
本人 氏

年 月 日生 名

府縣都市區町村番地 戶主 氏

年 月 日

府縣都市區町村番地 親權者 氏

名 名

何鎮守府御中

又徴兵検査の際に左の書式に據り聯隊區徴兵官に願出で身體検査を受け合格した者は其合格證書を添へて前項の手續をしても宜しい但し此場合には前項の書式中「別紙身元證書」とある下へ及検査合格書と記入せねばならぬ

海軍現役志願者身體検査願

第一水兵
第二何兵

府縣都市區町村番地族籍
戸主(氏名何男)(氏名弟) 氏

年 月 日生 名

右徴兵令第十二條ニ依リ海軍現役ニ服シ度候間身體検査被成下度身元證書相添へ此段奉願候也

年 月 日

右 氏
親權者(戸主) 氏

名 名

何聯隊區徴兵官御中

(備考) 此願書は本人が自書せねばならぬ
四 徴兵適齡の者で抽籤の法に依らず陸軍現役に服さんことを志願するには徴兵検査の際に左の書式に據り身元證書を添へて聯隊區徴兵官に願出べきものである

現役志願書

第一何兵
第二何兵

府縣都市區町村番地族籍
戸主(氏名何男)(氏名弟) 氏

名

右本年徴兵適齡ニ有之候處現役兵志願仕候間頭書ノ兵種ニ御採用被成下度身元證書相添へ戸主連署ヲ以テ此段奉願候也

年 月 日

右 氏
戸主 氏

名 名

何聯隊區徴兵官御中

(備考) 此願書は本人が自書せねばならぬ

第七節 一年志願兵

一 満十七歳以上満二十八歳以下で左の學校の卒業證書を所持し若くは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食料、被服、裝具等の費用を自辨し豫備、後備將校となる希望を有する者は志願に依つて一年間陸軍現役に服することが出来る

一 官立學校(小學科及撰科等の別科を除く)

二 府縣立師範學校

三 府縣立中學校

四 文部大臣が中學校の學科程度と同等以上と認められた學校

五 文部大臣の認可を経た學則に依つて法律學、政治學、理財學を教授する私立學校

二 前條記載の學校卒業者が一年志願兵を志願するには左の書式に據り戸籍謄本、履歷書、學校長の卒業證明書、戸丸の服役承認書を添へて七月十日までに本籍地の市町村長を経て師團長に願出て身體検査を受けねばならぬ但し徵兵身體検査を受けた者は一年志願兵の爲更に身體検査を受けるに及ばぬ

一年志願兵服役願

某 儀

徵兵令第十三條ニ依り服役中ニ關スル費用全額ヲ自辨シ一年志願兵トシテ服役致度候間御認可相成度別紙所要書類相添へ此段奉願候也

追テ一年志願兵條例第二十六條ニ依り勤務演習ノ爲召集セラルル場合ニ於テハ之ニ要スル費用モ自辨可致候也

本籍地 府縣郡市區町村番地族籍

年 月 日

寄留地 府縣郡市區町村番地

氏

年 月

名 日生

第何師團長爵氏名殿

追テ左ノ通希望致候也

一 受檢場

何 地(受檢場ハ本籍地若クハ寄留地師管内ニ限ル但シ臺灣ニテ服役セントスル者ハ臺灣守備混成旅團司令部所在地トス)

二 希望兵科

第一何兵(主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫)
第二何兵(生希望者ハ其旨ヲ記スヘシ)

履歷書の書式は左の通りである

履 歷 書

一 年月日何學校へ入學、年月日同校卒業

一 年月日何所ニ於テ何々研究

一 年月日何ニ從事ス

一 一年志願兵出願ニ關スル件左ノ如シ
未タ出願セシコトナシ

何年何師管ニ於テ何ノ爲不採用

何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何ノ爲服役セス

一 年月日何ニ依リ賞(罰)等

(右ノ外履歷ニ關スル事項特ニ特別ノ技術ニ關シテハ其修學又ハ實驗ノ事項ヲ詳記スヘシ)

右ノ通相違無之候也

氏

名

服役承認書の書式は左の通りである

一年志願兵服役承認書

氏

名

年 月 日生

右ハ一年志願兵トシテ服役ノ儀承認致候就テハ服役並一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ニ要スル費用ハ無相違上納可爲致候也

本籍地 府縣都市區町村番地

寄留地 府縣都市區町村番地

年 月 日

戸主

氏

名

(備考) 二十歳未満の志願者なれば戸主と親権者との連署を要する

三 陸軍試験委員の試験を受くべき者が一年志願兵を志願するには前條の願書に戸籍謄本、履歴書、戸主の服役承認書を添へて六月十日までに本籍地の市町村長を経て師團長に願出で身體検査と學術試験とを受けねばならぬ但し徴兵身體検査を受けた者は一年志願兵の爲更に身體検査を受けるに及ばぬ學術試験の科目は概ね左の通りで其の程度は中學卒業ぐらいのものである

四 一年志願兵の兵科は本人の希望と軍事上の必要とに依つて定められるのである

五 一年志願兵で主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生となることを志願することが出来る者は左の通りである

一 専門學校又は之と同等以上の學校で法律又は理財の課程を卒業した者は主計生を志願することが出来る

二 醫術開業免狀を持ち又は之を受ける資格のある者は軍醫生を志願することが出来る

三 藥劑師免狀を持ち又は之を受ける資格のある者は藥劑生を志願することが出来る

四 獸醫開業免狀を持ち又は之を受ける資格のある者は獸醫生を志願することが出来る

六 禁錮の刑に處せられた者及賭博犯で懲罰に處せられた者は一年志願兵となることが出来る

第八節 六週間現役兵

一 満十七歳以上満二十八歳以下で官立府縣立師範學校の卒業證書を持ち官公立小學校の教職に在る者は六週間現役に服さしめられる而して其の費用は官給である

此現役を終つた者は直に國民兵役に服さしめられて豫備役、後備役には一切服さぬ

二 前條に依つて服役中の者が満二十八歳までに其教職を能めるときは抽籤の法に依らないで更に二年間の現役と常例の豫備役、後備役に服さしめられる但し一年志願兵を志願する者は此限でない

三 六週間現役に服すべき資格がある者は其教職に就いた日から二週間以内に學校長の卒業證明書と在職小學校長の在職證明書とを添へて本籍地市町村長に届出ねばならぬ

四 六週間現役兵の身體検査は教職に就いた年に學校所在地の聯隊區の内便宜の徴兵署で行はれる但し教職に就いた期日の關係で其年に身體検査を出来ぬ者は翌年に廻される

第九節 身體検査

一 身體検査は徴兵令に依つて兵役に服する者の體格を検査して其適否を定める爲に行はれるものである

二 左の疾病又は畸形の者は不合格として兵役を免除せられる

一 悪性腫瘍

二 骨軟化佝僂病

- 三 象皮腫、癩
- 四 動脈瘤
- 五 癩癧
- 六 白痴
- 七 癲狂
- 八 盲
- 九 耳殼若くは鼻の全缺するもの

- 一〇 聾
 - 一一 啞
 - 一二 唇、齒牙、口内の疾病で官能に大なる妨あるもの
 - 一三 食道狭窄
 - 一四 脊梁、骨盤の畸形で運動に大なる妨あるもの
 - 一五 歇見尼亞
 - 一六 關節畸形
 - 一七 習癖脱臼
 - 一八 支肢の短縮、彎曲
 - 一九 指節が強剛で把握に大なる妨あるもの
 - 二〇 拇指若くは示指若くは二指以上を失うたもの
 - 二一 翻足
 - 二二 第一趾を失うた者若くは三趾以上を失うたもの
- 但し以上の疾病、畸形の中でも輕症で服役の出来る者は合格とする又爾餘の疾病、畸形でも服役が出来

難い者は不合格とする

- 三 左に掲げる者は徵集を延期せられる翌年になつても尙徵集に適せない者は國民兵役に服さしめられる
 - 一 體格は完全且強壯であるが身幹が定尺に満たぬ者
 - 二 疾病中又は病後で勞役に堪へぬ者
- 四 徵兵體格の等位は左の四種に區別する而して甲種、乙種、丙種を合格とし其甲種と乙種とは現役に徴すべしもの丙種は國民兵役に置くものとし丁種を不合格、戊種を徵集延期とする
 - 甲種 身長五尺以上で身體強健な者
 - 乙種 五尺以上で身體甲種亞ぐ者而して乙種を別つて二種とし其の體格が比較的良好な者を第一乙種とし之に亞ぐ者を第二乙種とする
 - 丙種 身長五尺以上で身體乙種に亞ぐ者及身長五尺未滿四尺八寸以上で丁種、戊種に相當せぬ者
 - 丁種 第二條に相當する者及身長四尺八寸未滿の者
 - 戊種 第三條に相當する者
- 五 左に掲げる者は概ね丙種に編入せられる
 - 一 全身の發育が不完全な者
 - 二 精神機能に妨ある者又諸種の神経系病で急に全治せぬ者
 - 三 諸種の内臓疾患で急に全治せぬ者
 - 四 視力に障碍ある者（視力は斯涅兒連氏の試視力表で検査せられる而して約二十度以上の近視なれば丙種以下に編入せられる然し一年志願兵の近視だけは其度を斟酌して特別に合格とせられることがある）
 - 五 聽機に障碍ある者
 - 六 咀嚼、言語の機能に障碍ある者
 - 七 骨、軟部の疾患で急に全治せぬ者

六 諸種の癍痕、畸形、缺損等で甚だ醜く又は運動に妨わる者
身體検査は普通左の通り行はれるものである

一 身長測定

二 視力の検査

三 言語、精神、聽官の検査

四 一般構造の検査

五 關節運動の検査

六 各部の検査

七 身體検査の當日には假令事故、疾患ありとも努めて出場せねばならぬ若し重病で出場することが出来ぬときは自宅検査せられることもある

八 身體検査のとき注意すべき件は概ね左の通りである

一 體格に關して詐偽の陳述をしてはならぬ世上往々視力等を偽る者があるが何れも軍醫の爲に看破られるのが常である若し故意に身體を毀損し又は疾病を作爲する者は徵兵忌避の罰を蒙り且抽籤の法に依ら

ないで徵集せられる

二 時計、指環等の貴重品を携帶し又は美服を着用することは見合せるが宜しい是れ何の益もないのみならず時としては盜難、紛失等の恐があるからである然し豫め入浴して身體を清潔になし且新しい褌を用

うることは必要である

三 控所に在るときは充分靜肅を守り携帶品は取纏めて一所に置き身邊の用辨は豫め濟して猥に控所を離

れぬ様になし呼出されたとき直に應じ得られる様注意して居らねばならぬ

四 検査官から質問又は點呼せられるときは總て明瞭確實に應答せねばならぬ

九 身體検査に呼出された者には左の旅費を支給せられる

一 片道三里以上の旅行からは里數に應じて陸路雜費一里に付金五錢

二 滞在を命ぜられたるとき若くは天災等で滞在したときは日數に應じて滞在日當金四十錢

三 乗船若くは汽車に依る必要がある場所では船賃汽車賃の下等實費

四 前項の場合には尙夜數に應じて宿泊料金三十錢

第十節 抽籤

一 身體検査 甲種、乙種に合格した者は其徵集順序を定める爲に徵募區毎に體格の等位と兵種とを分ち聯隊

區徵兵署で籤籤を行はれる

二 抽籤は市町村長から告示せられた時日に徵兵官及町村長列席の上で抽籤總代人が行ふものである

抽籤總代人は甲種、乙種合格者の中から市町村長が選定するもので其人員は適宜である但し第九節第九條の

通り旅費を支給せられる

三 籤札は左に示す通りのもので之を籤箱に納れて封鎖し徵兵官の前に置き其封を披き徵兵署事務員は名簿の

順に合格者の氏名を呼び抽籤總代人に之を抽かしめるのである

籤

札

甲(第一乙)(第二乙)種何兵第何番

用紙は厚紙

抽籤總代人は抽いた籤の番號を高聲で呼び其籤札を徵兵署事務員に渡し徵兵署事務員は之を名簿の氏名の頭

に貼り付け徵兵署の印章で割印を爲し一人毎に之を截ち切つて總代人に渡し總代人は之を市町村長に差出し

市町村長から之を合格者に交付するのである

四 其年各兵種の現役兵及補充兵の所要人員が甲種合格者だけで足る場合には乙種合格者は抽籤に加はらぬこ

ともある

第十一節 決定

八三

- 一 陸軍兵に編入せられる者は概ね左の標準に依つて其兵種を決定せられる
 - 一 歩兵は脚力強健で勞力に堪へ且成るべく視力、聽力が完全な者
 - 二 騎兵は馬の便用に慣れ視力、聽力が完全で身體輕捷、性質敏捷、言語明晰な者但し要員の約十二分の一は蹄鐵工卒に適する者
 - 三 砲兵は體力強大、視力清明な但し要員の約十六分の一宛は鞍工卒、木工卒、鍛工卒に適する者
 - 四 工兵隊の兵員は膂力のある者但し要員の約二十分の一は鍛工卒に適する者、約六分の一は木工卒に適する者、約五分の一は船の使用に慣れた者、約二十分の一は石工及掘鑿業務に従事した者、其他若干名は土木建築等の業務に従事した者
- 二 鐵道隊の兵員は身幹中等、膂力のある者で主に鐵道の建築、運轉又は工場業務に従事した者但し若干名は電氣機、時計器械の修理又は製圖が出来る者
- 三 電信隊の兵員は電信、電話の通信又は建築業務に従事した者及聽力完全言語明晰の者、其他若干名は鍛工卒、木工卒に適する者及電氣機、時計器械の修理が出来る者
- 四 輜重兵、輜重輸卒は成るべく馬の使用に慣れ日膂力のある者但し輜重輸卒要員の約四十分の一宛は鞍工卒、木工卒、鍛工卒に適する者並に冷鐵工の教育に適する者
- 五 海軍兵に編入せられる者は概ね左の標準に依つて其兵種を決定せられる
 - 一 水兵は體力強大で勞力に堪へ且つ成るべく性質敏捷、言語明晰、視力、聽力完全で普通の文字を解する者
 - 二 機關兵は體力強健、視力、聽力完全で成るべく普通の文字を解し機械若くは汽罐の取扱、火焚、鍛冶工業、機械工業、製罐工業又は兵器の製造修理に慣れた者
 - 三 軍樂生は普通の文字を解し齒列整正、指節強剛ならぬ者
 - 四 木工は膂力ありて成るべく普通の文字を解し其職業に慣れた者

- 五 看護は普通文字を解し成るべく患者の取扱に慣れた者
 - 六 主厨は成るべく普通の文字を解し割烹の職に慣れた者
- 現役兵及補充兵の徵集順序は左の通りである
- 三
 - 一 甲種合末者で徵兵を免れん爲に身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐僞の所爲を用ひ又は逃亡、潜匿した者及正當の事故なく身體検査を受けぬ者
 - 二 甲種合格者で六週間現役後滿二十八歳まで其教職を罷めた者、在學の爲に徵集猶豫を受け其事故が滿二十八歳までに止み又は二十八歳過ぎても尙止まぬ者、外國に在る爲に徵集猶豫を受け滿三十二歳までに歸朝した者但し何れも一年志願兵を志願する者を除く
 - 三 甲種合格者で疾病犯罪等の爲に入營を延期せられた者
 - 四 現役を志願した者
 - 五 甲種合格者で抽籤の者但し番號の順序に依る
 - 六 第一乙種合格者で第一項に相當する者
 - 七 第一乙種合格者で第二項に相當する者
 - 八 第一乙種合格者で第三項に相當する者
 - 九 第一乙種合格者で第五項に相當する者
 - 一〇 第二乙種合格者で第一項に相當する者
 - 一一 第二乙種合格者で第二項に相當する者
 - 一二 第二乙種合格者で第三項に相當する者
 - 一三 第二乙種合格者で第五項に相當する者
 - 四 徵集延期、徵集猶豫、徵集免除、兵役免除の裁決は聯隊區徵兵官が爲し現役兵徵集、補充兵編入、要員超過の裁決は聯隊區司令官がするものである

五 抽籤が終了した後に前條の裁決に基いて左の通り證書を交付せられる但し徴集免除要員超過の者には證書を交付せられぬ。

一 兵役免除の者には左の證書を交付せられる此者に終身兵役に就くことはないのである

右兵役ヲ免ス	何聯隊區 府縣都市區町村 戸主(氏名何男)(氏名弟) 氏	名
年 月 日	何聯隊區 徴兵署 團	

二 徴集延期及徴集猶豫の者には左の證書を交付せられる此者は翌年までは徴集せられぬのである

右徴集ヲ延期(猶豫)ス	府縣都市區町村 戸主(氏名何男)(氏名弟) 氏	名
年 月 日	何聯隊區 徴兵署 團	

三 現役兵に徴集せられる者には左の證書を交付せられる此者は證書裏面に記載してある期日に現役兵として入營せねばならぬのである

何聯隊區 府縣都市區町村	名
-----------------	---

戸主(氏名何男)(氏名弟)

氏

名

甲(第一乙)(第二乙)種何兵第何番
右現役兵ニ徴募シ何兵第何聯(大)隊ニ編入ス

年 月 日

何聯隊區司令官

氏

名

四 補充兵に編入せられる者には左の證書を交付せられる此者は更に教育召集令状を受領した上で百五十日以内教育を受ける爲に入營するのである(海軍補充兵は教育の爲には召集せられぬ)

何聯隊區

府縣都市區町村

戸主(氏名何男)(氏名弟)

氏

名

甲(第一乙)(第二乙)種何兵第何番
右陸(海)軍補充兵ニ編入ス

年 月 日

何聯隊區司令官

氏

名

第十二節 罰 則

一 兵役を免れん爲に逃亡し又は潜匿し若くは身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽を用ゐた者は一月以上一年以下の禁錮に處せられ三圓以上三十圓以下の罰金を附加せられる

二 左の各項に相當する者は三圓以上三十圓以下の罰金に處せられる

一 第四節第一條の届出(徴兵適齡届)を怠つた者

二 第五節第五條の届出(事故止届又は歸朝届)を怠つた者

三 正當の事故なく身體検査を受けぬ者

三 第一條及第二條第三項に相當する者は抽籤の法に依らずして徵集せられる
四 左の各項に相當する者は五錢以上一圓九十五錢以下の料に處せられる

一 第四節第三條乙書式の届出を怠つた者
二 第四節第六條の届出(身體検査不參届及事故止届)を怠つた者

第十三節 在營者ニ對スル諸手續

一 在營者に面會せんとするときは營門に至り在營者の中隊號、官等、氏名を告げ暫時營門内の面會所で待ち居れば聽て本人が面會所へ出て來るのである然し折悪しく演習等で本人が營内に居ないときは歸營するまで待たねばならぬ然し特に急ぐ用事で其旨を申出れば特別早く面會することも出来る又本人が病氣で入院して居る等の場合には其隊から面會證を申受け病院に行きて面會することが出来る
二 現役中本人を要するに非ざれば家族が自活することの出来ない事故が生じたときは其家族の願に依つて現役を免除せられることがある其手續は左の願書に同徵募區内現役兵の戸主二名の保證書を添へ郡市長を経て聯隊區司令官に差出すのである但し町村長の與書證印を受けねばならぬ

現役免除願

府縣國市區町村番地
戸主(氏名何男)(氏名弟)
徵集年兵種官等級 氏

名
年 月 日生

右ノ者頭書ノ通常籤年月日近衛(師團)何兵第何聯(大隊)第何中隊(入營ノ處)戸主(父)(兄)(年)年月日死亡(何々ニ依リ別紙醫師診斷證書ノ通癘疾ト相成)(別紙宣告書寫ノ通何箇年ノ懲役ニ處セラレ)本人ヲ要スルニ非サレハ一家ノ生計營ニ難キ事情ニ付現役免除被成下度戸籍謄本死亡證書寫(醫

師診斷證書)、(宣告書寫)並現役兵ノ戸主二名保證書相添へ奉願候也

府縣國市區町村番地

父(兄)(親族)

年 月 日

名

府縣國市區町村番地

兄(親族)

何聯隊區司令官氏名殿

氏

名

前書ノ通相違無之候也

年 月 日

名

町村長 氏

同徵募區内現役兵の戸主二名の保證書は左の豫式に據つて認めるが宜しい

保證書

府縣國市區町村番地
徵集年兵種官等級 氏

名

右ノ者ヲ要セサレハ自活シ能ハサル儀事實相違無之此段保證致候也

府縣國市區町村番地

何兵何隊在營氏名ノ父(兄)

名

府縣國市區町村番地

何役何隊在營名氏ノ父(兄)氏

名印

郡市長は其事實を審覈して狀況書を作り聯隊區司令官は之に意見を附して願書と共に本人所屬の隊長に移す
斯の如くして事實明瞭であれば本人は始めて現役を免除せられる
三 在營者の父母重病又は死亡の爲本人の歸郷を要するときは往復を除き十四日以内の休暇を許されることがある其手續は左の願書に市町村長の證明を受けて本人の所屬部隊に差出すのである

歸省休暇願

府縣郡市町村番地

戸主(氏名何男)(氏名弟)

徵集年兵種官等級 氏

名

右ノ者何兵第何聯(大)隊第何中隊ニ服務罷在候處父(母)某別紙醫師診斷證書ノ通危篤症ニ罹リ是非共本人ニ面會爲致度候間(年月日死亡ニ付)相當ノ休暇御許可被成下度奉願候也

右父(兄)(親族)

氏

名印

年 月 日
何兵第何聯(大)隊御中

前書ノ通相違無之候也

市町村長 氏

名印

父母重病危篤のときは本人若くは其所屬部隊に宛てた電報に依つて休暇を許可せられることもある此場合には成るべく速に市町村長の證明書を請ひ醫師の診斷證書を添へて所屬部隊に差出さねばならぬ

第十四節 再服役志願

現役兵卒中て下士とならんことを志願する者もあるから父兄參考の爲に其概要を左に示して置く

- 一 進級は兵卒から下士に進み下士から准士官に進むのである下士となるには再服役を志願した下士たるの性行と學術等を養成し入隊後(三箇年軍隊の都合に依つては二箇年)を經過すれば伍長に任ぜられる而して再服役は最初一箇年づつ毎年志願するのである
- 二 再服役を志願せんとする者は所屬中隊長に願出るので其手續は本人に示されるものである

陸軍服役令問答

問答中「規則」トアルハ
陸軍服役令施行規則ノ畧ナリ

第一問 歸休兵、豫備役、後備役、下士、兵卒補充ノ兵籍又ハ名簿ハ何所ニ保管シアルヤ

答 本籍地ノ聯隊區司令部ニ在リテ聯隊區司令官ノ管轄ニ屬ス(服役令第八條)

第二問 豫備役ノ服役年限如何

答 現役ニ服シタル年月ヲ通算シ七年四箇月トス例ハ現役三箇年ノ者ハ豫備役ハ四年四箇月トナルカ如シ

第三問 後備役ノ服役年限如何

答 豫備役滿期ノ後十箇年トス但シ七年四箇月以上現役ニ服シ直ニ後備役ニ入ル者ハ其ノ現役中ノ年月ヲ通算シ十七年四箇月トス

第四問 補充兵役ノ服役年限如何

答 徵兵検査ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ十二年四箇月トス

第五問 歸休兵、豫備役、後備役、補充兵ノ服役滿期ニ至リタルトキハ辭令書又ハ命ヲ受クヘキヤ

答 辭令書又ハ命ナクシテ歸休兵ハ豫備役ニ、豫備役ハ後備役ニ、後備役ハ第一國民兵役ニ入ルモノトス

補充兵ハ滿期後其ノ召集セラレタル者ハ第一國民兵役ニ、其ノ他ノ者ハ第二國民兵役ニ入ルモノトス
(服役令第十一條)

第六問 豫備役、後備役、下士、兵卒ハ滿期後引續キ服役ヲ許サルルヤ

答 下士ハ年數ヲ定メ市町村長及ヒ聯隊區司令官ヲ經テ服役セントスル部隊長ニ出願ス但シ豫備役ハ現役
定限年齢ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄、後備役ハ滿五十歳トナル年ノ三月三十一日迄ヲ以テ終期トス
(規則第三十七條第三十八條)

第七問 各兵科及衛生部下士適任證書ヲ所持スル者ハ滿期後引續キ服役ヲ許サルト雖其終期ハ四十五歳迄トス
在郷中傷痍若ハ疾病ニ依リ永久服役ニ堪ヘスト思惟スルトキ其ノ手續ハ如何

答 在職陸軍醫官ノ診斷證書若ハ地方醫師ノ病况書ヲ添ヘ市町村長ヲ經テ聯隊區司令官ニ届出ヘシ(規則
第四十一條五十六條五十七條)

第八問 豫備役、後備役、下士ニシテ禁錮ノ刑ニ處セラレ官ヲ失ヒ又ハ懲罰令ニ依リ官ヲ免セラレタル者ハ其
ノ等級如何

答 各兵科ニ在リテハ其ノ兵科ノ一等卒トナリ憲兵科及各部ニ在リテハ(前兵科ナキ者ハ歩兵科)ノ一等
卒トナル(服役令第十三條)

第九問 豫備役、後備役上等兵、看護手及樂手補ニシテ禁錮ノ刑ニ處セラレ職ヲ失ヒタル者ハ其等級如何

答 歩、騎、砲、工、輜重兵科ニ在リテハ其ノ兵科ノ一等卒トナリ憲兵、看護手及樂手ニ在リテハ(前兵
科前兵科ナキ者ハ歩兵科)ノ一等卒トナル(服役令第十三條)

第十問 歸休兵、豫備役、後備役中戰時若ハ事變ニ際シ又ハ平時ニ在リテ召集セララルルヤ

答 戰時若ハ事變ニ際シテハ召集セララル平時ニ在リテハ毎年一度簡閱點呼ニ參會シ又ハ勤務演習ノ爲ニ召
集セラレ歸休兵ハ臨時兵員ノ補缺ヲ要スルトキ召集セララル(服役令第三條)

第十一問 豫備役、後備役、補充兵役中文官ニ任セラレ餘人ヲ以テ代フヘカラサル職務ヲ奉スル者、外國ニ在
ル者及市町村長、助役、收入役トナル者ハ勤務演習、簡閱點呼ノ爲召集セララルコトナキヤ

答 召集セララルコトナシ法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員トナル者其ノ開會中亦同シ(服役令第四條)

第十二問 歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役中寄留地ニ於テ簡閱點呼及勤務演習ニ應スルコトヲ得ルヤ

答 寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受クルコト及ヒ勤務演習及教育召集ニ應スルコトヲ得
前二項ニ依リ願出スル者ハ其ノ願書ニ本籍地市町村長ノ與書證印ヲ受ケ點呼ハ毎年四月一日マテ演習
ハ三月一日マテニ聯隊區司令官ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

第十三問 但シ點呼ノ許可ヲ受ケタル者ハ毎年五月一日マテニ演習ノ許可ヲ受ケタル者ハ四月一日マテニ寄留地
ノ市區町村長及島司郡長ヲ經テ寄留地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ルモノトス(規則第六條第八條)

豫備役、後備役、補充兵役中止ムヲ得サル事故アリテ勤務演習召集ノ猶豫若ハ簡閱點呼ノ免除ヲ願
フコトヲ得ルヤ

答 萬止ムヲ得サル事故アルトキハ願出ルコトヲ得其ノ願書ニハ市町村長ノ與書證印ヲ受ケ聯隊區司令官
ニ差出スモノトス(規則第十六條)

第十四問 現役ヨリ歸休兵及豫備役若ハ後備役ニ入ル者歸郷又ハ滞在等ノ心得如何

答 歸郷ヲ命セラレタル日ヨリ十四日以内ニ本籍地ニ歸郷セサルトキハ本籍地ニ於テ召集ノ命アルトキ之
ヲ通報スヘキ者ヲ定メ連署ヲ以同期日以内ニ本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ルモノトス又十四日以
上本籍地外ニ旅行滞在若クハ寄留スルトキハ前項ニ準シ届出ルモノトス(規則第一條第二條)

第十五問 本籍地ニ復歸シタルトキハ十四日以内ニ届出ルコト

答 歸休兵、豫備役、後備役、補充役中兵籍上異動ヲ生ジタルトキ其ノ届出方如何
十四日以内ニ市町村長ヲ經テ聯隊區司令官ニ届出ヘキモノトス但シ他ニ戶籍ヲ轉換シタルトキハ新所
管ノ聯隊區司令官ニ届出ヘシ(規則第四條)

第十六問 兵籍上異動ヲ生スルトハ如何ナル場合ヲ云フヤ

答 轉籍、妻ノ死亡、戸主ノ變更、改氏名等ヲ云フ

第十七問 豫備役、後備役、補充兵役中市町村長助役收入役トナリ又ハ法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員トナリタルトキ又ハ之ヲ罷メタルトキ其ノ届出方如何

答 市町村長ヲ經テ十四日以内ニ聯隊區司令官ニ届出ヘシ(規則第十八條)

第十八問 歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役中死亡又ハ所在不明ノ者アルトキ及所在不明中戸籍ヲ轉換シタルトキ其ノ届出如何

答 戸主(本人戸主ナレハ家族中家事ヲ擔當スル)者ヨリ十四日以内ニ市町村長ヲ經テ聯隊區司令官ニ届出ヘシ其ノ所在不明者歸郷シタルトキ若ハ踪跡ヲ知得シタルトキ亦同シ但シ他ニ戸籍ヲ轉換シタルトキハ新所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヘキモノトス(規則第十三條第十四條)

第十九問 歸休兵演習又ハ臨時兵員補缺ノ爲召集ノ命ヲ受ケタルトキ傷疾疾病其ノ他ノ事故ニ依リ召集ニ應シ難キトキハ如何

答 傷疾疾病ノ者ハ陸軍醫官ノ診斷書若ハ地方醫師ノ病況書其ノ他ノ事故ハ證明書ヲ添ヘ召集期日迄ニ市町村長ノ與書證印ヲ受ケ聯隊區司令官ニ届出モノトス

第二十問 豫備役、後備役中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナクシテ召集ヲ缺キタル者ノ服役年限如何

答 其ノ召集ヲ缺キタル年ハ服役年限ニ算入セラレズ依リテ一度召集ヲ缺クトキハ一箇年服役ヲ延期セララルモノトス(服役令第四十五條)

第二十一問 前諸項ノ届出ヲ爲ササル者ハ處分アルヤ

答 處分アリ十日以上ノ拘留又ハ五圓以上ノ科料ニ處セラル

第二十二問 通報人正當ノ事由ナクシテ召集ノ命ヲ通報セサルトキハ處分アルヤ

答 召集ノ命ヲ通報セス若ハ其ノ通報ヲ遅緩シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處セラル(條例第八十八條、第二百二十六條、第四百四十四條、第五百五十七條)

第二十三問 歸休兵、豫備役、後備役、補充兵ニシテ臺灣ニ寄留スル者ハ同地ニ於テ勤務演習ヲ爲スコトヲ得ルヤ

答 同地ニ寄留スル者ハ願ニ依リ勤務演習ニ應スルコトヲ得

第二十四問 臺灣ニ寄留スル者ノ簡閱點呼ハ如何

答 臺灣ニ寄留スル者ハ當分簡閱點呼ヲ行ハレス

第二十五問 補充兵ハ海軍志願兵ヲ志願スルコトヲ得ルヤ

答 海軍志願兵條令第五條第一項ニ依リ志願スルコトヲ得

陸軍召集條例問答

召集ヲ分チテ七トス

第一 充員召集

動員ニ方リ諸部團隊ノ要員ヲ充足スル爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

(注意) 在郷軍人トハ休職、停職、豫備役、後備役ノ將校、同相當官、准士官、豫備役、後備役ノ下士、

兵卒(雜卒、工卒)、歸休兵及十二月一日以後ニ於テ未タ入營セサル現役兵並ニ補充兵ヲ謂フ

第二 臨時召集

充員召集實施後缺員ヲ補充スル爲又ハ戰時事變ニ際シ必要アルトキ臨時在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第三 國民兵召集

國民軍ヲ編成スル爲動員令ニ依リ國民兵ヲ召集スルヲ謂フ

國民兵召集ヲ分チテ第一國民兵召集、第二國民兵召集ノ二種トス

(注意) 第一國民兵トハ後備兵役ヲ終リタル者及召集セラレタル補充兵ノ滿期トナリタル者第二國民兵ト

ハ常備役、後備役、補充兵役及國民兵役ニ在ラサル男子ニテ滿十七歳ヨリ四十歳迄ノ者ヲ謂フ

第四 演習召集

演習ノ爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

演習召集ヲ分チテ定期演習召集、臨時演習召集ノ二種トス

第五 教育召集

教育ノ爲補充兵ヲ召集スルヲ謂フ

(注意) 補充兵トハ現役兵員ニ超過シタル者ニシテ其ノ服役年限ハ十二年四箇月ナリ

第六 補缺召集

平時ニ於テ臨時ニ兵員ノ補充ヲ要スルトキ歸休兵ヲ謂フ

第七 簡閱點呼

在郷軍人(未教育補充兵及補助輸卒隊ニ召集セラレタル補助輸卒除ク)ヲ集合シ之ヲ點檢査閱スルヲ謂フ但シ

集合セシムハキ者ノ種類ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第一問 充員召集トハ如何ナル召集ナルヤ

答 動員ニ方リ諸部團隊ノ要員ヲ充足スル爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第二問 動員トハ如何

答 戰時事變ニ際シ平時ノ體勢ヨリ戰時ノ體勢ニ移ル總テノ業務ヲ云フ

第三問 勅命令ヲ發スルハ何人ナルヤ

答 勅命ニ出ツルモ通常帥團長召集ノ事ヲ掌ル又時機切迫シテ命ヲ請フノ邊ナキトキハ戒嚴ヲ宣告シ得ル權アル司令官召集ヲ行フ

第四問 戒嚴ヲ宣告シ得ル權アル司令官トハ如何

答 師團長、旅團長、要塞司令官、警備隊司令官若ハ分遣隊長、艦隊司令長官鎮守府司令長官等ナリ

第五問

市町村長ヨリ充員召集令狀ヲ受ケタルトキ其ノ受領ノ手續如何

答 令狀ヲ受ケタルトキハ其ノ令狀ニ添付シアル受領證ニ令狀受領ノ月日時分ヲ記入シ氏名ノ下ニ捺印シテ其ノ使丁ニ返付ス

第六問

本人不在ナルトキ令狀ヲ受領スル者ハ何人ナルヤ

答 召集通報人又ハ戸主(戸主不在ナルトキハ家族中家事ヲ擔當スル者)ニシテ其ノ受領シタル者ノ氏名ヲ受領證ニ附記シ捺印スルモノトス召集通報人不在ナルトキハ其ノ戸主又ハ家族中家事ヲ擔當スル者前記ノ手續ヲ爲スヘシ

第七問

本人ニ代リテ令狀ヲ受ケタル者ノ處置如何

答 確實迅速ナル方法ヲ以テ召集部隊、到着地及到着日時ヲ本人ニ通報シ速ニ其令狀ヲ交付スルノ處置ヲ爲スヘキモノトス

第八問

戸主、召集通報人又ハ市町村長其ノ他ノ者ヨリ召集ノ通報ヲ受ケタル者指定ノ日時ニ到着スルコト能ハサルトキハ如何爲スヘキヤ

答 其ノ地ノ憲兵又ハ警察官吏ニ就キ其ノ通報ヲ受ケタル日時及出發ノ證明書ヲ受ケ到着ノ上召集事務所ニ届出ヘシ但シ集合場ニ到着スヘキ者ハ直ニ召集部隊ニ到着スヘシ

第九問

召集事務所ハ如何ナル場所ニ設ケアルヤ

答 召集部隊又ハ召集途中ノ集合場ニ在リ

第十問

召集部隊ニ到着スル日時ハ如何

答 令狀表面ニ記載シアル月日ニ召集部隊(又ハ集合場)ノ召集事務所ニ到着シ令狀ヲ以テ届出ヘシ

第十一問

召集ニ應スル爲ニ要スル旅費ノ受領方如何

答 召集部隊ニ於テ受領ス若シ旅費ノ前渡ヲ受ケサレハ應集スルコト能サル者ハ市町村長ニ於テ支給ス

第十二問

令狀又ハ通報受領ノ際傷痍疾病ノ爲應召スルコト能ハサルトキ又ハ傳染病豫防ノ爲交通遮斷隔離又

ハ停留ヲ命セラレタルトキハ如何爲スヘキヤ

答 令狀又ハ通報受領後二十四時間以内ニ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ニ醫師ノ診斷書及令狀ヲ添ヘ之ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ但シ寄留地又ハ旅行先ニ在リテハ本籍地市町村長ニ宛テ發送スルモノトス(傳染病豫防ニ關シテハ醫師ヲ診斷書ヲ要セス)

第十三問 犯罪又ハ所在不明等ノ爲本人ニ代リ令狀ヲ受領シタル者ノ處置如何

答 令狀受領後二十四時間以内ニ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書及令狀ヲ添ヘ之ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ

第十四問 前二項ノ事故止ミタルトキハ如何

答 直ニ本籍地市町村長ニ届出指揮ヲ待ツヘシ

第十五問 應召員途中ニ於テ傷痍疾病ニ罹リ到着延々スル處アルトキハ如何

答 直ニ醫師ノ診斷證書ヲ添ヘ召集部隊長ニ届出ヘシ又出發スルコトヲ得ルニ至レハ速ニ到着ノ上召集事務所ニ届出ヘシ

第十六問 應召員トハ如何

答 召集ニ應スル在郷軍人ヲ謂フ

第十七問 傷痍病ノ外止ムヲ得サル事故ニ依リ到着ヲ遅延スル處アルトキハ如何

答 其ノ地ノ郡長、町村長、憲兵、警察官吏、船長又ハ驛長ノ證明書ヲ受ケ到着ノ上召集事務所ニ届出ヘシ但シ此ノ場合ニ於テ集合場ニ到着スヘキ者ハ直ニ召集部隊ニ到着スルモノトス

第十八問 應召員非常事變ニ依リ交通遮斷シタル爲到着スルコト能ハサル場合ノ處置如何

答 附近諸部團隊(諸部團隊ナキ地ニ在リテハ郡長、町村長、憲兵警察官吏)ニ届出ヘシ但シ出發スルコトヲ得ルニ至レハ證明書ヲ受ケ召集部隊ニ到着ノ上其ノ旨届出ヘシ

第十九問 應召員途中宿泊スル爲設ケラレタル旅舎アルヤ

答 旅舎アリ其旅舎ニハ軍用旅舎ノ看板及標旗又ハ標燈ヲ掲ケアリ

第二十問 復員令ニ依リ召集解除ヲ命セラレタル者及事故ニ依リ歸郷ヲ命セラレタル者ノ届出方如何

答 二日以内ニ衛戍地ヲ出發シ居住地ニ到着後二日以内ニ聯隊區司令官ニ宛テタル届書ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ

第二十一問 應召員中事故ニ依リ歸郷ヲ命セラレシ者ノ届出手續如何

答 二日以内ニ衛戍地(在職地)ヲ出發シ歸郷シタトキハ二日以内ニ市町村長、郡長ヲ經由シテ聯隊區司令官ニ届出ヘシ但シ本籍地外ニ十日以上滞在若ハ寄留セント欲スルトキ又ハ歸郷旅行十日以上ヲ要スルトキハ本籍地市町村長ニ於テ召集通報人ヲ定メ歸郷ヲ命セラレタル日ヨリ二日以内ニ聯隊區司令官ニ届出ヘシ

第二十二問 正當ノ事由ナクシテ前諸項ノ届出ヲ怠リタル者ハ處分アルヤ

答 處分アリ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料又ハ五日以上十日以下ノ拘留ニ處セラル第十四問ノ届出ヲ怠リタル者ハ三十圓以下ノ罰金若ハ一ヶ月以下ノ重禁錮ニ處セラル

第二十三問 臨時召集トハ如何

答 充員召集實施後缺員ヲ補充スル爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第二十四問 臨時召集ニ關スル届出方等ハ前項ヲ準用スヘキヤ

答 總テ前諸項ヲ準用ス

第二十五問 演習召集ニ關スル届出方如何

答 前諸項ヲ準用ス但シ寄留地ニ出テ演習召集ニ應スヘキ許可ヲ受ケタル者ニ在リテハ寄留地市町村長ニ差出スヘシ

第二十六問 演習召集ニ際シ父母妻子ノ疾病危篤又ハ死亡ノ爲其ノ延期ヲ願出ルコトヲ得ルヤ

答 延期ヲ願出ルコトヲ得、下士、兵卒、補充兵ニ在リテハ聯隊區司令官ニ宛テタル願書ヲ本籍地市町村

長ニ差出スヘシ但シ父母妻子疾病危篤ノトキハ醫師ノ診斷證書ヲ添ヘ寄留地ニ於テ演習召集ニ應スヘキ許可ヲ受ケタル者ニ在リテハ寄留地市町村長ニ差出スヘシ

第二十七問 教育召集トハ如何

答 教育ノ爲補充兵ヲ召集スルヲ謂フ

第二十八問 教育召集ニ關スル届出方如何

答 演習召集ニ關スル届出方ニ同シ

第二十九問 補缺召集トハ如何

答 平時ニ於テ臨時ニ兵員ノ補缺ヲ要スルトキ歸休兵ヲ召集スルヲ謂フ

第三十問 補缺召集ニ關スル届出方ハ前諸項ヲ準用スヘキヤ

答 然リ

第三十一問 簡閱點呼トハ如何

答 豫備役、後備役下士、兵卒、歸休兵及教育ヲ受ケタル補充兵ヲ集合シテ之ヲ點檢査閱スルヲ謂フ

第三十二問 簡閱點呼執行官ハ誰ナルヤ

答 佐官ナリ

第三十三問 點呼令狀又ハ參會ノ通報ヲ受ケタル者ニシテ傷痕、(疾病、犯罪、又住所不明)等ノ爲參會スルコト能ハサルトキノ處置如何

答 本人又ハ本人ニ代リ令狀ヲ受ケタル者ヨリ參會日時迄ニ簡閱點呼執行官ニ宛テタル届書及令狀ヲ本籍市町村長ニ差出スヘシ

寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會スヘキ許可ヲ受ケタル者ニ在リテハ寄留地市町村長ニ差出スヘシ但シ傷痕疾病ニ係ル時ハ醫師ノ診斷證書、犯罪、所在不明等ニ係ル時ハ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ添フヘシ

第三十四問 正當ノ事由ナクシテ簡閱點呼ニ參會セサル者ハ處分アルヤ

答 處分アリ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料又ハ五日以下ノ拘留ニ處セラル

帝國在郷軍人會ニ與ヘラレタル特典

- 一 天皇皇后兩陛下、皇太子及皇太子妃殿下幸 啓遊停車場等通御ノ際各地方ノ在郷軍人會員ハ儀仗兵ノ妨ケト爲ラサル地區ニ於テ奉送ヲナスコト
- 二 觀兵式、觀艦式、特別大演習等ニ臨御アラセラル、トキハ差支ナキ限り會員ハ式場内又ハ一定ノ地區ニ於テ拜觀スルコト
- 三 皇族御旅行ノトキハ各地方ノ在郷軍人會ハ敬意ヲ表スル爲代表者ヲ出スコト
- 四 毎年時日ト人員トヲ定メ離宮及振天府ヲ拜觀スルコト
- 五 觀櫻觀菊等ノ御宴ヲ催サレタルトキハ其ノ後日ニ於テ毎年一定ノ人員ヲ限り苑内ヲ拜觀スルコト

陸軍管區表

師管旅團		聯隊區		管轄		區域	
第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二
麻布	東京府	麴町區	神田區	日本橋區	京橋區	芝區	麻布區
東京府	四谷區	牛込區	日本橋區	荏原區	芝區	麻布區	赤坂區
北多摩區	伊豆七島	小笠原島	荏原區	豐多摩區	西多摩區	南多摩區	
神奈川縣	橋本區	都筑	小笠原島	荏原區	豐多摩區	西多摩區	南多摩區
山梨縣	橫濱市	都筑	久良岐	鎌倉	三浦	中郡	高座
山梨縣	橫濱市	津久井	足柄上	鎌倉	三浦	中郡	高座
神奈川縣	愛甲	津久井	足柄上	鎌倉	三浦	中郡	高座
東京府	本郷區	北谷區	淺草區	本所區	埼玉縣	北足立	南埼玉
東京府	深川區	北谷區	淺草區	本所區	埼玉縣	北埼玉	南埼玉
佐倉	千葉縣	北葛飾區	南葛飾區	埼玉縣	埼玉縣	埼玉縣	埼玉縣

第十第	第十第		第六第		第五第		九		
	函館	札幌	六州第	一十第	一廿第	九			
釧路	函館	札幌	都城	鹿兒島	八代	熊本	岩國	山口	松山
北海道廳	北海道廳	北海道廳	宮崎縣	鹿兒島縣	熊本縣	熊本縣	山口縣	山口縣	愛媛縣
紗得釧中根	虻忍歌(渡島國區)	有雨龍札幌	南那珂	鹿兒島市	八代	熊本	熊毛	美禰	東安和
(新阿十花)	余磯久龜幌	幌田	東諸縣	鹿兒島	阿蘇	阿蘇	大島	阿武	北宇智
占川河西村	古岩奥上	三石	北諸縣	大島	宇土	上益城	廣島縣	厚波	南宇和
國白河標	美古太松	沙流	鹿兒島縣	川邊	出水	伊佐	佐伯	都濃	西宇和
振足上目	積小瀨檜	新幌	肝屬		薩摩	始良	安佐		喜多
擇(釧十根)	(後志樽牧志)	靜白千夕							
藥色厚廣	山高壽茅	浦勇室樞							
取丹岸尾	山越島都部	河拂蘭戶							

第	第四第		第三第		第二第						
	二卅第	七第	十三第	五第	五廿第	三第					
廣島	和歌山	堺	大坂	津	桑名	岐阜縣	名古屋	山形	仙臺	若松	福島
廣島縣	和歌山縣	大阪府	兵庫縣	大阪府	三重縣	岐阜縣	愛知縣	山形縣	宮城縣	福島縣	福島縣
高田	廣島市	泉北	永馬	西成	多氣	津	海安	四日市	丹羽	山形	志田
加茂	吳市	南河內	川邊	東成	南	宇治	養老	桑名	稻葉	西春日井	東春日井
安藝	豐田	兵庫縣	大阪府	中河內	東	志摩	不破	愛知縣	本加	知多	岐阜縣
		津原	北河內	北	北	鈴鹿	海西	海東	可兒	武儀	宮城縣
											柴田
											名取
											石川
											伊具

三十第				二十第				一十第					
六廿第		五十第		五卅第		二十第		二廿第		十第			
高田	松本	村松	新發田	警備隊區	福岡	小倉	大分	中津	高知	善通寺	徳島	九龜	神戸
新潟縣	長野縣	新潟縣	新潟縣	對馬	福岡縣	福岡縣	大分縣	大分縣	高知縣	香川縣	徳島縣	香川縣	兵庫縣
中頸城	刈羽	北安曇	長岡	長崎縣	早良市	遠賀市	小倉市	大分市	三豐	仲多度	高松市	高松市	福山市
西頸城	東頸城	北佐久	南魚沼	下縣	糸島	糟屋	鞍手市	門司市	愛媛縣	宇摩	香川	丸龜	美濃
長野縣	更級	南佐久	三島	朝倉	筑紫	嘉穂	企救	大分	周桑	上新居	綾香	大川	武庫
上野市	東筑摩	小縣	古志	佐賀縣	宗像	田川	宮崎縣	宇佐	上野	浮穴	小豆	加古	加東
上下高井	北安曇	諏訪	上田市	西松浦	東松浦	山口縣	下關市						明石

十第		九第				八第				七第	
十二第		八第		一卅第		六第		六十第		四第	
福知山	鳥取	姫路	富山	高岡	鯖江	金澤	弘前	秋田	盛岡	青森	旭川
兵庫縣	京都府	岡山縣	兵庫縣	富山縣	富山縣	福井縣	石川縣	秋田縣	青森縣	青森縣	北海道廳
養父	竹野	勝田	英田	榎保	上富	東礪波	足羽	石川	金澤	鹿角	弘前市
美方	朝鹿	真庭	苦田	佐用	下新	水見	今立	能美	北津輕	西津輕	北津輕
城崎	熊野	久米	赤穂	突栗	中新	射水	丹生	坂井	江沼	山本	南津輕
	天田	鳥取縣	飾磨	岡山縣	岐阜縣	石川縣	南條	吉田			
		氣高	鳥取市	和氣	益田	鹿島	球洲	鳳至			
		東岩	八頭								

第十第		第六十第				第五十第				第四十第			
三卅第		九十第		八十第		九卅第		七十第		八廿第		七廿第	
岡山	福山	奈良	京都	敦賀	大津	濱松	静岡	飯田	豊橋	熊谷	高崎	宇都宮	水戸
岡山縣	廣島縣	奈良縣	京都府	福井縣	滋賀縣	靜岡縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	愛知縣	埼玉縣	群馬縣	茨城縣
吉備市	尾道市	葛野區	上野區	遠敷	大津	磐田	静岡市	惠那那	上伊那	額田市	豐橋市	大里	大里
都上窪	沼比隈	乙訓區	大京區	三飯方	栗太	引佐	田方	下伊那	碧海	秩父	比企	入間	
兒島	磐石	紀伊	愛宕	滋賀縣	滋賀	濱名	賀茂	愛知縣	幡豆				
川上	御津	久世	宇治	犬上	伊香	蒲生	小笠	西加茂	北設樂	南設樂			
淺口	上房	南桑田	綴喜	愛知	東淺井	三重縣		市加茂					
後小田	月房	船井	相樂	高島	阪田	阿賀							

第八十第			第七		
四廿第		三廿第	四卅第		
高瀬	久留米	佐賀	大村	松江	濱田
熊本縣	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	鳥取縣	島根縣
玉名	山門	佐賀市	北松浦市	日野	飯石市
天草	三井	藤津	壹岐	岡山縣	八東
	八女	小松	南彼杵	阿哲	能義
	浮羽	長崎縣	西彼杵		鹿足
	三瀨	南高來		海士	大原
	佐賀縣	北高來			仁多
	神埼	三養基			邑智

備考 一、師管ノ番號ハ師團ノ番號ト、旅管ノ番號ハ歩兵旅團ノ番號ト同一トス
二、臺灣又樺太ノ管區ハ追テ之ヲ定ム

陸軍常備團隊表

近衛	東第一	東第二	東第三	東第四	東第五	東第六	東第七	東第八	東第九	東第十
京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
見	見	見	見	見	見	見	見	見	見	見
島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都
城	城	城	城	城	城	城	城	城	城	城
倉	倉	倉	倉	倉	倉	倉	倉	倉	倉	倉
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八
福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡

大正十二年六月二十日印刷
大正十二年六月二十五日發行

【非賣品】

不許
複製

著者兼
發行者

瀧川銀次郎

長野縣松本市上横田町一五五番地

印刷者

松木喜右衛門

長野市横町十九番地

印刷所

松木活版所


長野市横町十九番地

電話 二三九番

發行所

長野縣松本市上横田町一五五番地

帝國軍士鑑刊行會事務所



287
664

終